

# 神崎町地域防災計画

令和3年3月

神崎町防災会議



# 目 次

第1編 総則	1
第1章 目的と構成	3
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3章 神崎町の地勢的条件	12
第2編 地震編	13
第1章 総則	15
第1節 震災対策の基本方針	15
第2節 想定地震と被害想定	17
第2章 災害予防計画	23
第1節 防災意識の向上	23
第2節 土砂災害等予防対策	28
第3節 建築物の耐震化等の推進	31
第4節 液状化災害予防対策	36
第5節 火災等予防対策	38
第6節 消防計画	41
第7節 防災施設の整備	44
第8節 情報連絡体制の整備	47
第9節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	48
第10節 備蓄・物流計画	53
第11節 帰宅困難者等対策	55
第12節 防災体制の整備	58
第3章 災害応急対策計画	60
第1節 災害対策本部活動	60
第2節 情報収集・伝達体制	75
第3節 地震・火災避難計画	89
第4節 要配慮者等の安全確保対策	94
第5節 消防・救急救助・医療救護活動	97
第6節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	104
第7節 救援物資供給活動	109
第8節 広域応援の要請及び県外支援	113
第9節 自衛隊への災害派遣要請	117
第10節 学校等の児童生徒の安全対策・文化財の保護	123
第11節 帰宅困難者等対策	126
第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	128
第13節 住宅の応急修理	135
第14節 応急仮設住宅の提供等	136

第 15 節	被災建築物応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定 .....	138
第 16 節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧 .....	140
第 17 節	ボランティアの協力 .....	150
第 4 章	災害復旧計画 .....	154
第 1 節	被災者生活安定のための支援 .....	154
第 2 節	液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策 .....	163
第 3 節	激甚災害の指定 .....	165
第 4 節	災害復興 .....	166
第 3 編	風水害編 .....	169
第 1 章	総則 .....	171
第 1 節	風水害等対策の基本方針 .....	171
第 2 章	災害予防計画 .....	173
第 1 節	防災意識の向上 .....	173
第 2 節	水害予防対策 .....	177
第 3 節	土砂災害予防対策 .....	182
第 4 節	風害予防計画 .....	186
第 5 節	雪害予防対策 .....	190
第 6 節	火災予防対策 .....	193
第 7 節	消防計画 .....	195
第 8 節	防災施設の整備 .....	195
第 9 節	情報連絡体制の整備 .....	195
第 10 節	要配慮者の安全確保のための体制整備 .....	195
第 11 節	備蓄・物流計画 .....	195
第 12 節	帰宅困難者等対策 .....	196
第 13 節	防災体制の整備 .....	197
第 3 章	災害応急対策計画 .....	198
第 1 節	災害対策本部活動 .....	198
第 2 節	情報の収集・伝達活動 .....	201
第 3 節	水防計画 .....	210
第 4 節	避難計画 .....	216
第 5 節	要配慮者等の安全確保対策 .....	216
第 6 節	救急救助・医療救護活動 .....	216
第 7 節	警備・交通の確保・緊急輸送対策 .....	217
第 8 節	救援物資供給活動 .....	218
第 9 節	広域応援の要請及び県外支援 .....	218
第 10 節	自衛隊への災害派遣要請 .....	218
第 11 節	学校等における児童生徒の安全対策・文化財の保護 .....	218
第 12 節	帰宅困難者等対策 .....	218
第 13 節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策 .....	218

第 14 節	住宅の応急修理	218
第 15 節	応急仮設住宅の提供等	218
第 16 節	ライフライン関連施設等の応急復旧	219
第 17 節	ボランティアの協力	219
第 4 章	災害復旧計画	220
第 1 節	被災者生活安定のための支援	220
第 2 節	ライフライン関連施設等の復旧計画	220
第 3 節	激甚災害の指定	220
第 4 節	災害復興	220
第 4 編	大規模事故等災害編	221
第 1 章	総則	223
第 2 章	大規模火災対策	225
第 1 節	基本方針	225
第 2 節	予防計画	225
第 3 節	応急対策計画	226
第 3 章	林野火災対策	228
第 1 節	基本方針	228
第 2 節	予防計画	228
第 3 節	応急対策計画	229
第 4 章	危険物等災害対策	232
第 1 節	基本方針	232
第 2 節	予防計画	232
第 3 節	応急対策計画	234
第 5 章	航空機事故災害対策	237
第 1 節	基本方針	237
第 2 節	予防計画	237
第 3 節	応急対策計画	237
第 6 章	鉄道事故災害対策	240
第 1 節	基本方針	240
第 2 節	予防計画	240
第 3 節	応急・復旧計画	240
第 7 章	道路事故災害対策	243
第 1 節	基本方針	243
第 2 節	予防計画	243
第 3 節	応急対策計画	244



# 第1編 総則





## 第1章 目的と構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、神崎町防災会議が作成する計画であって、神崎町の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を地震、風水害等から保護するため、次の事項を定め、防災対策に万全を期するものとする。

- 1 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
  - (1) 防災組織に関する計画
  - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
  - (3) 災害防除に関する計画
  - (4) 罹災者の救助保護に関する計画
  - (5) 震災警備に関する計画
  - (6) 自衛隊の災害派遣要請の計画
  - (7) その他の災害時における応急対策の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他の必要な計画

【資料編：7－1 神崎町防災会議条例】

## 第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の主な事務又は業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに、被害の軽減を図る。

機関名	事務又は業務の大綱
【神崎町】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町防災会議及び町災害対策本部に関すること。</li> <li>2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。</li> <li>3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。</li> <li>4. 災害の防除と拡大の防止に関すること。</li> <li>5. 救助、防疫等及び保健衛生に関すること。</li> <li>6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。</li> <li>7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること。</li> <li>8. 被災町営施設の応急対策に関すること。</li> <li>9. 災害時における文教対策に関すること。</li> <li>10. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。</li> <li>11. 災害時における交通、輸送の確保に関すること。</li> <li>12. 被災施設の復旧に関すること。</li> <li>13. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。</li> <li>14. 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
【消防機関】	
成田市消防本部 (大栄消防署下総分署)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 火災の予防、警戒及び消火に関すること。</li> <li>2. 水火災等の災害の防除及び被害の軽減に関すること。</li> <li>3. 負傷者の救出救護及び救急搬送に関すること。</li> </ol>
消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時の消防・水防活動及び応急復旧活動に関すること。</li> <li>2. 被害情報の収集、伝達及び被害事態の把握に関すること。</li> <li>3. 被害者の救出、救護、非常警戒に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
【千葉県】	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。</li> <li>2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。</li> <li>3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること。</li> <li>4. 災害の防除と拡大の防止に関すること。</li> <li>5. 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。</li> <li>6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。</li> <li>7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
	8. 被災県営施設の応急対策に関すること。 9. 災害時における文教対策に関すること。 10. 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11. 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12. 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13. 被災施設の復旧に関すること。 14. 町が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること。 15. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16. 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 17. 被災者の生活再建支援に関すること。 18. 町が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること。
香取土木事務所	1. 県の管理に係る河川、道路及び橋梁の保全に関すること。
香取農業事務所	1. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。 2. 農作物の被害調査及び被害対策に関すること。
香取保健所 [香取健康福祉センター]	1. 医療施設の保全に関すること。 2. 医療及び救護に関すること。 3. 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。
教育庁北総教育事務所	1. 災害時における文教対策の指導に関すること。
香取警察署	1. 被災者の救出及び避難に関すること。 2. 死体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。 3. 交通規制に関すること。 4. 防犯その他社会秩序の維持に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
<b>【指定地方行政機関】</b>	
関東管区警察局	1. 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること。 2. 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 3. 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること。 4. 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること。
関東総合通信局	1. 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2. 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること。 3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。 4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
<p>関東財務局千葉財務事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事。</li> <li>2. 融資関係 (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事。 (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関する事。</li> <li>3. 国有財産関係 (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事。 (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事。 (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事。 (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事。 (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事。 (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事。</li> <li>4. 民間金融機関等に対する指示、要請関係 (1) 災害関係の融資に関する事。 (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事。 (3) 手形交換、休日営業等に関する事。 (4) 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する事。 (5) 営業停止等における対応に関する事。</li> </ol>
<p>関東信越厚生局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。</li> <li>2. 関係職員の派遣に関する事。</li> <li>3. 関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>
<p>千葉労働局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。</li> <li>2. 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事。</li> </ol>
<p>関東農政局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事。</li> <li>2. 応急用食料・物資の支援に関する事。</li> <li>3. 食品の需給・価格動向の調査に関する事。</li> <li>4. 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事。</li> <li>5. 飼料、種子等の安定供給対策に関する事。</li> <li>6. 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事。</li> <li>7. 営農技術指導及び家畜の移動に関する事。</li> <li>8. 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事。</li> <li>9. 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事。</li> <li>10. 被害農業者に対する金融対策に関する事。</li> </ol>
<p>関東森林管理局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事。</li> <li>2. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
関東経済産業局	1. 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2. 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3. 被災中小企業の振興に関する事。
関東東北産業保安監督部	1. 火葉類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。
関東地方整備局	1. 災害予防 (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事。 (2) 通信施設等の整備に関する事。 (3) 公共施設等の整備に関する事。 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事。 (6) 豪雪害の予防に関する事。 2. 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事。 (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事。 (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。 (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事。 (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関する事。 (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関する事。 (7) 災害時相互協力に関する申し合わせに基づく適切な緊急対応の実施に関する事。 3. 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図る。
関東運輸局	1. 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。 2. 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。 3. 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関する事。
成田空港事務所	1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事。 2. 遭難航空機の搜索及び救助に関する事。 3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
関東地方測量部	1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 2. 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事。 3. 地殻変動の監視に関する事。

機関名		事務又は業務の大綱
東京管区気象台 (銚子地方気象台)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</li> <li>2. 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。</li> <li>3. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。</li> <li>4. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</li> <li>5. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。</li> </ol>
関東地方環境事務所		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。</li> <li>2. 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。</li> <li>3. 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。</li> <li>4. 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。</li> </ol>
北関東防衛局		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。</li> <li>2. 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。</li> </ol>

機関名		事務又は業務の大綱
【自衛隊】		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害派遣の準備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係資料の基礎調査に関すること。</li> <li>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</li> <li>(3) 防災資材の整備及び点検に関すること。</li> <li>(4) 自衛隊災害派遣計画における防災に関する各種訓練の実施に関すること。</li> </ol> </li> <li>2. 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること。</li> <li>(2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること。</li> </ol> </li> </ol>

機関名		事務又は業務の大綱
【指定公共機関】		
東京電力パワーグリッド(株)		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における電力供給に関すること。</li> <li>2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
日本赤十字社千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療救護に関すること。</li> <li>2. 心のケアに関すること。</li> <li>3. 救援物資の備蓄及び配分に関すること。</li> <li>4. 血液製剤の供給に関すること。</li> <li>5. 義援金の受付及び配分に関すること。</li> <li>6. その他応急対応に必要な業務に関すること。</li> </ol>
成田国際空港（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における空港の運用に関すること。</li> <li>2. 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること。</li> <li>3. 帰宅困難者対策に関すること。</li> </ol>
東日本高速道路（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東日本高速道路の保全に関すること。</li> <li>2. 東日本高速道路の災害復旧に関すること。</li> <li>3. 災害時における緊急交通路の確保に関すること。</li> </ol>
東日本旅客鉄道（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉄道施設の保全に関すること。</li> <li>2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> <li>3. 帰宅困難者対策に関すること。</li> </ol>
日本通運（株）千葉支店	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</li> </ol>
福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における物資の輸送に関すること。</li> </ol>
日本郵便（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害時における郵便事業運営の確保</li> <li>2. 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関すること。</li> <li>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。</li> <li>(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。</li> <li>(4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便はがき等寄附金の配分に関すること。</li> <li>(5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。</li> </ol> </li> <li>3. 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。</li> </ol>
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。</li> <li>2. 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。</li> <li>3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。</li> <li>4. 被災者の受信対策に関すること。</li> </ol>
東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信施設の整備に関すること。</li> <li>2. 災害時等における通信サービスの提供に関すること。</li> <li>3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
KDDI（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信施設の整備に関すること。</li> <li>2. 災害時等における通信サービスの提供に関すること。</li> <li>3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</li> </ol>
ソフトバンク（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信施設の整備に関すること。</li> <li>2. 災害時等における通信サービスの提供に関すること。</li> <li>3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。</li> </ol>

機関名	事務又は業務の大綱
<b>【指定地方公共機関】</b>	
両総土地改良区、北総東部土地改良区及び下総土地改良区	1. 用排水の施設の整備と管理に関すること。 2. 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
(一社)千葉県LPガス協会、日本瓦斯(株)	1. ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
日本航空(株)及び全日本空輸(株)	1. 航空機の運航の安全と確保に関すること。 2. 旅客の安全確保に関すること。
(公社)千葉県医師会	1. 医療及び助産活動に関すること。 2. 医師会と医療機関との連絡調整に関すること。
(一社)千葉県歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること。 2. 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること。
(一社)千葉県薬剤師会	1. 調剤業務及び医薬品の管理に関すること。 2. 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること。 3. 地区薬剤師会との連絡調整に関すること。
(公社)千葉県看護協会	1. 医療救護活動に関すること。 2. 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること。
千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送及び(株)ベイエフエム	1. 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 2. 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3. 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。
(一社)千葉県トラック協会及び(一社)千葉県バス協会	1. 災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
<b>【公共的団体】</b>	
香取広域市町村圏事務組合	1. 可燃ごみの処理に関すること。 2. し尿の処理に関すること。 3. 死亡者の火葬に関すること。 4. 粗大ごみの処理に関すること。
かとり農業協同組合	1. 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2. 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3. 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 4. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 5. 農産物の需給調整に関すること。
香取農業共済組合	1. 農作物被害状況の情報収集及び報告に関すること。 2. 農作物被害に係る共済事業に関すること。
神崎町商工会	1. 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の供給に関すること。 2. 危険物の保安に関すること。 3. 被災企業等の復興に関すること。
(一社)香取郡市医師会	1. 災害時における救護班の動員並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。 2. 死体検視の協力及び援助に関すること。



機関名	事務又は業務の大綱
(一社)香取匠瑳歯科医師会	1. 歯科医療活動に関すること。 2. 地区歯科医師との連絡調整に関すること。
香取郡市薬剤師会	1. 医薬品の調達及び供給の管理に関すること。 2. 地区薬剤師との連絡調整に関すること。
金融機関	1. 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
(社福)じょうもんの郷	1. 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 2. 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
(社福)神崎町社会福祉協議会	1. 災害時におけるボランティア活動の支援及び連絡調整に関すること。 2. ボランティアの登録、受付等及びその受入体制の確保に関すること。 3. 要配慮者の支援に関すること。
危険物取扱施設	1. 安全管理の徹底に関すること。 2. 防護施設の整備に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
<b>【住民及び事業者等】</b>	
住民	1. 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での震災発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること。 2. 県及び町が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること。
事業所	1. 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること。 2. 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること。 3. 事業所等は、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること。
自主防災組織	1. 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること。 2. 県及び町が行う防災対策に協力するよう努めること。
ボランティア団体	1. 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること。

## 第3章 神崎町の地勢的条件

### 1 地勢

神崎町は、千葉県の北端中部、東経 140° 24' 24" 北緯 35° 54' 00" に位置し、町の東は香取市、西から南に至って成田市と接し、北には利根川をはさみ茨城県稲敷市に囲まれた東西 5.7km、南北 6.2km で面積 19.90km<sup>2</sup> である。

### 2 地形、地質

地形は、北部の利根川三角州からなる低地部と南部の下総台地からせり出す丘陵部から成り立っている。低地部は海拔 5 m 未満の水田として利用されている。丘陵部は標高 5～40m 程度であり、谷津田と呼ばれる丘陵部に深く切り込んだ水田がつくられている。谷津田の上には古くから集落が形成され、多くの円墳や貝塚が残っている。

地質を見ると、低地部は肥沃な沖積土で、台地部は洪積土となっている。

### 3 気象

気候は温暖で、年間平均気温は 15.8℃ であり、年間降水量は 1,400mm 前後で降霜、降雪とも少ない。

### 4 交通

神崎町の公共交通は、町の北部を J R 成田線が通っており成田まで約 20 分、千葉まで約 60 分、東京まで約 100 分の距離にある。

幹線道路網は、国道 356 号と国道 356 号バイパス及び県道郡停車場大須賀線、江戸崎神崎線によって構成されている。国道 356 号は、町の東西軸であり、我孫子市と銚子市を結んでおり、香取市佐原から国道 51 号に入って鹿島臨海工業地帯へ向かう大型車の通過路線である。また、町西部を南北にわたって首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通っており、国道 356 号バイパスから首都圏中央連絡自動車道（圏央道）神崎インターチェンジにアクセスできる。

県道郡停車場大須賀線は、町の南北軸であり、東関東自動車道路大栄インターチェンジからのアクセス路線でもある。

幹線町道は、町内各集落と国、県道を結ぶ役割を担っているが、既に沿道に集落が張り付いている。

## 第2編 地震編



# 第1章 総則

## 第1節 震災対策の基本方針

本町は、北側に利根川、上八間川、浄向川、神崎川、江口川の河川が流れ、水田地帯が広がっており、南側に急傾斜地の山林地帯があり、地盤沈下やがけ崩れなどの被害が予想される。

さらに、高齢化が進み、その1つの指標である老年人口比率（総人口に占める65歳以上の割合）も31.9%にまで達し、災害時に行動が不自由な要配慮者の増加をもたらし、加えて、核家族化、少子化現象の進行により、本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題となっているところである。

こうした実情に鑑み、町では災害の予防、応急、復旧の各対策において、次の事項に取り組むものとする。

### 1 災害予防対策

- (1) 住民への地震に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成と防災訓練の充実に努める。
- (2) 地震に強い町土づくりを進めるため、河川の改修、急傾斜地対策、建築物対策などの防災対策を進める。
- (3) 圏央道神崎インターチェンジと国道356号バイパスに隣接した、「道の駅発酵の里こうざき」の立地条件と広さを生かし、車両での帰宅困難者の受入れや、広域的な一時避難場所、物資集積所としての役割を持たせた防災拠点として整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄と消防施設の整備を図る。  
また、道路網が寸断された場合に備え、一級河川利根川の舟運を利用した物資輸送等が行えるよう、船着き場の維持管理を行う。
- (4) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備、維持管理を行う。
- (5) 今後の地震対策に役立つ各種調査研究を進める。

### 2 災害応急対策

- (1) 震災時に迅速な対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関の応急体制を整える。
- (2) 地震情報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- (3) 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実に努める。
- (4) 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- (5) 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体等の迅速な応援を得て応急対策を実施する。
- (6) 水道、電気、ガス等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- (7) 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

**3 災害復旧対策**

- (1) 一般被災者や被災事業者への救護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

## 第2節 想定地震と被害想定

本地域防災計画策定の前提条件として、県が平成19年度及び平成26・27年度に今後100年程度以内に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を対象に最新の知見と技術力を用いて実施した、地震被害想定調査の結果をもとに想定する。

### 1 想定地震

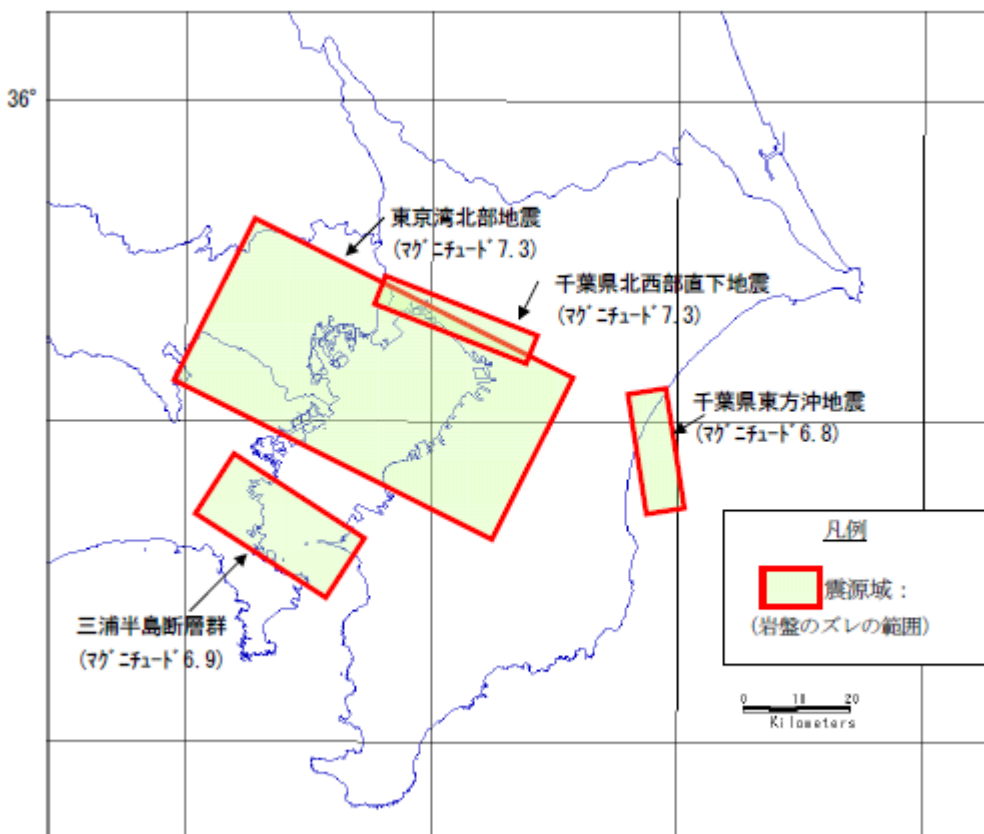
#### (1) 地震の規模等

NO	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ※	地震のタイプ
1	千葉県北西部直下地震	7.3	約50km	プレート内部
2	東京湾北部地震	7.3	約28km	プレート境界
3	千葉県東方沖地震	6.8	約43km	プレート内部
4	三浦半島断層群による地震	6.9	約14km	活断層

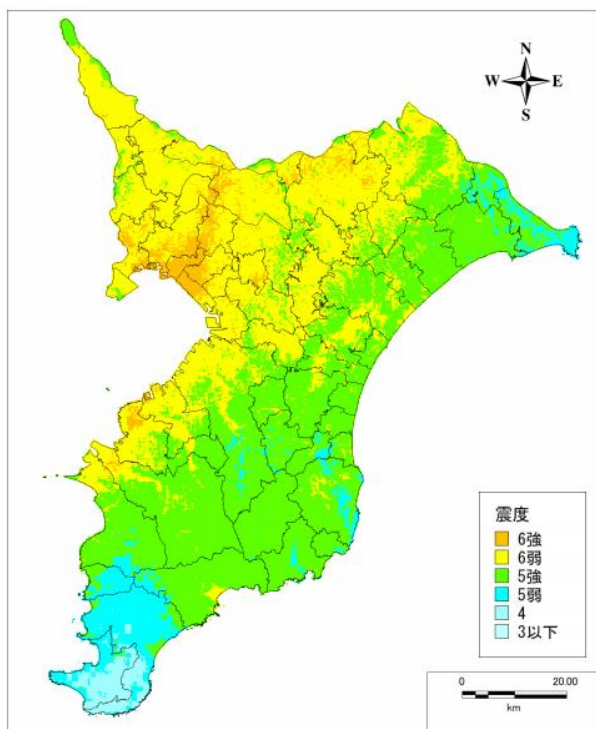
※ 震源の深さ：震源域における破壊開始点の深さ

※ No.1：平成26・27年度調査。No.2～4：平成19年度調査。

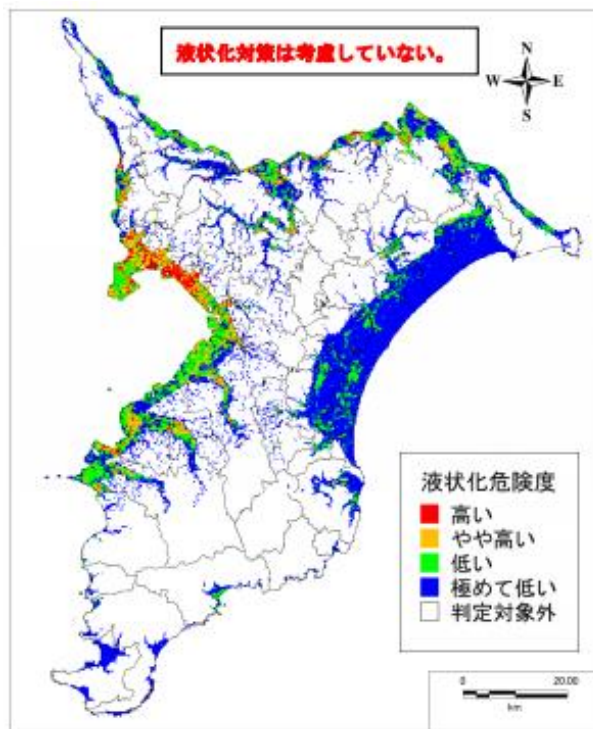
【被害想定対象地震の震源域】



【震度分布図】



【液状化危険度分布図】





## 2 町の被害想定

想定地震のうち、最も被害が大きいのは、千葉県北西部直下地震となっており、本町の被害は、次のとおり想定されている。

### (1) 地震動・液状化危険度

項目	被害想定
地表の震度分布	5強～6強
液状化危険度	北部の利根川下流域の一部で液状化危険度が高い

### (2) 建物被害（全壊・焼失棟数）

ケース	全壊・焼失棟数					全棟数	(棟)	
	揺れ	液状化	急傾斜地	火災	合計		倒壊棟数 揺れ	半壊棟数 揺れ
冬18時、 風速8m/s	約80	約10	—	—	約80	約4,400	—	約230
冬18時、 風速4m/s	約80	約10	—	—	約80	約4,400		
冬5時、 風速8m/s	約80	約10	—	—	約80	約4,400		
冬5時、 風速4m/s	約80	約10	—	—	約80	約4,400		
夏12時、 風速8m/s	約80	約10	—	—	約80	約4,400		
夏12時、 風速4m/s	約80	約10	—	—	約80	約4,400		

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし、5～99は一の位を四捨五入して表示。また、5未満（0を含む。）は「—」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

### (3) 人的被害（建物倒壊等）

ケース	死傷者数			自力脱出困難者数
	死者数	重傷者数	軽傷者数	
冬5時	—	約10	約70	約10
夏12時	—	約10	約50	—
冬18時	—	約10	約50	—

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし、5～99は一の位を四捨五入して表示。また、5未満（0を含む。）は「—」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

(4) 人的被害 (火災)

(人)

ケース	死傷者数		
	死者数	重傷者数	軽傷者数
冬 5 時	—	—	—
夏 12 時	—	—	—
冬 18 時	—	—	—

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし、5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満 (0 を含む。) は「—」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

(5) ライフライン被害 (上水道機能支障)

給水人口	上水道機能支障人口 (人)				
	直後	1 日後	1 週間後	2 週間後	1 箇月後
約 5,000	約 3,600	約 3,500	約 2,500	約 1,500	約 440
	上水道機能支障率 (%)				
	直後	1 日後	1 週間後	2 週間後	1 箇月後
	73	71	50	31	9

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし、5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満 (0 を含む。) は「—」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

(6) ライフライン被害 (下水道機能支障)

処理人口	下水道管路被害による直接的な影響人口 (人)			
	直後	1 日後	1 週間後	1 箇月後
—	—	—	—	—
【参考】上水道機能支障率 (%)				
直後	1 日後	1 週間後	1 箇月後	
73	71	50	9	

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし、5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満 (0 を含む。) は「—」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

※ 下水道機能が復旧しても上水道が使えないとトイレ等が使用できないことが多いため、参考までに上水道機能支障率を併記。

(7) ライフライン被害 (LPガス機能支障)

LPガス消費者世帯数	機能支障世帯数	機能支障率
約 1,800	約 140	8%

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし、5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満 (0 を含む。) は「—」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

※ 消費者世帯数は、千葉県内のLPガス販売事業所が販売している消費者世帯数であり、千葉県外の販売事業所が千葉県内に販売している消費者世帯数は含まない (平成 26 年 4 月 1 日現在)。

(8) その他の被害（平日 12 時発災時における帰宅困難者数）

(人)

平日 12 時時点 の現在地	ゾーン外外出者数			
	通勤	通学	私事等	計
香取市・神崎町	約 11,300	約 1,800	約 3,300	約 16,400
	帰宅困難者数			
	通勤	通学	私事等	計
	約 6,000	約 740	約 2,400	約 9,200

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む。）は「-」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

※ 鉄道・自動車含むすべての交通機関が停止したと仮定した場合の数値。

※ 東日本大震災当日の帰宅困難者数は、千葉県で約 52 万人（10 歳代以下含まず。）と推計されている（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告より）。

※ なお、県外で帰宅困難者となる千葉県民は、現在地が東京都で 64.5 万人、埼玉県で 3.6 万人、神奈川県で 3.6 万人、茨城県で 2.4 万人と想定される。

(9) その他の被害（避難者数、冬 18 時発災、風速 8m/s）

(人)

1 日後			1 週間後			2 週間後		
避難者数			避難者数			避難者数		
避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外	
約 90	約 60	約 140	約 500	約 500	約 990	約 560	約 840	約 1,400
4 週間後			1 箇月後					
避難者数			避難者数					
避難所	避難所外		避難所	避難所外				
約 230	約 550	約 780	約 210	約 480	約 690			

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む。）は「-」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

(10) その他の被害（震災廃棄物発生量、冬 18 時発災、風速 8m/s）

重量 (t)	体積 (m³)
約 7,800	約 7,600

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む。）は「-」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

(11) その他の被害（一般廃棄物（生活ごみ））

(t/月)

発災～3 箇月後			3 箇月後～半年			半年～1 年後		
家庭ごみ	粗大ごみ	計	家庭ごみ	粗大ごみ	計	家庭ごみ	粗大ごみ	計
約 150	約 20	約 170	約 150	約 10	約 160	約 150	約 10	約 160

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む。）は「-」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

(12) その他の被害（エレベータ閉込者数、停止台数）

閉込者数			閉じ込めにつながり得る エレベータ停止が発生	
朝 8 時	昼 12 時	夕 18 時	建物棟数（棟）	エレベータ台数（台）
—	—	—	—	—

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む。）は「—」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

(13) その他の被害（医療対応力不足数、冬 18 時発災、風速 8m/s） (人)

対応可能 入院患者数	要転院 患者数	重傷者数 +病院死者	対応可能外 来患者数	軽傷者数	医療対応力不足数	
					入院対応	外来対応
—	—	約 10	約 20	約 50	約 10	約 30

※ 十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む。）は「—」と表示。

※ 合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

(14) その他の被害（医師 1 人当たり診療すべき患者数、冬 18 時発災、風速 8m/s） (人)

医療施設従事医師数		医療需要		医師 1 人当たり 診療すべき患者数	
外科系	外科系以外	重傷者+ 病院死者	軽傷者数	外科系	外科系以外
1	3	約 10	約 50	8	16

※ 二次医療圏別の小計欄において、医師 1 人当たり診療すべき患者数は、二次医療圏の医療需要合計を二次医療圏の医師数合計で割った値を表示。

※ 医療需要は、十の位を四捨五入して表示。ただし 5～99 は一の位を四捨五入して表示。また、5 未満（0 を含む。）は「—」と表示。また、医療需要の合計は丸め、誤差の関係で合わない場合がある。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災意識の向上

#### (全部の課)

地震による被害を最小限度にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、地震についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、被害想定等の実施を推進し、また、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、LGBTの視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

#### 1 防災教育（全部の課等）

町、県、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体のかかわりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的かつ基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し、避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、その防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開する。

#### 2 過去の災害教訓の伝承（総務課・まちづくり課・教育委員会）

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

### 3 防災広報の充実（総務課・まちづくり課）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関があらゆる広報媒体を活用し、防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、住民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

#### （1）自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- カ 緊急地震速報の活用方法
- キ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明
- ク 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- ケ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- コ 自動車へのこまめな満タン給油
- サ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- シ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む。）
- ス 帰宅困難者の心得
- セ 地震保険の制度

#### （2）地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

#### （3）その他一般的な知識

- ア 地震、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

#### （4）広報媒体等及び広報対象

- ア 広報媒体等  
    広報紙、講演会、広報車、ビデオ・DVD、学級活動、パンフレット、リーフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等
- イ 広報対象  
    地域住民、自治会、自主防災組織、幼児・児童生徒、町職員、ボランティア

#### （5）報道機関との協力

報道機関からの防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し、協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

#### 4 自主防災体制の強化（総務課・保健福祉課・まちづくり課）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

##### (1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、町は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員・児童委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は、次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平常時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策）</li> <li>2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ）</li> <li>3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練）</li> <li>4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検）</li> <li>5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用防災資機材等の整備）</li> <li>6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整備など）</li> <li>7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）</li> </ol>
発災時	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び伝達（被害の状況、ライフラインの状況、避難勧告又は指示等）</li> <li>2 出火防止、初期消火</li> <li>3 救出・救護（救出活動・救護活動）</li> <li>4 避難（避難誘導、避難所の運営等）</li> <li>5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）</li> </ol>

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者（管理権原者）は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には、防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組みの促進を図る。

5 防災訓練の充実（全部の課等）

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなる



よう工夫する。

また、災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、町が中心となり、消防機関、自主防災組織、ボランティア（NPO）組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、町職員等の役割分担を明確化する。

(1) 総合防災訓練

- ア 職員の非常参集訓練
- イ 災害対策本部の設置運営訓練
- ウ 被害情報の収集・伝達訓練
- エ 初期消火訓練
- オ 避難訓練
- カ 非常炊き出し訓練

(2) 自主防災組織訓練

- ア 初期消火訓練
- イ 避難訓練

## 第2節 土砂災害等予防対策

(まちづくり課・総務課)

地震に伴う地盤災害による人的、物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導等の措置を講じる。

### 1 土砂災害の防止（まちづくり課・総務課）

町、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策等を講じるよう努めるとともに、警戒避難体制の整備を行う。

#### (1) 土砂災害警戒区域等の公表

町及び県は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努める。

また、土砂災害警戒区域等を町のホームページで公表するとともに、関係住民へ周知する。

#### (2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

町は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

#### (3) 土地利用の適正化

町は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に啓発・指導の徹底等に努める。

### 2 急傾斜地崩壊対策（まちづくり課・総務課）

#### (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

町は、県と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、県が指定する急傾斜地崩壊危険区域の手続を推進する。

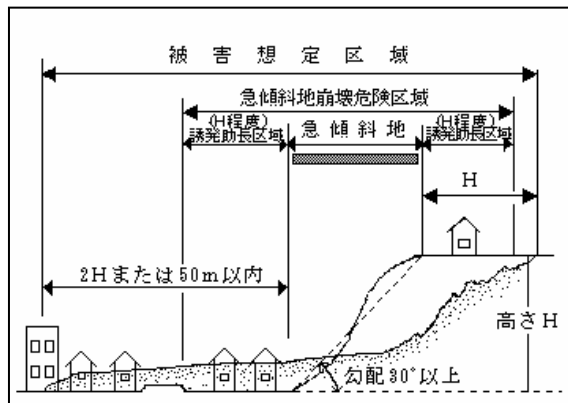
なお、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域

の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

**【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】**

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(3) 防止工事の実施

町及び県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

**3 山地災害対策（まちづくり課・総務課）**

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険がある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

**4 宅地造成地災害対策（まちづくり課・総務課）**

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

(1) 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

(2) 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意するものとする。

ア 災害危険区域（建築基準法第39条）、土砂災害特別警戒区域（法律土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

イ 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

ウ 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

【資料編：1-1 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料編：1-2 山地災害危険地区】

【資料編：1-3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域】

【資料編：1-4 浸水予想区域内にある要配慮者施設】

### 第3節 建築物の耐震化等の推進

(まちづくり課・総務課)

町内における建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震時に被害を生じるおそれのある建築物等に対し、安全性の向上を図る必要がある。

また、東日本大震災においても、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、各施設の耐震性について、さらに強化を図る。

#### 1 建築物等の耐震対策（総務課・まちづくり課・教育委員会）

##### (1) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進

- ア 既存建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、県と調整の上、耐震診断・耐震改修を促進する。
- イ 建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震診断及び耐震改修等に積極的に努めるよう、指導を徹底していく。
- ウ 町は、県と連携し、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震診断及び耐震改修等の促進のための施策を推進する。
- エ 「神崎町耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

##### (2) 学校施設の耐震化

近年の大規模地震の状況等を踏まえ、吊り天井等非構造部材を含めた耐震対策を進める。

##### (3) 文化財の防災対策

町及び県は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

##### (4) ブロック塀等の安全対策

- ア 「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」に基づき、適正な築造方法の普及啓発に努めるとともに、既設のブロック塀等に関しては、県と連携して、所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。
- イ 小学校・こども園の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

##### (5) 落下物防止対策

- ア 「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、建築物の所有者等への啓発等に努める。
- イ 人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対し、適切な改修や補修の指導を行う。

(6) 家具・大型家電の転倒防止

町は、町ホームページ、広報紙及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

ア 連絡協議会の運用

町は、建築防災に係る諸施設の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会による、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に協力する。

イ 安全対策の啓発

町は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の普及啓発に努める。

2 ライフライン等の耐震対策（まちづくり課）

震災時に水道管や電気施設等ライフライン施設が被害を受けると、生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

このため、各事業者は、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

(1) 水道施設

既存水道施設の中には、まだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、町は、次のとおり施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画作成を行う。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から老朽施設等について、緊急に補強又は更新を行う。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備補強、及び複数系統化などの水道システムとしての耐震性の向上を図る。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できるよう努める。

(2) 電気施設

ア 建物については、建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む。）は、ダム設計基準、道路橋示方書などの基準水平震度とする。

イ 変電、送電、配電、通信設備は、それぞれ水平加速度等に合う耐震設計を行う。

ウ 定期的な巡視点検並びに自家用需要を除く一般需要の電気工作物調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見・改修に努め

る。

### (3) 電話施設

- ア 建築基準法による、建物設備の耐震設計を行う。
- イ 埋設管路は、離脱防止継手等を使用し、中継ケーブル網設備の2ルート化・地中化等による耐震性を高める。
- ウ 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入による耐震性の強化、通信設備の周辺装置（パソコン等）は、転倒防止対策を実施する。

## 3 道路及び交通施設の安全化（まちづくり課）

道路、鉄道等は、地域内はもとより、都市間相互を連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

### (1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や、被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている町管理道路の整備については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、道路改良など災害に強い道づくりに努める。

### (2) 道路橋梁等防災計画

- ア 橋梁については、改訂道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。
- イ 道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。
- ウ 特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

### (3) 鉄道施設等

- ア 現況
 

町内には、千葉市と銚子市を結ぶJR成田線が走っており、下総神崎駅が位置している。
- イ 施設の耐震性
 

東日本旅客鉄道（株）は、鉄道施設の耐震補強について「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施する。

## 4 危険物施設等の安全化

### (1) 液化石油ガス関係

- ア 消費者の保安対策
 

消防本部は、販売事業者等に対し、次の指導を行うことにより、消費設備の事故防止と震災時の二次災害を防ぎ、消費者の安全確保を図る。

(ア) 消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等

による転倒・転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置促進を図る。

(イ) マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導入についても促進を図る。

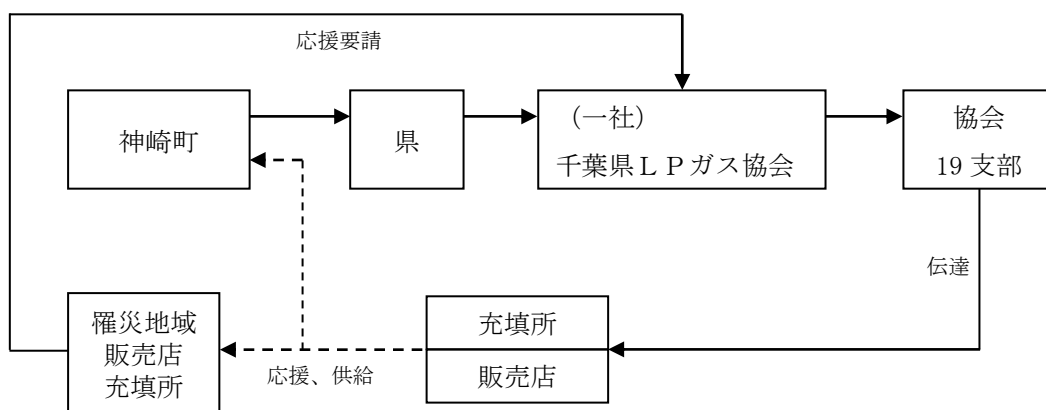
(ウ) 消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

(エ) 避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

イ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（一社）千葉県LPガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

【（一社）千葉県LPガス協会への応援要請・供給体制】



(2) 危険物施設関係

消防本部は、消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、次の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

(ア) 地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

(イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。

(ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じ、控え壁等を設置する。

(エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。

(オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

(ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓



練を実施する。

(イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての確化を図るとともに、従業員への周知を徹底する。

(ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

(3) 少量危険物及び指定可燃物施設関係

消防本部は、成田市火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、次の対策を実施するよう消防本部を通して指導し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

(ア) 無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。

(イ) 地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

イ 保安体制面の対策

(ア) タンクの元弁及び注入口の弁又は蓋は、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。

(イ) 地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。

(ウ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

## 第4節 液状化災害予防対策

(まちづくり課・総務課)

平成23年3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、町の北部利根川沿いの地域を中心として広い範囲で地盤の液状化現象が発生した。

液状化による人的被害はなかったものの、大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり等により建物や道路、上水道等のライフラインに被害が生じた。また、千葉県東方沖地震（昭和62年12月）で液状化した場所の再液状化も確認されたことから、震災時において液状化現象の発生が予想される地域においては、七都県市が実施した共同研究結果を本計画の中に反映させ、液状化対策の実施に努める。

### 1 液状化対策の推進（まちづくり課）

上水道施設等のライフラインや道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

### 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策（まちづくり課・総務課）

#### (1) 上水道施設

水道管の布設替えをする際は、地震に強い耐震管を採用し、液状化の被害を防止する対策を適切に実施する。

#### (2) 道路橋梁

地盤の液状化による道路等の被害を最小限のものにするため、必要に応じて地盤改良等による液状化防止対策、基礎杭等の打設対策等の実施に努める。

#### (3) 河川等

通常、大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、地震によって堤防が破損し、浸水することも予想されることから、堤防、護岸等の液状化対策に努める。

#### (4) 建築物

建築物の基礎、杭等について、建築基準法に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化の危険性を周知するハザードマップの作成、パンフレット等の配布により、建築物の所有者、設計者に対して液状化対策に関する普及啓発に努めるとともに、その指導を推進する。

### 3 液状化対策の広報・周知（総務課）

#### (1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの周知

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）

によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民に分かりやすく広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集し、公表する。

#### (2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民の生活や経済面に大きな負担がかかる。住民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生リスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して住民に広報する。

#### 4 液状化被害における生活支援（保健福祉課）

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これら在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所、社会福祉協議会など福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

## 第5節 火災等予防対策

(総務課・消防本部・まちづくり課)

今後、起こり得る首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

なお、消防に関する事務等は、平成18年3月27日より成田市へ委託していることからその指導推進等に当たっては、成田市の計画により実施する。

### 1 地震火災の防止（総務課・消防本部）

#### (1) 出火の防止

##### ア 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため、町は、区（自治会）、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行う。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器がすべての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

##### イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

##### ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険排除に努め、予防対策の万全を期する。

##### エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。また、成田市火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

##### オ 化学薬品等の出火防止

町及び県は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

#### カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

### (2) 初期消火

ア 町及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を推奨する。

イ 町、消防本部及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織を指導する。

### (3) 延焼拡大の防止

#### ア 常備消防の強化

町及び消防本部は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め、体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じ、消防力の増強を図っていく。

#### イ 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。とりわけ、弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

#### ウ 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、耐震性貯水槽等の消防水利の計画的な整備を図る。

#### エ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、町及び消防本部は、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」をもとに、市街地における空中消火について検討する。

## 2 防災空間の整備・拡大（まちづくり課）

(1) 良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、町における火災の防止に役立てる。

(2) 防災まちづくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にし、防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努める。

(3) 町の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特に、その効果の著しい広幅員の幹線道路については、緊急性の高いものから整備を図る。

- (4) 河川空間は、延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等に努める。

## 第6節 消防計画

(総務課・消防本部)

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

### 1 消防体制・施設の強化（総務課・消防本部）

#### (1) 常備消防の強化

町及び消防本部は、消防力を最大限有効に活用するため、日頃から精力的に訓練を行い、消防力の増強を図る。

#### (2) 消防団の充実強化

町及び消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及啓発活動を実施する。

### 2 市町村相互の応援体制（総務課・消防本部）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、町及び消防本部は、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

#### 【資料編：2-1 災害協定一覧】

### 3 広域航空消防応援体制（総務課・消防本部）

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の規定により、他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び町の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

### 4 消防思想の普及（総務課・消防本部）

- (1) 各種の行事を行い、消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する（各1週間）。
- (3) 各種講習会等を開催する。
- (4) 住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

## 5 消防計画及びその推進（総務課・消防本部）

消防計画は、成田市消防計画によるが、特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
  - 家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ、常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
  - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
    - (ア) 密集地域の計画
    - (イ) 重要文化財の計画
    - (ウ) バラック建物等の地域の計画
    - (エ) 重要建物、施設の計画
    - (オ) 高層建物の計画
    - (カ) 地下構造物及び施設の計画
    - (キ) その他
  - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
  - ウ 港湾等沿岸地域の計画
  - エ 急傾斜地域の計画
  - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
  - ア 強風時の計画
  - イ 乾燥時の計画
  - ウ 飛火警戒の計画
  - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
  - ア 林野火災の計画
  - イ 車両火災の計画
  - ウ 船舶火災の計画
  - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
  - ア 機械器具操法訓練
  - イ 機関運用及び放水演習
  - ウ 自動車操縦訓練
  - エ 非常招集訓練
  - オ 飛火警戒訓練



- カ 通信連絡訓練
  - キ 破壊消防訓練
  - ク 林野火災防ぎょ訓練
  - ケ 車両火災防ぎょ訓練
  - コ 船舶火災防ぎょ訓練
  - サ 航空機火災防ぎょ訓練
  - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
  - ス 災害応急対策訓練
  - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
- ア 防火思想普及計画
  - イ 予防査察計画

## 第7節 防災施設の整備

(総務課・保健福祉課・まちづくり課・教育委員会)

災害から住民の生命や財産を守るため、避難所等の各種防災施設の整備に努める。

### 1 防災用備蓄施設等の整備（総務課）

災害時における災害応急対応を円滑に行うための防災備蓄倉庫、防災用資機材等の整備が重要である。

この備蓄倉庫内の防災用資機材等の備蓄状況は、次のとおりであるが、今後も指定された避難場所等へ計画的に防災備蓄倉庫を設置していくものとする。

また、非常時に資機材等が不足した場合は、県及び近隣市町に協力を要請する。

【資料編：6-1 防災備蓄倉庫【役場駐車場】】

【資料編：6-2 防災備蓄倉庫【小学校】】

【資料編：6-3 防災備蓄倉庫【道の駅】】

### 2 避難施設の整備（総務課・保健福祉課・まちづくり課・教育委員会）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、町及び県は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が異なることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

#### (1) 指定緊急避難場所の指定等

##### ア 指定緊急避難場所の指定

町は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う火災等に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

町は、指定緊急避難場所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

##### イ 指定緊急避難場所の周知

町及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び

避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

#### ウ 誘導標識の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

### (2) 指定避難所の指定等

#### ア 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、指定避難所を指定又は取り消したときは、県に通知するとともに公示する。

#### イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。

- (ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮したポータブルトイレ等の整備及び生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。

(ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係課や地域住民等関係者との調整に努める。

(サ) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(シ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課と保健福祉課が連携して取組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。

### (3) 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

### (4) 震災対策用貯水施設等の整備

町は、水道事業者等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備について検討する。

### (5) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救急救助活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、町は、町地域防災計画に位置付け、その確保に努めている。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講ずる。

【資料編：3-3 ヘリコプター臨時離発着場】

【資料編：4-1 指定緊急避難場所】

【資料編：4-2 指定避難所】

【資料編：4-3 福祉避難所】

## 3 道の駅の防災機能強化（まちづくり課）

町は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

## 第8節 情報連絡体制の整備

(総務課)

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

### 1 町における災害通信施設の整備（総務課）

町は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星通信、インターネットメール、町防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に停電が発生した場合に備え、デジタル無線の活用などにより、情報連絡体制の強化を図るとともに、定期的な訓練を実施し、操作方法の習熟に努める。

また、町は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ、浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

### 2 非常通信体制の充実強化（総務課）

町、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

### 3 アマチュア無線の活用（総務課）

アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用が図ることができるよう、平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

### 4 その他通信網の整備（総務課）

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実を図る。

【資料編：5-1 防災行政無線【固定局】】

【資料編：5-2 防災行政無線【屋外子局】】

## 第9節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

(保健福祉課・総務課)

東日本大震災においては、高齢者や障害者など支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、町は、高齢者や障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(以下、この節において「取組指針」という。)」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き(以下、この節において「手引き」という。)」を作成している。

### 1 避難行動要支援者に対する対応(保健福祉課)

町は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行う。

#### (1) 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、重要事項を定める。

その上で、本計画の下位計画として、全体計画を位置付け、より細目的な内容を定める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成等

##### ア 要配慮者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。

(ア) 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している保健福祉課、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、社会福祉協議会、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握に努める。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

##### イ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

- a 町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。
- b 高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し、

判断することが想定される。

- ・警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
  - ・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
  - ・避難行動をとる上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は、次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(エ) 町における情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者（消防本部、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、町において適切な措置を講ずるよう努める。

エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

オ 町は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

### (3) 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成にあわせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

## 2 要配慮者全般への対応（保健福祉課・総務課）

### (1) 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

町は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

### (2) 避難指示（緊急）等の情報伝達

町は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示（緊急）等の周知を図る。

### (3) 防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。

### (4) 避難施設等の整備及び周知

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施する



とともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し、積極的な周知に努める。また、町及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、哺乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

#### (5) 防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し、災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけるよう努める。

#### (6) 在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

#### (7) 広域避難者への対応

町及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

### 【資料編：4-3 福祉避難所】

## 3 社会福祉施設等における防災対策（保健福祉課・総務課）

町及び県は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう施設等に対する指導に努める。

### (1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

### (2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災

組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるように努め、入所者及び児童生徒等の実態に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

4 外国人に対する対策（保健福祉課・総務課）

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人に対する対応

町は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人に対応するため、県の語学ボランティアの派遣要請を迅速に行えるよう、派遣制度の活用を図る。

## 第10節 備蓄・物流計画

(総務課・保健福祉課・まちづくり課)

町は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

あわせて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

### 1 食料・生活必需品等の供給体制の整備（総務課・まちづくり課）

県の「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する

#### (1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町及び県は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、自動車へのこまめな満タン給油、その他生活必需物資を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

#### (2) 町における備蓄・調達体制の整備

町における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は基礎的な地方公共団体として、一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な発電機等の資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害や地域特性、要配慮者、女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資、大量に必要となるものですべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

#### (3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

町及び県は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定すると

ともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 町及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平常時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

ア 町における物流体制

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。

また、町は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

**【資料編：2-1 災害協定一覧】**

**2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（保健福祉課）**

(1) 災害用医薬品等の備蓄

災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健福祉館等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備していくものとする。

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため、医療救護活動に必要な応急医療資機材を計画的に保健福祉館等に整備していくものとする。

**3 水防用資機材の整備（総務課）**

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、水防用資機材の備蓄に努める。また、利根川下流河川事務所及び県等防災関係機関に対し、必要に応じた水防用資機材の調達依頼を円滑に行うための体制を整備する。

**【資料編：3-2 広域物資拠点・応急対策活動拠点】**

**【資料編：6-1 防災備蓄倉庫【役場駐車場】】**

**【資料編：6-2 防災備蓄倉庫【小学校】】**

**【資料編：6-3 防災備蓄倉庫【道の駅】】**

**【資料編：6-4 神崎本宿水防倉庫】**

## 第11節 帰宅困難者等対策

(総務課・まちづくり課・教育委員会)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや救急救助活動の妨げになるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会などにおける研究・検討を踏まえ、国や県、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

### 1 帰宅困難者等（総務課）

#### (1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

#### (2) 帰宅困難者の発生予想数

「平成26・27年度 千葉県地震被害想定調査報告書」では、千葉県北西部直下地震の発生により、町外で帰宅困難者となる住民（報告書では、本町と香取市の1市1町を1つの地域単位としている。）は、外出している約16,400人のうち、約9,200人と予測されている。

### 2 一斉帰宅の抑制（総務課・まちづくり課）

#### (1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、町及び県は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して、定期的に一斉広報を実施する。

#### (2) 安否確認手段の普及啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ、周知されていることが必要である。このため、町及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版(web171)、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確

認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや個人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討、実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策の要請

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、町及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄については、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策（総務課・まちづくり課・教育委員会）

(1) 一時滞在施設の確保と周知

町及び県は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し、指定する。

また、町及び県は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、町及び県は、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業・学校など関係機関における訓練実施の要請

町及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

【資料編：2-1 災害協定一覧】

#### 4 帰宅支援対策（総務課・まちづくり課）

##### （1）災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

町は、県が進める店舗経営事業者との災害時帰宅支援ステーション協定の締結について、認知度向上のため、町ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

##### （2）搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

#### 5 関係機関と連携した取組み（総務課・まちづくり課）

##### （1）千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

県内市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

##### （2）駅周辺帰宅困難者等対策協議会

大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情に鑑みた、実効性の高い対策を検討・実施していくことが必要である。

このため、町は、近隣の駅周辺帰宅困難者等対策協議会との連携体制の構築に努める。

## 第12節 防災体制の整備

(総務課)

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や県及び他市町村、防災関係機関からの広域応援体制を構築するため、平常時から県及び県内市町村、防災関係機関との連携に努めるとともに、災害対策本部機能の強化など、体制の整備を図る。

また、大規模地震等の発生時には、住民の生命、財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画（BCP）を作成し、体制の整備を図る。

### 1 町の防災体制の整備（総務課）

#### (1) 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応する体制を整備するため、災害対策本部体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直しを図る。

また、被災による行政機能の低下などにより、情報収集や救助活動に支障をきたす場合等を想定し、独自の情報収集体制の構築や現地災害対策本部の設置など、効果的な運用方法等について検討する。

#### (2) 応援受入計画の策定

町は、大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておく。

### 【資料編：3-1 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の受援拠点・応急対策活動拠点】

#### (3) 広域避難者の受入体制の整備

町は、県が調整する市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

#### (4) 事業者との連携

町は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意する。

#### (5) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

町は、大規模停電発生時に非常用発電機の配備等、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者にかかわる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよ



う努める。

(6) 燃料の供給体制の整備

町は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(7) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

町は、男女共同参画の視点から、まちづくり課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整が行えるよう、平常時及び災害時におけるまちづくり課の役割について、総務課とまちづくり課が連携し、明確化しておくよう努める。

**【資料編：2-1 災害協定一覧】**

**2 町の業務継続計画（Business Continuity Plan）（総務課）**

(1) 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(2) 策定に係る重要6要素

町は、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、特に、次の重要6要素について定めておく。

- ア 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

### 第3章 災害応急対策計画

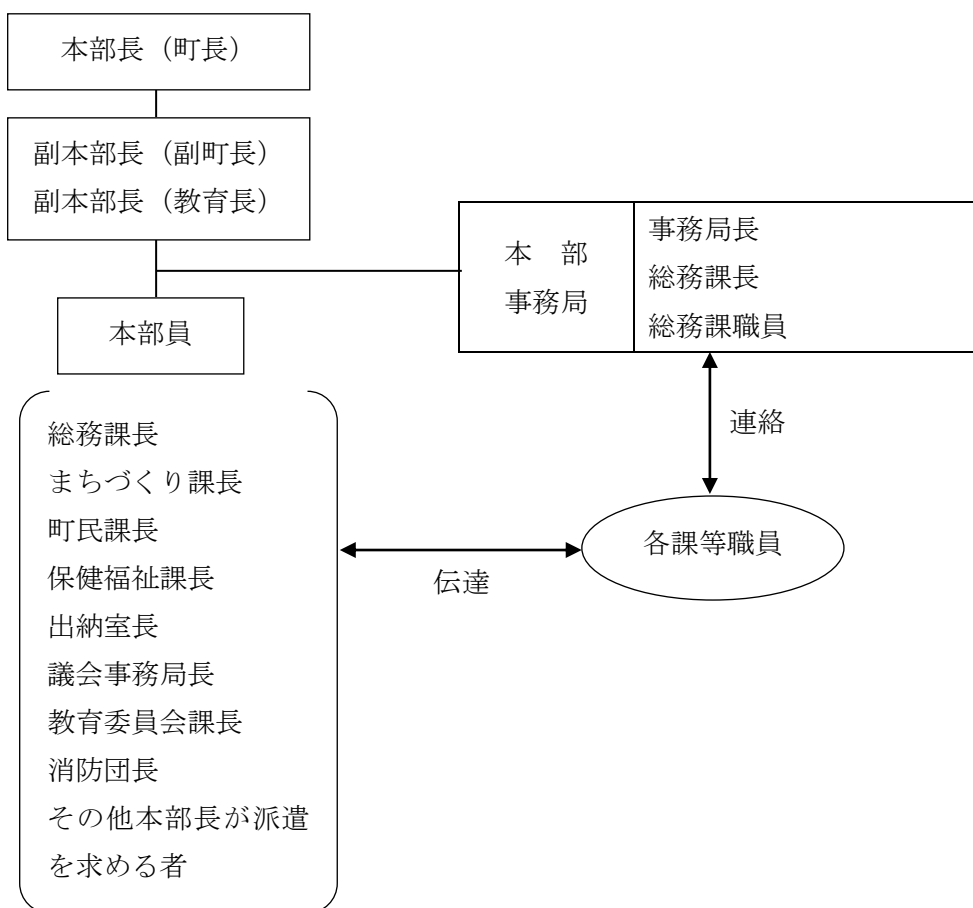
#### 第1節 災害対策本部活動

(全部の課等)

大地震が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、さらには生活関連施設の機能障害など、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町は、県及び防災関係機関との緊密な連携による、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

#### 【災害対策本部の組織】



#### 1 町の活動体制

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県及び防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、神崎町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において千葉県災害対策本部等が設置されたときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

神崎町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法、神崎町災害対策本部条例の定めるところによる。

## 2 災害対策本部設置前の初動対応

### (1) 注意配備

【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、注意配備をとる。

また、状況の変化に応じて、警戒配備へと移行する。

担当	業務内容
総務課	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること。 2 注意配備の決定及び解除に関すること。 3 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関すること。 5 職員の動員・把握に関すること。 6 被害情報調査の総括及び報告に関すること。 7 その他のまちづくり課に属さない事務に関すること。
まちづくり課	1 総務課との連絡調整及び情報の収集、報告に関すること。 2 道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関すること。 3 土木関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること。

### (2) 警戒配備

【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、警戒配備をとる。

また、状況の変化に応じて、災害対策本部へと移行する。

担当	所掌事務
総務課	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること。 2 警戒配備の決定及び解除に関すること。 3 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関すること。 5 職員の動員・把握に関すること。 6 各課の対策実施状況の把握に関すること。 7 被害情報調査の総括及び報告に関すること。 8 避難所等の防災拠点との連絡調整に関すること。 9 課内の連絡調整並びに情報の収集、報告に関すること。 10 その他、他課に属さない事務に関すること。 11 町有施設の被害状況調査、庁舎機能の維持及び警備に関すること。 12 本部全般に係る資機材の調達、配備に関すること。 13 町内会・自治会等との連絡調整等に関すること。 14 災害情報等の広報に関すること。

担当	所掌事務
まちづくり課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事。</li> <li>2 道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>3 土木関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 災害危険区域の巡視及び応急措置に関する事。</li> <li>5 管理施設の被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>6 ため池・農業用水路の氾濫等の警戒に関する事。</li> <li>7 大規模集客施設の被害調査、情報提供及び支援に関する事。</li> </ol>
町民課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事。</li> <li>2 来庁者の安全確保に関する事。</li> <li>3 外国人の安否確認、避難支援に関する事。</li> <li>4 香取広域市町村圏事務組合との連絡調整に関する事。</li> <li>5 住家及び土地の被害調査に関する事。</li> </ol>
保健福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事。</li> <li>2 避難所の開設・運営に関する事。</li> <li>3 避難行動要支援者の安否把握、避難支援に関する事。</li> <li>4 福祉関係施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関する事。</li> <li>5 園児の避難に関する事。</li> <li>6 保育所、放課後児童クラブ等の園児及び児童の保護及び応急保育に関する事。</li> <li>7 人的被害（傷病者）の調査、報告に関する事。</li> <li>8 医療関係機関の被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>9 医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関する事。</li> <li>10 管理施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関する事。</li> </ol>
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委員会内の連絡調整及び情報の収集、報告に関する事。</li> <li>2 児童生徒の避難に関する事。</li> <li>3 教育関係施設の被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>4 教育関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 避難所の開設・運営に関する事。</li> </ol>

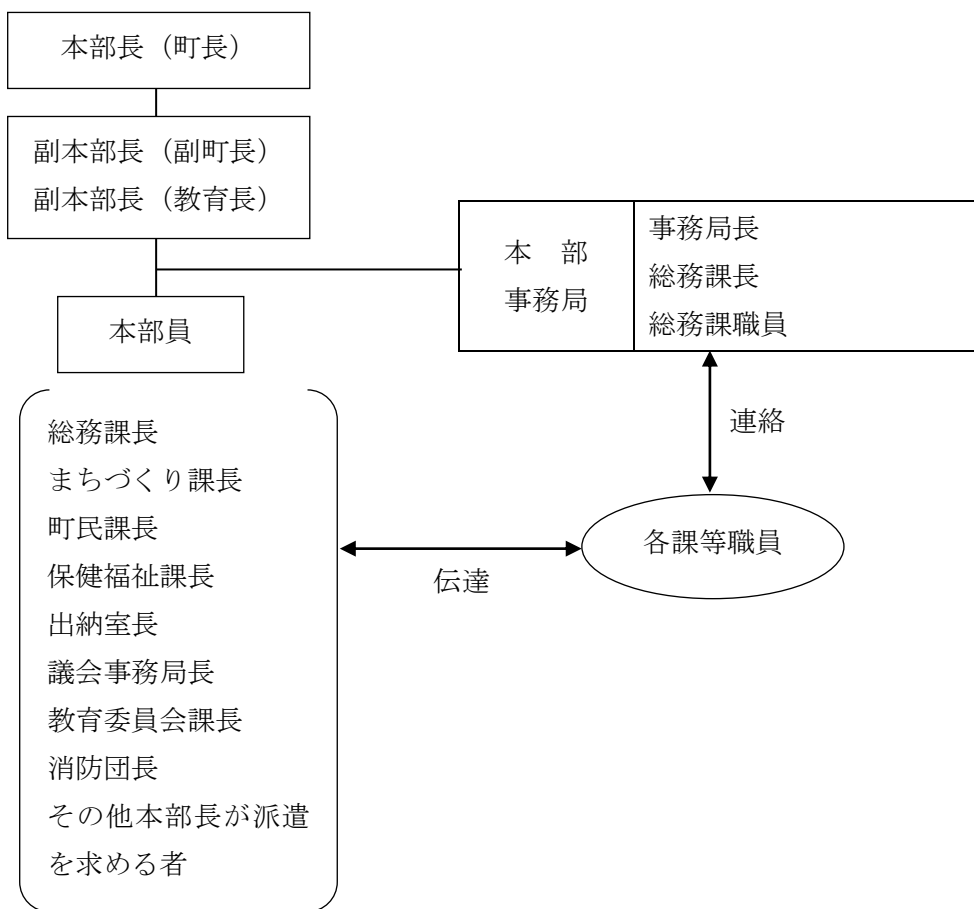
### 3 災害対策本部

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、町長が不在や事故等により業務が遂行できない場合は、副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長の順でその業務を代理する。

#### 【資料編：7-2 神崎町災害対策本部条例】

(1) 組織編成



ア 本部会議

(ア) 本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

(イ) 本部長は、審議決定に当たり、必要に応じて防災関係機関に対して職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

イ 本部事務局

本部事務局は、本部長の指示を受けて各課等の連絡調整及び本部設置前の情報収集を担当する。

(ア) 事務局長は、総務課長をもって充てる。

(イ) 事務局職員は、総務課職員をもって充てる。ただし、職員が不足した場合は、各課等の長と協議して、各課等の長が所属職員を指名し、本部事務局に勤務する。

ウ 分掌事務

各課等が所掌する分掌事務を遂行する。

担当		所掌事務
総務課	管財係 庶務係 財政係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること。</li> <li>・ 防災会議の総括及び記録に関すること。</li> <li>・ 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。</li> <li>・ 県災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 県及び町防災行政無線の運用に関すること。</li> <li>・ 地震・気象情報等の収集、整理、伝達に関すること。</li> <li>・ 災害対策に必要な情報システムの運用及び活用に関すること。</li> <li>・ 職員の動員・把握に関すること。</li> <li>・ 各課の対策実施状況の把握に関すること。</li> <li>・ 被害情報調査の総括及び報告に関すること。</li> <li>・ 各部間の職員の応援体制に関すること。</li> <li>・ 避難勧告等の発令及び解除に関すること。</li> <li>・ 警戒区域の設定及び解除に関すること。</li> <li>・ 避難所等の防災拠点との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 自衛隊、消防、自治体への応援要請及び連絡調整に関すること。</li> <li>・ 課内の連絡調整並びに情報の収集、報告に関すること。</li> <li>・ 職員への食料、物資の供給等の活動支援に関すること。</li> <li>・ 災害救助法に関すること。</li> <li>・ 応援及び派遣職員の支援及び健康管理に関すること。</li> <li>・ 自衛隊、他自治体からの応援の受入れ、調整及び配置に関すること。</li> <li>・ 県外避難者の支援に関すること。</li> <li>・ 被災他市町村への避難所運営支援に関すること。</li> <li>・ 被災者生活再建支援法に関すること。</li> <li>・ 本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。</li> <li>・ 電話・FAX・メールの受理、対応に関すること。</li> <li>・ 災害時の記録撮影等、災害記録に関すること。</li> <li>・ 被災者台帳の作成に関すること。</li> <li>・ 町有施設の被害状況調査、庁舎機能の維持及び警備に関すること。</li> <li>・ 本部全般に係る資機材の調達、配備に関すること。</li> <li>・ 災害対策従事者の装備品の確保、配布に関すること。</li> <li>・ 燃料の確保に関すること。</li> <li>・ 災害時の配車計画及び車両の借上げに関すること。</li> <li>・ 緊急通行車両証明書に関すること。</li> <li>・ 国、県への災害に係る要望、陳情に関すること。</li> <li>・ 国、県からの災害関係資金に関すること。</li> <li>・ 臨時バスの運行に関すること。</li> <li>・ 町内会・自治会等の連絡調整等に関すること。</li> <li>・ 対策に係る予算の編成及び執行管理に関すること。</li> <li>・ 資金計画の作成に関すること。</li> <li>・ 公務災害補償に関すること。</li> <li>・ 復興計画の策定に関すること。</li> </ul>

担当		所掌事務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金、見舞金の受入れ、配分、保管、礼状に関すること。</li> <li>・その他、他課に属さない事務に関すること。</li> </ul>
議会事務局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会との連絡その他渉外に関すること。</li> <li>・視察者、見舞者への対応に関すること。</li> </ul>
出納室		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害経費の出納に関すること。</li> </ul>
まちづくり課 農業委員会事務局	建設係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること。</li> <li>・災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること。</li> <li>・応急作業の業者委託に関すること。</li> <li>・道路、河川、急傾斜地等の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>・道路、河川、急傾斜地等の応急復旧に関すること。</li> <li>・道路、河川等の障害物の除去に関すること。</li> <li>・災害時の道路通行制限に関すること。</li> <li>・土木関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害危険区域の巡視及び応急措置に関すること。</li> <li>・緊急輸送道路に関すること。</li> <li>・管理施設の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>・管理施設の応急措置に関すること。</li> <li>・被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること。</li> <li>・倒壊家屋等の解体撤去に関すること。</li> <li>・住宅等における障害物の除去に関すること。</li> <li>・家屋の浸水に対する応急措置に関すること。</li> <li>・応急仮設住宅の建設計画（用地交渉を含む。）及び工事施工、維持管理に要すること。</li> <li>・応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。</li> <li>・公営住宅等の斡旋に関すること。</li> <li>・ヘリポートの開設に関すること。</li> </ul>
	水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急措置に要する資機材等の調達に関すること。</li> <li>・応急作業の業者委託に関すること。</li> <li>・管理施設の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>・管理施設の応急修理及び復旧に関すること。</li> <li>・応急給水に関すること。</li> <li>・県水道局との連絡調整に関すること。</li> </ul>
	産業係 農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池・農業用水路の氾濫等の警戒、二次被害防止に関すること。</li> <li>・応急食料、物資の調達及び配送に関すること。</li> <li>・生活必需品、その他日常応急物資の調達及び斡旋に関すること。</li> <li>・炊き出しに関すること。</li> <li>・商工業及び農畜産業関係の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>・義援物資の受入れに関すること。</li> <li>・帰宅困難者対策に関すること。</li> <li>・災害による家畜伝染病の防疫に関すること。</li> <li>・被災商工業者及び被災農家に対する金融対策に関すること。</li> <li>・大規模集客施設の被害調査、情報提供及び支援に関</li> </ul>

担当		所掌事務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>すること。</li> <li>管理施設の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>管理施設の応急措置に関すること。</li> <li>管理施設の避難施設への供与に関すること。</li> </ul>
	企画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害広報紙の作成及び配布に関すること。</li> <li>避難所等への広報に関すること。</li> <li>災害情報等の広報に関すること。</li> <li>各種報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>報道機関への要請に関すること。</li> <li>報道発表に関すること。</li> <li>災害時の記録撮影等に関すること。</li> <li>管理施設の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>管理施設の応急措置に関すること。</li> <li>管理施設の避難施設への供与に関すること。</li> </ul>
町民課	住民係	<ul style="list-style-type: none"> <li>課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること。</li> <li>来庁者の安全確保に関すること。</li> <li>安否情報の提供に関すること。</li> <li>外国人の安否確認、避難支援に関すること。</li> <li>外国人の安全確保と生活支援に関すること。</li> <li>災害相談に関すること。</li> <li>窓口対応に関すること。</li> </ul>
	生活環境係 国保年金係	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理施設の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること。</li> <li>香取広域市町村圏事務組合との連絡調整に関すること。</li> <li>仮設トイレの確保に関すること。</li> <li>し尿の収集、処理に関すること。</li> <li>災害廃棄物の収集及び処理に関すること。</li> <li>ごみの収集及び処理に関すること。</li> <li>環境汚染等の対策に関すること。</li> <li>死体の検案・処理、収容及び安置に関すること。</li> <li>死者、行方不明者の調査、処理に関すること。</li> <li>死体の埋火葬申請に関すること。</li> <li>死亡動物の処理に関すること。</li> <li>放浪動物、ペットへの対応に関すること。</li> <li>放射線対策に関すること。</li> </ul>
	課税係 収税係	<ul style="list-style-type: none"> <li>住家及び土地の被害調査に関すること。</li> <li>罹災台帳の作成に関すること。</li> <li>罹災証明書の交付に関すること。</li> <li>町税の減免等、災害時の税制措置に関すること。</li> <li>国保税の減免等、災害時の税制措置に関すること。</li> </ul>
保健福祉課	福祉係 介護保険係 保育係 地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること。</li> <li>避難所の開設・運営に関すること。</li> <li>避難者の誘導に関すること。</li> <li>避難者の収容及び輸送に関すること。</li> <li>避難行動要支援者の安否把握、避難支援に関すること。</li> <li>福祉関係施設の被害状況の調査、報告及び応急対策</li> </ul>



担当		所掌事務
		<p>に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の安全確保と生活援助に関すること。</li> <li>・要配慮者の生活必需品の調達及び配送に関すること。</li> <li>・福祉避難所の設置、運営に関すること。</li> <li>・ボランティアセンターの設置支援及び連絡調整に関すること。</li> <li>・保育所、放課後児童クラブ等の園児及び児童の保護及び応急保育に関すること。</li> <li>・要保護児童（被災による孤児、遺児等）に関すること。</li> <li>・日赤等社会福祉団体への連絡に関すること。</li> <li>・管理施設の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>・管理施設の応急措置に関すること。</li> <li>・管理施設の避難施設への供与に関すること。</li> </ul>
	保健係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急医療救護及び助産に関すること。</li> <li>・救護所の設置に関すること。</li> <li>・救護班の編成に関すること。</li> <li>・人的被害（傷病者）の調査、報告に関すること。</li> <li>・被災者の医療対策に関すること。</li> <li>・救護に必要な医薬品、医療品及び資機材等の確保に関すること。</li> <li>・医療関係機関の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>・医師会その他医療機関との連絡及び出動要請に関すること。</li> <li>・被災者の心のケアに関すること。</li> <li>・防疫に関すること。</li> </ul>
教育委員会	学校教育係 社会教育係 社会体育係 給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること。</li> <li>・児童生徒の避難に関すること。</li> <li>・教育関係施設の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>・教育関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・教育関係施設の応急修理及び復旧に関すること。</li> <li>・災害時の応急教育に関すること。</li> <li>・被災児童生徒に対する学用品の支給に関すること。</li> <li>・災害時の学校給食に関すること。</li> <li>・社会教育諸団体への協力要請に関すること。</li> <li>・文化財の被害状況の調査、報告及び応急対策に関すること。</li> <li>・避難所の開設・運営への協力に関すること。</li> </ul>
消防団	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課内の連絡調整及び情報の収集、報告に関すること。</li> <li>・災害情報の収集に関すること。</li> <li>・火災等の警戒及び鎮圧に関すること。</li> <li>・避難者の誘導に関すること。</li> <li>・避難施設等への給水及び搬送に関すること。</li> <li>・行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>・広域医療搬送に関すること。</li> <li>・水防活動、危険物対策に関すること。</li> </ul>
共通事項	全部の課等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の特命事項に関すること。</li> </ul>

(2) 災害対策本部の設置又は廃止とその基準

町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により状況を総合的に判断し、災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

ア 【震災対策等配備区分・基準】に該当する場合

イ その他、近隣市町等において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合など、本部長が必要と認めたとき。

(3) 災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

本部長（町長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を知事及び近隣市町長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、本部長（町長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
知事	県防災行政無線、電話、地域衛星通信ネットワーク、Ｌアラート	総務課長
各出先機関 香取警察署 成田市消防本部 近隣市町長	県防災行政無線、電話、地域衛星通信ネットワーク、Ｌアラート	各主管課長
庁内職員	庁内放送、電話、携帯電話のメール	総務課長
町防災会議委員	電話、ＦＡＸ	各主管課長
住民	防災行政無線、緊急速報メール、町ホームページ、Ｌアラート、広報車	総務課長
報道機関	電話、ＦＡＸ	各主管課長

【資料編：5-1 防災行政無線【固定局】】

【資料編：5-2 防災行政無線【屋外子局】】

(4) 本部会議等の連絡方法

ア 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部事務局職員を通じて各課等に連絡する。また、本部会議の審議、決定事項は、本部員が各所属職員に伝達する。

イ 各課等で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長あるいは他の課等において承知しておく必要がある事項は、本部事務局職員を通じて速やかに本部事務局長に報告する。

ウ 上記イにより報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告する。

(5) 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

(6) 災害対策本部の開設場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎内に開設するが、被災等によりその機能が著しく低下し、維持できないときは、本部長（町長）又は、本部長の代理者が指定する場所（ふれあいプラザ教育委員会事務室）に開設する。

(7) 標識

本部長は、災害対策本部を設置したときは、本部設置施設正面玄関に「神崎町災害対策本部」の標識を掲げる。

(8) 市町村間での応援体制

千葉県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく応援要請があった場合、動員計画に基づき応援のための職員を確保する。

【資料編：2-1 災害協定一覧】

4 配備体制の区分・基準

配備区分に基づきあらかじめ各課で定めてある動員区分に従い、災害応急活動を実施する。

なお、動員区分の適用は、被害の程度により弾力的に行う。

【震災対策等配備区分・基準】

区分		基準	決定者
本部設置前	注意配備	① 気象庁により町内に震度3以下の地震が発表され、軽微な災害の発生が予想される時。 ② その他町長が必要と認めた時。	総務課長が決定
	警戒配備	① 気象庁により町内に震度4以下の地震が発表され、災害の発生が予想される時。 ② その他町長が必要と認めた時。	
災害対策本部	第1配備	① 気象庁により町内に震度5弱の地震が発表された時、又は災害が発生した時。	自動設置
	第2配備	① 気象庁により町内に震度5強以上の地震が発表された時。 ② 避難指示（緊急）の発令が検討される災害の発生が予想される時。	

【体制内容・動員区分】

区分		体制内容・処理事項	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備	① 総務課・まちづくり課職員で情報収集をする。 ② 警戒配備に移行する際の招集連絡を確認する。	① 総務課・まちづくり課のうち定められた職員 ② 警戒配備担当課は常時連絡がとれる体制とする。
	警戒配備	① すべての課の所要人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行える体制をとる。 ② 災害対策本部の設置に備える。	① 次の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、保健福祉課、町民課、教育委員会
災害対策本部	第1配備	① 災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報収集及び連絡活動並びに応急措置を実施する。 ② 状況により第2配備に移行し得る体制とする。	① すべての課の定められた職員
	第2配備	① 災害対策本部全員をもって対処する体制とし、職員は全員防災業務に従事する。	① 災害対策本部全員による組織配置 ② 職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

5 動員配備の方法

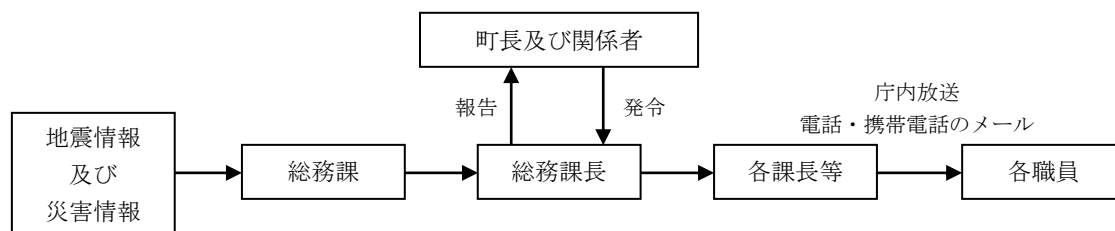
地震が発生し、災害のおそれのあるときは、あらかじめ定められた震災時の職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、職員の動員を行い、必要に応じ、関係機関職員の出動を要請する。

(1) 動員の伝達系統及び方法

① 平常勤務日の伝達及び系統 総務課長は、災害対策本部が設置された場合（初動体制の場合も同じ。）、本部長（町長）の指示に従い、各課長等に対し、決定した配備体制を指令する。各課長等は、直ちに所属職員に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。	
② 休日又は退庁後の参集基準	
震度3程度	総務課長は、注意配備体制の有無について検討し、必要な場合は、定められた職員の登庁を命ずる。 なお、連絡は電話・携帯電話のメール等により実施する。
震度4程度	総務課長、まちづくり課長等管理職全員及び定められた職員は、速やかに登庁し、警戒配備の有無について決定する。 なお、連絡は電話・携帯電話のメール等により実施する。
震度5弱程度	第1配備体制要員は、登庁する。
震度5強以上	職員は、全員登庁する。

## (2) 連絡の方法

災害対策本部の設置、配備体制の決定及び動員通知は、庁内放送、電話・携帯電話のメール等を併用し、最も迅速・確実な方法で行う。



## 6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携（総務課）

町は、災害の状況に応じ、災害対策本部会議に県職員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

## 7 県への応援要請（総務課）

町は、大規模災害が発生し、被災状況の報告を行うことができなくなった場合には、県に職員の派遣を要請し、情報収集を行う。

## 8 大規模停電発生時の措置（総務課・保健福祉課）

町は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者にかかわる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、非常用電源等の配付先の候補案を作成するよう努める。

## 9 災害救助法の適用手続等（全部の課等）

町は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

## (1) 災害救助法の目的

災害救助法は、災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人たちの保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

## (2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における具体的適用基準は、次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯の数が、本町の区域内において40世帯以上であること（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、本町

の区域内において20世帯以上であること（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（法施行令第1条第1項第3号）。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること（法施行令第1条第1項第4号）。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

ウ 町長は、上記イにより町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3箇月以内 ※ 特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～県（ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～県・日赤県支部 （ただし、委任したときは町）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～県・日赤県支部 （ただし、委任したときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1箇月以内	町
学用品の給与	教科書等 1箇月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
死体の搜索	10日以内	町
死体の処理	10日以内	町・日赤県支部

救助の種類	実施期間	実施者区分
障害物の除去	10日以内	町

※ 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

#### (5) 被災世帯の算定基準

##### ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

##### イ 住家の滅失等の認定

###### (ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもの

###### (イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの

###### (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

##### ウ 世帯及び住家の単位

###### (ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

###### (イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

#### (6) 災害救助法の適用手続

##### ア 災害に対し、町における災害が、(2)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告する。

##### イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

##### ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害

の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



## 第2節 情報収集・伝達体制

(総務課・まちづくり課)

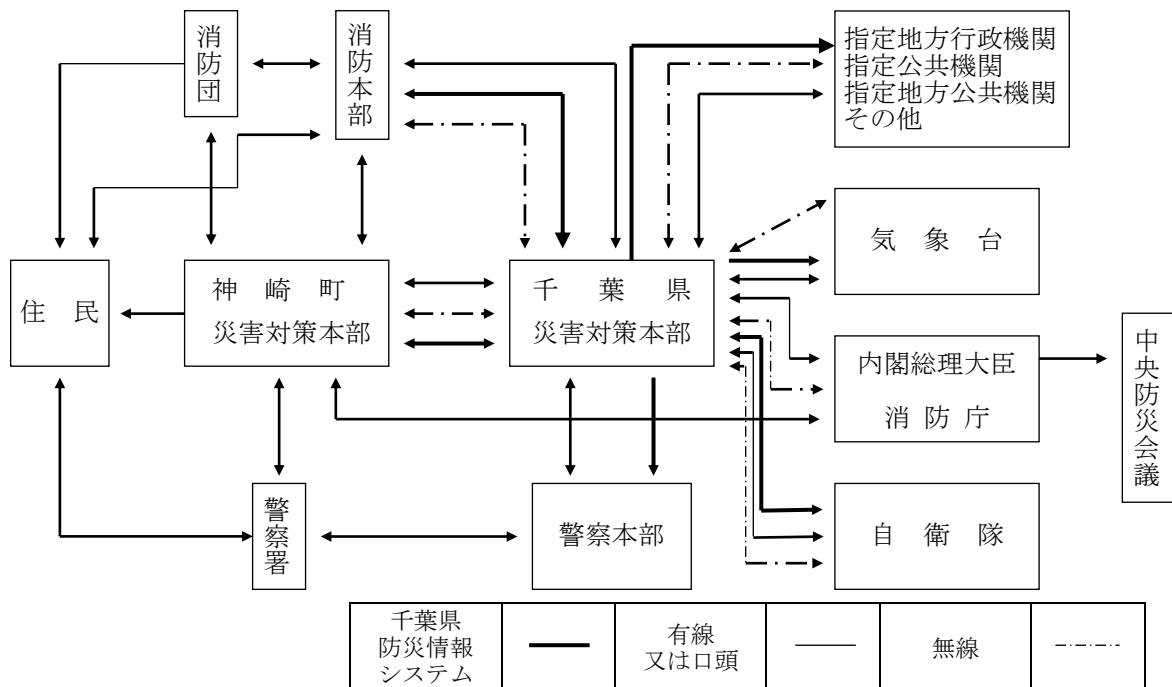
地震の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模等の情報を一刻も早く地域住民に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

### 1 通信体制（総務課）

#### (1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



#### (2) 通信連絡手段

##### ア 町

- (ア) 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。
- (イ) 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。
- (ウ) 保有する同報無線等を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。
- (エ) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておく。

- イ 成田市消防本部
  - (ア) 消防無線等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。
- (3) 災害時における町防災行政無線の取扱い
  - ア 災害時の防災関係機関との連絡
    - (ア) 町防災行政無線
      - 固定局(1w) : ぼうさいこうざき
    - (イ) 千葉県防災行政無線
  - イ 住民等への広報
    - 町防災行政無線の屋外受信拡声設備を活用するとともに、必要に応じ、広報車、サイレン等を利用する。
- (4) NTT「災害時優先電話」、「非常・緊急通話」及び「非常・緊急電報」
  - ア 災害時優先電話
    - 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、町は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し、届出て災害時優先電話としての承認を受けておく。
  - イ 非常・緊急電報
    - 非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報(緊急扱い電報)である旨を告げる。
- (5) 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用
  - 非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る(災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条)。
  - ア 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く。)
  - イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
    - (ア) 警察通信施設
    - (イ) 国土交通省関係通信施設
    - (ウ) 日本赤十字社通信施設
    - (エ) 東日本電信電話(株)通信施設
    - (オ) 東京電力グループ通信施設
    - (カ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
    - (キ) 東京ガス(株)通信施設
  - ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設
- (6) すべての通信施設が途絶した場合における措置
  - すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡する。
- (7) 被災通信施設の応急対策
  - ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておく。
  - イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設

の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努める。

(8) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関するもの

(エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの

(ク) 遭難者救護に関するもの

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修復復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。

(シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

(ア) 官公庁（公共企業体を含む。）

(イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部

(ウ) 日本赤十字社

(エ) 消防長会及び消防協会

(オ) 電力会社

(カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報は、なるべく無料として取り扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、次の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書形式で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

(ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号

(イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）

(ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

(エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合は、あらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

## 2 地震に関する情報の収集・伝達（総務課）

町は、町役場に設置された計測震度計から震度を確認するとともに、県防災情報システムや気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達する。

## 3 気象官署の地震に関する警報及び情報（総務課）

### (1) 警報及び情報等の発表

#### ア 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。

千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

#### イ 震源に関する情報

震度3以上で発表する（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

#### ウ 震源・震度に関する情報

次のいずれかを満たした場合に発表する。

(ア) 震度3以上

(イ) 大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時

(ウ) 若干の海面変動が予想される場合。

(エ) 緊急地震速報（警報）を発表した場合

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

#### エ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度

2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

オ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

カ 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

キ 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、次のいずれかを満たした場合等に発表する。

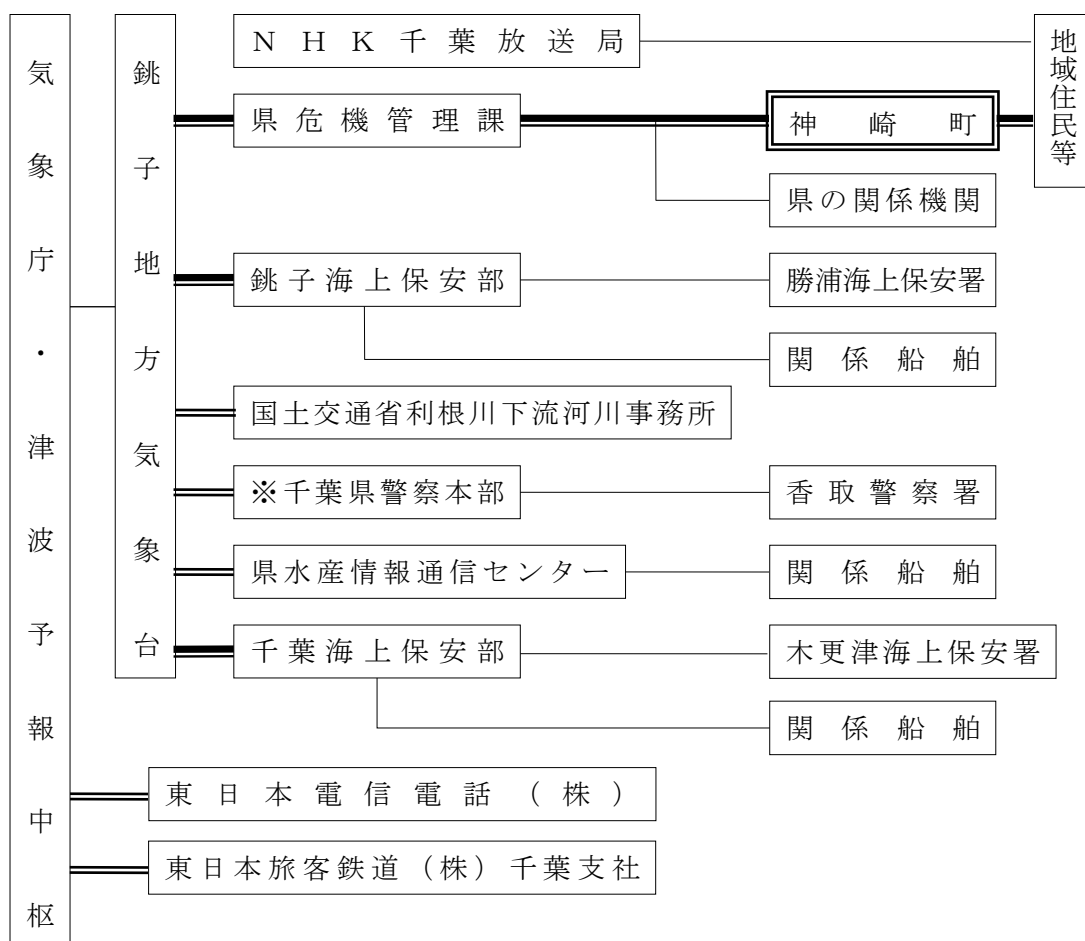
(ア) マグニチュード7.0以上

(イ) 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

(2) 受伝達系統等



※ 東日本電信電話（株）千葉支店については、東日本NWオペレーションセンター（ENC）経由で銚子地方気象台から伝達される。

※ 浸水想定区域内(洪水)・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)の管理者等へは、電話、FAX、伝令等により伝達する。

- 法令（気象業務法等）による通知
- 行政協定、地域防災計画等による伝達

- ・ 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- ・ 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ・ ※気象業務支援センターを経由

## 4 関係機関における措置（総務課）

区分	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話（株）から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に周知する。</li> <li>住民若しくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は、気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報等の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。</li> <li>警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。</li> </ul>
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。</li> </ul>
銚子地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。</li> </ul>
東日本電信電話（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。</li> </ul>
放送機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。</li> </ul>
その他防災機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。</li> </ul>

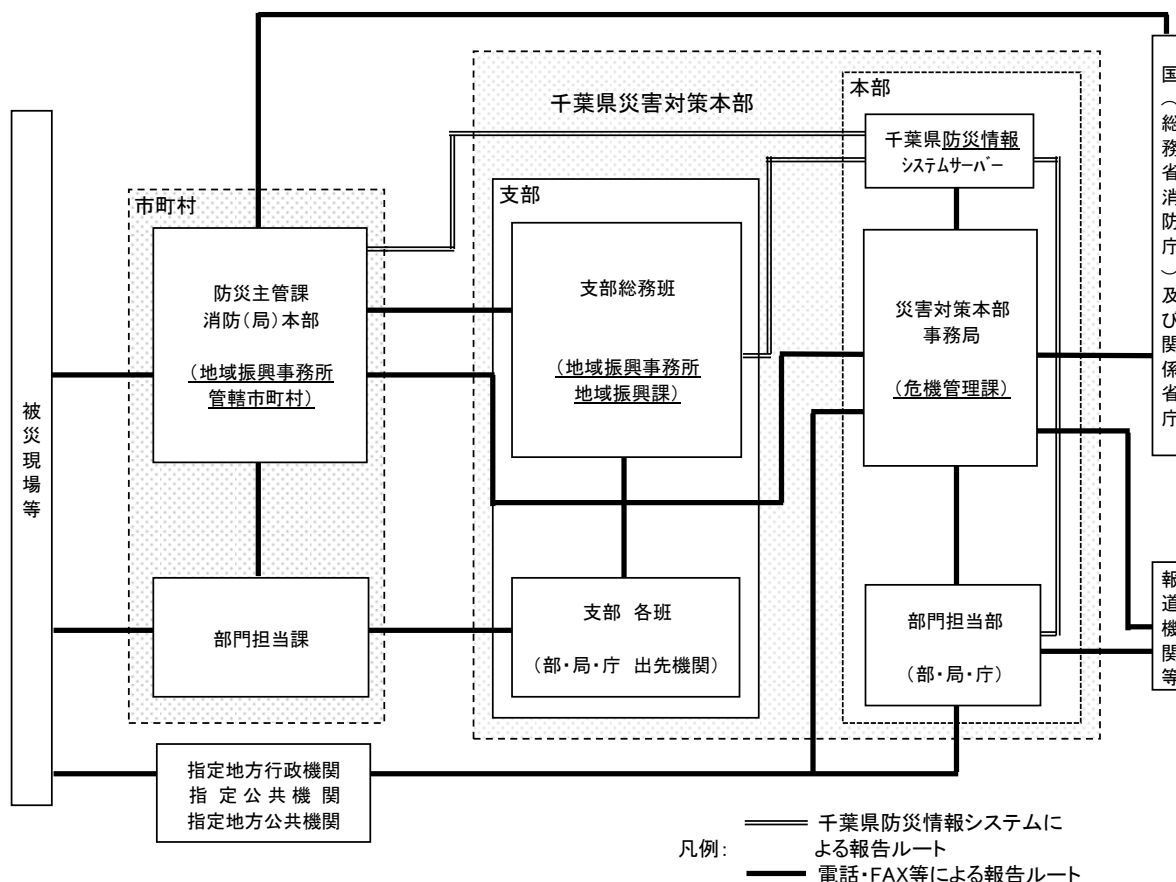
## 5 被害情報等収集・報告（総務課）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、町は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、被害報告等取扱責任者を総務課長と定め、各課等と緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義> 千葉県災害対策本部

本部事務局 : 災害対策本部事務局 (災害対策本部未設置の場合は、危機管理課)

部門担当部 : 災害対策本部の部 (災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁)

支部総務班 : 災害対策本部支部総務班 (災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所 地域振興課)

(2) 報告すべき事項等

ア 報告の種別等

本部事務局 (危機管理課) への報告の種別、時期及び方法は、別表1「報告一覧」のとおりとする。

イ 町が報告すべき事項は、次のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況 (被害の程度等は別表2「被害認定基準」に基づき判定する。)
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
  - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配置状況
  - b 主な応急措置の実施状況



c その他必要事項

- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

(3) 町が実施する情報収集報告

町の区域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(危機管理課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

「震度5強」以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領(平成20年9月9日改正)」により被害の有無を問わず、第1報等について県とあわせて消防庁に報告する。

6 県への連絡方法

勤務時間内	N T T	防災危機管理部危機管理課 043-223-2175
	N T T F A X	043-222-1127
	防災行政無線	500-7320(地上系) 012-500-7320(衛星系)
	防災行政無線F A X	500-7298(地上系) 012-500-7298(衛星系)
勤務時間外	N T T	県防災行政無線統制室 043-223-2178
	N T T F A X	043-222-5219
	防災行政無線	500-7225(地上系) 012-500-7225(衛星系)
	防災行政無線F A X	500-7110(地上系) 012-500-7110(衛星系)

7 総務省消防庁への連絡方法

区分	連絡先	N T T 電話	県防災行政無線を使用
勤務時間内	応急対策室	T E L : 03-5253-7527 F A X : 03-5253-7537	120-90-49013(地上系) 048-500-90-49013(衛星系) 120-90-49036(地上系) 048-500-90-49033(衛星系)
勤務時間外	宿直室	T E L : 03-5253-7777 F A X : 03-5253-7553	120-90-49102(地上系) 048-500-90-49102(衛星系) 120-90-49036(地上系) 048-500-90-49036(衛星系)

別表1 報告一覧

報告の種類	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報告の後、詳細が判明の都度直ちに [電話、FAX]
災害総括報告		
定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を報告 1 被害情報 町区域の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備	①原則として1日2回9時・15時現在把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで[電話、FAX及び端末入力]
年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで[端末入力及び文書]
部門別被害額総括報告	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内 [文書等]
災害詳細報告	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告  農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	①原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]

別表2 被害の認定基準

区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重症	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木の堆積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	非住家被害	共通
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を1つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。

区分		認定基準
その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために保護することを必要とする河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最新時点における戸数とする。
	電話	災害により、通話不能となった電話の回線数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

区分		認定基準
被害金額	共通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、林業水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は、公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 8 災害時の広報（総務課・まちづくり課）

町、県、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

### （1）広報内容

- ア 避難方法等に関する情報
- イ 交通規制等に関する情報
- ウ 被害に関する情報
  - （ア）人及び家屋関係
  - （イ）公益事業関係
  - （ウ）交通施設関係
  - （エ）土木港湾施設関係
  - （オ）農林水産関係
  - （カ）商工業関係
  - （キ）教育関係

- (ク) その他
- エ 応急対策活動に関する情報
  - (ア) 水防、警備、救助及び防疫活動
  - (イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動
  - (ウ) その他一般住民及び被災者に対する必要な広報事項
- オ 県外で発生した震災に係る支援に関する情報
- カ 流言飛語の防止に関する情報

(2) 広報方法

ア 一般広報活動

- (ア) 町防災行政無線、広報車
- (イ) 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- (ウ) テレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- (エ) インターネット、メールを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送機関及びインターネット事業者への要請

町及び県が災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

【放送要請協定機関及び窓口】

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500 - 7393	500 - 7394	043 - 203 - 0597	043 - 203 - 0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500 - 9701	500 - 9702	043 - 231 - 3100	043 - 231 - 4999
(株) ベイエフエム 総務部	500 - 9711	500 - 9712	043 - 351 - 7841	043 - 351 - 7870
(株) ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

【資料編：2-1 災害協定一覧】

【資料編：5-1 防災行政無線【固定局】】

【資料編：5-2 防災行政無線【屋外子局】】

### 第3節 地震・火災避難計画

(総務課・保健福祉課・教育委員会・町民課)

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

#### 1 計画内容（総務課）

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

#### 2 実施機関（総務課）

##### (1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれ法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として、相互に連絡をとり実施する。

- ア 市町村長等（災害対策基本法第60条）
- イ 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ウ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第29条〕）
- エ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条）
- オ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る（自衛隊法第94条））。

##### (2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、町長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ 町独自で対応不可能な場合は、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

### 3 避難の勧告又は指示等（総務課）

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行う。

#### ア 町長の措置

町長は、火災、がけ崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

ただし、知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき避難の勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

#### イ 警察官の措置

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民等の生命身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、直ちに当該危険地域住民に立退きを指示する。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該危険地域住民に立退きを指示する。

#### ウ 水防管理者の措置

水防管理者（町長）は、河川の氾濫等により住民の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告又は指示を行うものとする。

#### エ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

#### オ 知事等の措置

知事等は地震に伴う地すべり等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し、立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

町長が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

#### ア 避難対象地域

#### イ 避難先

#### ウ 避難経路

#### エ 避難の勧告又は指示の理由

#### オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

#### ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道



機関や自主防災組織の協力を得て、住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

#### イ 関係機関の相互連絡

県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

#### 4 避難誘導等（総務課・保健福祉課・町民課）

町職員、警察官、消防団その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。

避難誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図るものとする。

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

#### 【資料編：4-1 指定緊急避難場所】

#### 5 避難所の開設・運営（教育委員会・保健福祉課・総務課）

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し、受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、ペット対策及び感染症対策などについても適切に対応するよう努める。

また、町は、避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる方策について定めるよう努める。

(1) 町は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっても収容能力に不足が生じるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、避難所の開設が予定される施設については、耐震性を確保するとともに、対

象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。特に東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、耐震性や耐災害性（洪水・土砂災害）には、特に注意が必要である。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

緊急を要する場合の避難場所等は、別表（別記記載）のとおりである。

- (2) 町は、本来の施設管理者の監督のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議する。

学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」によって行うものとする。

- (3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、町職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

- (4) 町は、避難所を管理運営する場合、LGBTの要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。

また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮が必要である。

- (5) 町は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

- (6) 町は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

- (7) 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営のマニュアル」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。

- (8) 町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境のための備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

- (9) 町は、避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、ICT等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るな

ど、適切に対応するよう努める。

(10) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務課と保健福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

(11) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

#### 【資料編：4－2 指定避難所】

### 6 安否情報の提供（総務課・町民課・保健福祉課）

町及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

## 第4節 要配慮者等の安全確保対策

(保健福祉課・教育委員会)

地震時には、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、町が策定する避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

### 1 避難誘導等（保健福祉課）

要配慮者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画等に基づき、避難支援者による避難誘導、支援を行う。

#### (1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者を適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できる限り町内会等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

#### (2) 避難順位

避難誘導は、移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ア 介護を要する高齢者及び障害者
- イ 病弱者
- ウ 乳幼児及びその母親・妊婦
- エ 高齢者・障害者
- オ 学童

#### (3) 緊急入所等

町は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等に

については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

#### 【資料編：4-2 指定避難所】

### 2 避難所の開設、要配慮者の対応（保健福祉課・教育委員会）

(1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。

町及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には次の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人に対する対応

町は、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

### 3 福祉避難所の設置（保健福祉課）

町は、発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、開設を要請する。

開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

### 4 避難所から福祉避難所への移送（保健福祉課）

町は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関係団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

### 5 被災した要配慮者等の生活の確保（保健福祉課）

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、町及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

**【資料編：4－3 福祉避難所】**

## 第5節 消防・救急救助・医療救護活動

### (総務課・消防本部・まちづくり課・保健福祉課)

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救急救助のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力をつくす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、町は、県及び関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

#### 1 消防活動（総務課・消防本部）

##### (1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、成田市消防計画に準じ、災害事象に対応した防ぎょ活動を消防本部、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

大地震の発生により、局所的災害が発生又は発生が予想される場合は、消防長を本部長とした「警防活動本部」を設置し、災害応急活動の消防業務に関する全般を指揮統括する。

##### (2) 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

##### (3) 活動の基本

###### ア 常備消防

成田市消防計画による。

###### イ 消防団

###### (ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、防災行政無線により出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

###### (イ) 消火活動

常備消防の出動不可能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

###### (ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

###### (エ) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、成田市消防長は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

【資料編：2-1 災害協定一覧】

2 救急救助（総務課・消防本部）

(1) 活動体制

消防本部は、消防活動方針によるほか、県、(公社)千葉県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救急救助体制をとる。

(2) 救急救助活動

成田市消防計画による。

(3) 救急救助資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関において、それぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救急救助に万全を期する。

3 水防活動（総務課・まちづくり課・消防本部）

地震水害等の発生に対する水防活動については、「神崎町水防計画」に基づき実施する。

4 危険物等の対策（総務課・消防本部）

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

町、消防本部及び県は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動



(2) 危険物等輸送車両等の応急対策

ア 消防本部

- (ア) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ、一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

イ 警察

- 輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。

5 医療救護（保健福祉課）

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 町

- (ア) 医療救護は、関係機関の協力を得て救護班を編成し、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (イ) 町のみでは対応不可能な場合は、(一社)香取郡市医師会、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長の救護隊の出動を要請し、近隣市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 町長は、必要に応じて救護班（保健福祉課）に出勤を命じ、香取郡市医師会長、香取匝瑳歯科医師会長、日赤千葉県支部長にそれぞれ救護班の出動を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

ウ 医療機関

- (ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画（BCP）の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 発災時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

エ 関係団体

(ア) 町、県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

(イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画（BCP）の作成に努める。

また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画（BCP）の作成を促す。

(ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、町、県、関係機関等と連携して活動する。

## (2) 発災時の活動

### ア 指揮と調整

(ア) 町は、救護班（保健福祉課）を中心に、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

(イ) 町長は、必要に応じて、県の合同救護本部に支援や調整を求める。

### イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は、次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む。）を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

### ウ 情報の収集と提供

町及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、次の情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

(ア) 傷病者等の発生状況

(イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

(ウ) 避難所及び救護所の設置状況

(エ) 医薬品及び資器材の需給状況

(オ) 医療施設、救護所等への交通状況

(カ) その他医療救護活動に資する事項

### エ 医療救護活動の実施

(ア) 町及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。

(イ) 町長は、町の医療救護に関する計画に基づき、救護班と連携し、救護所の設置等、医療救護活動を行う。

(ウ) 救護班の業務内容

a 傷病者に対する応急処置

b 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

- c 軽症患者等に対する医療
- d 避難所等での医療
- e 助産救護

(エ) 救護所の設置

救護所は町が設置し、救護班は救護所において医療救護活動を実施する。なお、やむを得ない事情があるときは、医療機関において医療救護を実施する。

オ 医療機関の役割分担と患者受入先の確保

- (ア) 傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、町の救護班又は県の合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた町の救護班又は県の合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された町の救護班又は県の合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 町は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を町長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは町が、救護所から医療機関へは町及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

町長は、必要に応じて、香取都市医師会等の関係団体の長に救護班の出動を要請するほか、近隣市町、県、国、その他の関係機関に救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として次のとおりとする。

- (ア) 町は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、県の合同救護本部を通じて、災害医療本部に提

供を要請する。

(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、県の合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

ケ 血液製剤の確保

血液製剤が不足した医療機関は、日本赤十字社千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

コ 地域医療体制への支援

町又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、町の救護班又は県の合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、町長はこれを補助する。

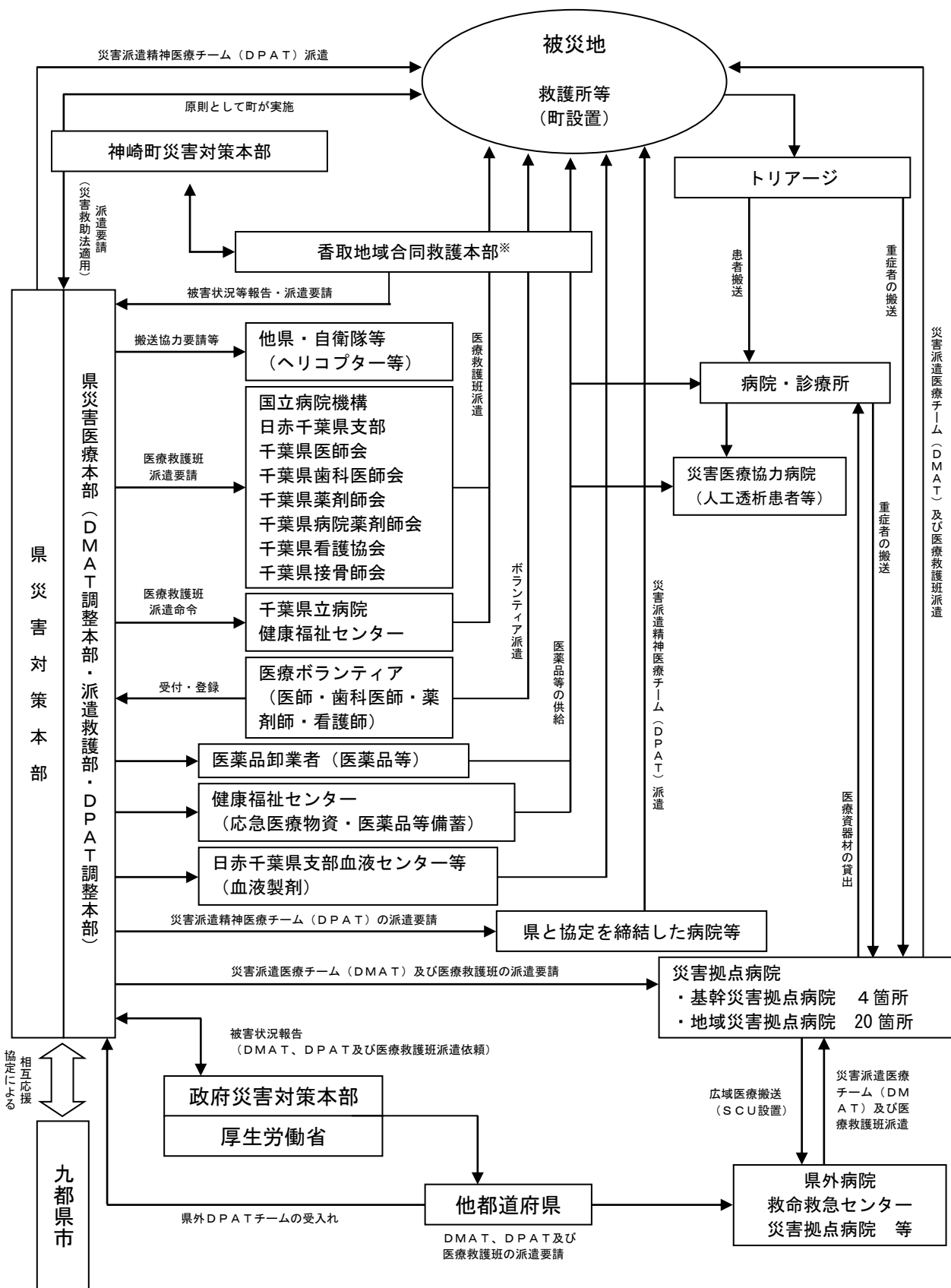
なお、町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

(4) 惨事ストレス対策

救急救助活動を実施する各機関は、救助・救援活動に当たる職員等の惨事ストレスへの理解とその対応に努める。なお消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

**【資料編：3-4 医療機関隣接ヘリコプター離着陸場】**

【医療救護活動の体系図】



※ 香取健康福祉センター（香取保健所）所管区域単位で設置する合同救護本部

## 第6節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

(総務課・まちづくり課)

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

## 1 災害警備計画

警察は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

## 2 交通規制計画（まちづくり課）

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

交通規制実施者	内容	根拠法
道路管理者	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合	道路法第46条
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認める場合	道路交通法第4条
	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認める場合	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ない場合	道路交通法第6条又は第75条の3
自衛官及び消防職員	警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務の執行について行うことができる。	災害対策基本法第76条の3及び4

### 3 交通規制の指針（まちづくり課）

- (1) 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害応急対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通規制の対象となる道路は、主として「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- (3) 緊急交通路を確保するため、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- (4) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。
- (5) 町管理道路において、車両の通行を禁止若しくは制限しようとするときは、警察機関と相互に緊密な連絡を保ち、規制の対象、区間、期間及び理由を警察機関へ、警察機関にあつては、町へ通知する。
- (6) 交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。
- (7) 規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県、道路情報センター及び報道機関を通じて周知徹底する。

### 4 緊急輸送の実施（総務課・まちづくり課）

災害時における被災者の避難、及び援助物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

- (1) 輸送対象
  - ア 被災者の輸送
 

町長が、町内の関係機関へ協力を要請して行う。
  - イ 災害応急対策及び災害救助の実施において必要な要員及び物資の輸送災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。
- (2) 輸送に当たっての配慮事項
 

緊急輸送の実施に当たっては、次の事項に配慮する。

  - ア 人命の安全
  - イ 被害の拡大防止
  - ウ 災害応急対策の円滑な実施
- (3) 緊急輸送手段
  - ア 町所有の車両及びかとり農業協同組合、自動車輸送業者等からの借上げを原則とする。
 

調達順位は、次のとおりである。

    - (ア) 公共機関所有車両
    - (イ) 営業用車両
    - (ウ) 一般自家用車両
  - イ 車両が不足するときは、県を通じ、千葉県トラック協会に対し、応援要請をする。
- (4) 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保
  - ア 緊急輸送道路の確保

最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し、確保する。

イ 輸送拠点等の確保

輸送拠点として定めている施設の被害状況を把握する。また、指定した輸送拠点が確保できない場合は、代替地を確保する。

ウ 関係機関及び住民等への周知

緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ周知する。

## 5 緊急通行車両の確認等（総務課）

### （1）緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 上記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ 上記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

### （2）緊急通行車両の事前届出・確認

ア 町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、あらかじめ公安委員会に対し、緊急通行車両の審査を受けておく。

イ 公安委員会は、上記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、上記（1）アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して上記（1）イの標章及び確認証明書が交付される。

## 6 規制除外車両の確認等

### （1）規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外を受けることができる。

### （2）規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、上記5（1）が準用される。

### （3）規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって、

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両



- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
  - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
  - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- については、規制除外車両の事前届出制度の対象となる。事前届出・確認は、上記5（2）が準用される。

## 7 震災発生時における運転手のとるべき措置（総務課）

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。
  - ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること。
  - イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、行動すること。
  - ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。
  - ア 車両を道路外の場所に置くこと。
  - イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること。
  - ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

## 8 道路啓開（まちづくり課）

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

- (1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策
  - 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して次の事項を実施する。
    - ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
    - イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）
- (2) 土地の一時使用
  - (1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、

竹木その他の障害物の処分ができる（沿道での車両保管場所の確保）。

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

町長は、特に必要があると判断される場合は、道路管理者である県、国に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置をとることを要請する。

## 第7節 救援物資供給活動

(まちづくり課・保健福祉課・教育委員会)

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救援物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行う。

### 1 応急給水（まちづくり課）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄水場からの拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

#### (1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、町長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

イ 町長は、町のみで処理することが不可能な場合、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

#### (2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は、別途確保する。

#### (3) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

ア 消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

イ 仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

#### (4) 広報

震災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域、復旧の見込みと停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、チラシの配布及び広報車の巡回により情報を提供するとともに、町ホームページ等に掲載する。

#### (5) 補給水利の確保

水道事業は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、補給水利の所在、水量、活用方法等を調査し把握しておくものとする。また、水道事業危機管理マニュアルに定める給水計画に十分な水利の確保に努めるものとする。

住民、自主防災組織及び事業所等に対して、飲料水の備蓄を啓発する。

#### (6) 応急給水用資機材の整備

ア 水道事業は、必要なトラック、給水タンク、運搬者、給配水連絡管等の給水容器類を準備しておくとともに、容器の借上げ及び輸送等について関係機関との間において締結した災害時における相互応援に関する協定に基づき、飲料水の確保に万全を期するものとする。

イ 応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

また、住民等の備蓄水については、容器の取扱い等の安全対策を啓発する。

## 2 食料・生活必需物資等の供給体制（総務課・まちづくり課）

住家の被害により自宅で炊飯等ができない罹災者等、次の者に対し、応急的な炊き出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食料を支給することにより、一時的に被災者の食生活を保護する。

(1) 避難所に収容された者

(2) 住家に被害を受けて炊事のできない者

(3) 通常の配給機関等が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者

(4) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者

(5) 救助活動に従事する者（※災害救助法による救助にはならない。）

ア 実施機関

(ア) 食料・生活必需品等の供給は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。なお、知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

(イ) 町長は、町のみで処理することが不可能な場合、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

イ 食料・生活必需物資等の調達

(ア) 炊飯体制については、調達能力のある給食センターにおいて炊き出しを行い、避難所施設において炊き出し可能なところでは、町の日赤奉仕団、自治会、ボランティア等の協力を得て実施する。

(イ) 食料・生活必需品等の調達については、流通がある程度回復するまでの間、必要物資を平常時からの備蓄及び民間協力協定の締結等の方法により円滑に確保する。

ウ 家庭・事業所における備蓄の推進

災害等が発生した場合、発災直後の食料等の確保が困難であることから、各家庭や事業所においては、3日～7日分の食料等の備蓄を行うよう啓発する。

## 3 救援物資の確保（総務課・まちづくり課）

ア 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、必要な物資を調達する。

イ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因になることが示されたことから受入れを制限する。

#### 4 政府所有米の供給計画（まちづくり課）

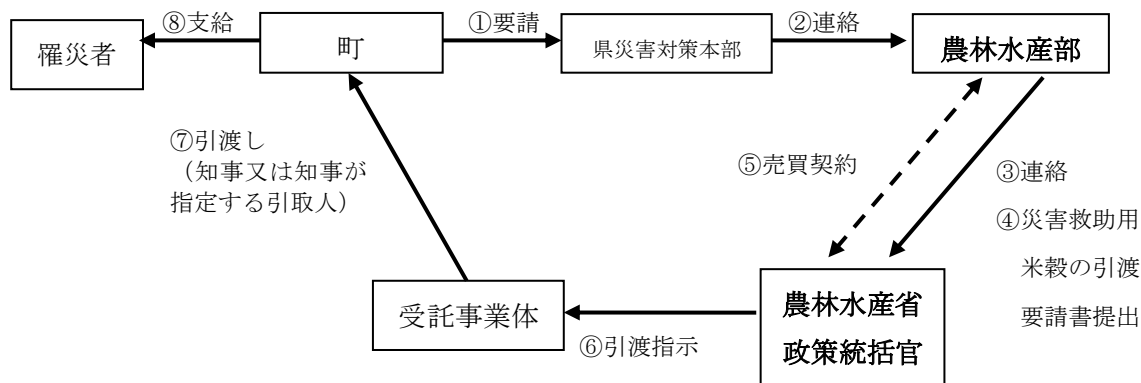
政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は政策統括官と売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと政策統括官が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引渡しを受けることができる。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

#### 【政府所有米穀の受渡し系統図】

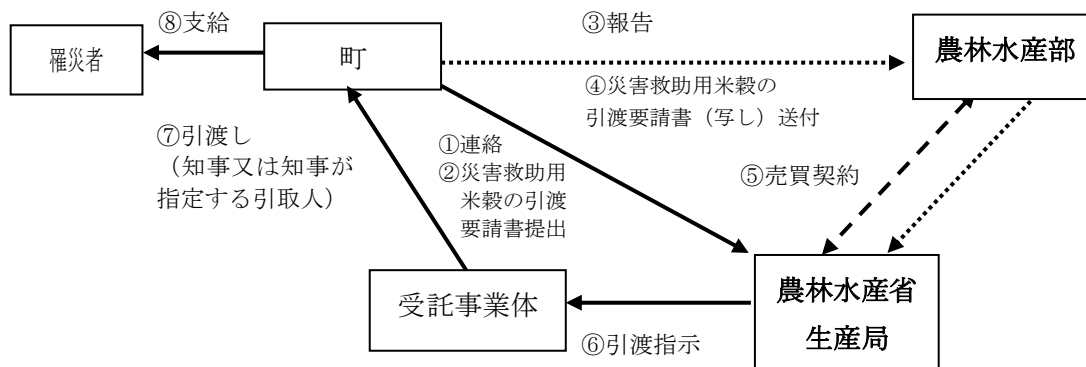
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省生産局に要請し、売買契約を締結する。

図 I 町からの要請を受け、県が要請する場合



図II 町が直接、要請した場合

町が直接、農林水産省政策統括官に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省政策統括官に連絡する。



## 5 救援物資の供給体制確保（総務課）

### (1) 民間物流事業者の活用

災害時には、町災害対策本部内に支援物資物流に関する組織を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

### (2) 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

### (3) その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合は、被災市町村への支援計画を実行する上で、最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の円滑な輸送に努める。

### (4) 災害ボランティアの活用

町有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についてはボランティア等の協力を得て実施する。

## 6 燃料の調達（総務課）

町は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、庁舎及び古原浄水場の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合佐原・神崎支部との協定締結により、石油類燃料の調達を行うものとする。

【資料編：2-1 災害協定一覧】

【資料編：3-2 広域物資拠点・応急対策活動拠点】

【資料編：6-1 防災備蓄倉庫【役場駐車場】】

【資料編：6-2 防災備蓄倉庫【小学校】】

【資料編：6-3 防災備蓄倉庫【道の駅】】

## 第8節 広域応援の要請及び県外支援

(総務課・消防本部・まちづくり課)

大規模災害時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し、緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国の指導のもと体制整備に努める。

### 1 国・県に対する応援要請（総務課）

#### (1) 国等に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

#### (2) 県に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、県職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

#### (3) 県による応急措置の代行

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、全部又は一部を、町に代わって行うものとする。

### 2 市町村間の相互応援（総務課）

#### (1) 県内市町村との相互応援

ア 災害が発生し、緊急に応援する必要がある場合、近隣市町村に対し、応援要請を行う。

イ 災害がさらに拡大した場合、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき他市町村に対して応援を要請し、県は県内市町村の相互応援を調整する。また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

ウ 町長は、被災市町村から応援要請又は知事からの要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

#### エ 応援の種類

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (エ) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

- (オ) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (カ) 被災傷病者の受入れ
- (キ) 遺体の火葬のための施設の提供
- (ク) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- (ケ) ボランティアの受付及び活動調整
- (コ) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

オ 要請手続

町長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請し、後日速やかに要請文書を提出する。

- (ア) 被害の状況
  - (イ) 応援の種類
  - (ウ) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (エ) 応援を希望する期間
  - (オ) 応援場所及び応援場所への経路
  - (カ) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- (2) 地域間交流による相互応援

大規模災害時において、地域間交流のある県外市町村との協定に基づき応援・受援を行う。

なお、経費の負担は協定に定めるところによる。

### 3 町の受援体制の整備

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、町地域防災計画に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

### 4 消防機関の応援（総務課・消防本部）

消防本部は、大規模災害及び特殊災害等の発生により、通常の消防力では災害の防ぎよが困難な場合には、「千葉県広域消防相互応援協定書」等に基づき応援の要請を行う。

### 5 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（まちづくり課・総務課）

町長は、町の管理する公共施設に係る応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、県を通じて応援要請を行う。



## 6 水道事業体の相互応援（まちづくり課）

水道事業体の管理者（町長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整のもとに他の事業体等に応援要請を行う。

## 7 資料の提供及び交換（総務課）

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

## 8 経費の負担（総務課）

国、県、他都県、他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

## 9 民間団体等との協定等の活用（総務課）

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対し、協力を要請する。

## 10 広域避難（総務課）

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うよう努める。

### (1) 町外への広域避難者への支援

#### ア 広域避難の調整手続等

##### (ア) 県内市町村間における広域避難者

町域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、被災者の受入れについて、他の市町村長に協議する。

また、必要に応じ、県に対し、広域避難の受入先市町村の選定や紹介、被災者の運送等の支援等を要請する。

##### (イ) 県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県に対し、受入先市町村の選定や紹介、被災者の運送等の支援等を要請する。

#### イ 被災者への情報提供等

町は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、広域避難者に対し、広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

また、所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

### (2) 町内への広域避難者への支援

#### ア 広域避難の調整手続等

##### (ア) 県内市町村間における広域避難者の受入れ

他市町村から、被災者の受入れについて協議を受けたときは、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受け入れるものとする。

また、必要に応じ、県に対し、広域避難の受入れについての支援等を要請する。

(イ) 都道府県域を越える広域避難の受入れ

県より他の都道府県からの広域避難者の受入協議を受けたときは、同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者の受入れに努めるものとする。

また、県に対し、広域避難の受入れについての支援等を要請する。

イ 避難者情報の提供

町は、広域避難者から、町内における避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を県を通じて避難前の都道府県や市町村へ提供し、広域避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

ウ 住宅等の滞在施設の提供

町は、広域避難者に対し、公共施設、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

**【資料編：2-1 災害協定一覧】**

**【資料編：3-2 広域物資拠点・応急対策活動拠点】**

## 第9節 自衛隊への災害派遣要請

(総務課)

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

### 1 災害派遣の要請（総務課）

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、若しくは町長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

### 2 災害派遣の方法（総務課）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

#### (1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し、災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

町長は、知事に対して、自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### (2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、町長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

町長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

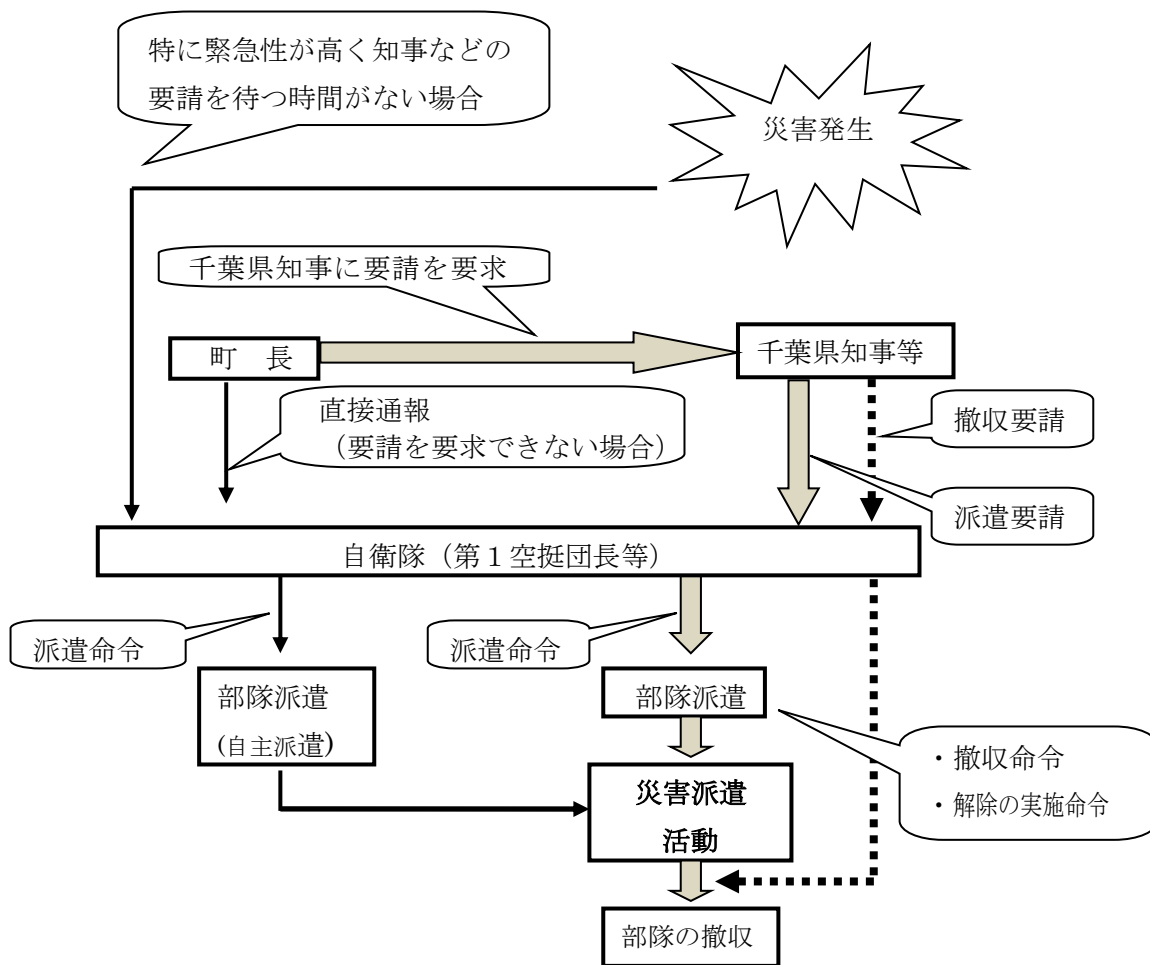
ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛

隊が自主的に派遣する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等（総務課）

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあつては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は第1補給処長を、それぞれ窓口として実施する。

ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通報する。

ウ 要請文書のあて先

区分	あて先	所在
陸上自衛隊 に対するもの	第1空挺団長	〒274-8577 船橋市薬円台 3-20-1
	高射学校長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町 902
	第1ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270-2288 松戸市五香六実 17
海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷 1614-1
	第21航空群司令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊 に対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稲荷山 2-3

(3) 町長の通報

町長は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

(4) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求（総務課）

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として町長が行う。

(2) 町長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、若しくは通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

## 5 自衛隊との連絡（総務課）

### （1）情報の交換

災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

### （2）連絡班の派遣

町長は、災害発生し、また、発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

### （3）連絡所の設置

災害対策本部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、指揮連絡上最も適切などころに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

### （4）連絡所における調整組織の構築

県防災危機管理部は、町から自衛隊に対する支援要望があったときに、その態勢、要領及び他の機関等との役割区分を明確にするため、必要に応じ、町、県、自衛隊等による調整組織を構築する。

この際、町は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

## 6 災害派遣部隊の受入体制（総務課）

### （1）他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

町長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

### （2）作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救急救助、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動期間を含め住民との連絡調整を実施する。

### （3）活動拠点及びヘリポート等使用の通知

町長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し、部隊に通報する。

### （4）災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

#### ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

#### イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は町等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は町等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（総務課）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、町長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分（総務課）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

## 9 自衛隊の即応態勢

- (1) 情報収集
  - 震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
- (2) 初動対処態勢
  - ア 陸上自衛隊
    - 各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。
  - イ 緊急時の人命救助
    - 救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。
    - (ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）
    - (イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

**【資料編：3-1 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の受援拠点・応急対策活動拠点】**



## 第10節 学校等の児童生徒の安全対策・文化財の保護

(教育委員会)

災害発生時は学校における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

### 1 防災体制の確立（教育委員会）

#### (1) 公立学校

##### ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

##### イ 事前準備

(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(イ) 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。

- a 計画的に防災に係る施設、設備の点検整備を図る。
- b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- c 教育委員会、警察署、消防団及び保護者への連絡体制を確立する。
- d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- e 通学が広範囲となる学校においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

##### ウ 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を生かし、今後発生が予想される首都直下地震などの揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡しなど状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応などを示した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。

- (ウ) 校長は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- (エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- (オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (カ) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

#### エ 災害復旧時の体制

- (ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- (イ) 町が被災した場合、教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
- (エ) 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

## 2 学用品の調達及び支給（教育委員会）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

### (1) 実施機関

教材・学用品の給与は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

### (2) 学用品の給与

#### ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む。）
- (ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

#### イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

### 3 桂林奨学資金貸付金等の減免等措置（教育委員会）

(1) 桂林奨学資金貸付金の減免等

町桂林奨学資金貸付基金の設置・管理及び処分に関する条例の奨学生又は奨学生であった者で、罹災したことにより貸付金の返還が著しく困難になった場合、町長は、その返還を猶予し、又は減免することができる。

(2) 学校納付金等の減免

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

### 4 学校給食の実施（教育委員会）

教育委員会（学校給食センター）は、給食施設の点検等を行い、応急教育とあわせて学校給食が再開できるよう努めるものとする。

学校給食物資については、関係業者への協力を依頼するとともに、補充又は応急給食を実施するため、（公財）学校給食会等に対し、需要の申請を行うこととする。

### 5 文化財の保護

(1) 文化財に火災が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに、火災の拡大防止に努めなければならない。

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果について教育委員会を通じて、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

(3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

## 第11節 帰宅困難者等対策

(総務課・まちづくり課・教育委員会・保健福祉課)

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（総務課・まちづくり課）

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、町は、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内にとどまるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

### 2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務課・教育委員会）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

### 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

### 4 帰宅困難者等の把握と情報提供（総務課・まちづくり課）

#### (1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

#### (2) 帰宅困難者等への情報提供

県及び町は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討する。

## 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（総務課・まちづくり課）

### （1）一時滞在施設の開設

町及び県は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町は区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

あわせて、県からも県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

### （2）一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

### （3）一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、町や県は、関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

## 6 徒歩帰宅支援（総務課・まちづくり課）

### （1）災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

町及び県は、震災発生後、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対して支援の要請を行う。

### （2）徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設にとどまった帰宅困難者等は、救急救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、町及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、提供する。

また、町や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討する。

### 【資料編：2-1 災害協定一覧】

## 7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送（総務課・まちづくり課・保健福祉課）

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、町は、関係機関と連携し、搬送手段の確保に努める。

## 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

(保健福祉課・町民課・まちづくり課)

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

### 1 保健活動（保健福祉課）

#### (1) 要配慮者の健康状態等の把握

香取保健福祉センター（保健所）及び町は、災害発生時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

#### (2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

町は、避難所等を巡回し、被災者の健康状態、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し、要配慮者に対する支援の調整を行う。

香取保健福祉センター（保健所）は保健活動チームを編成し、町が行う避難所及び避難所以外の被災地における、巡回による被災者への声かけ健康相談等による健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

特に、高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

#### (3) 二次健康被害の予防

香取保健福祉センター（保健所）及び町は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備とあわせ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、心のケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

#### (4) 活動体制の整備

香取保健福祉センター（保健所）及び町は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、町は、(1) から (3) を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し、保健活動計画を立て、必要な支援を香取保健福祉センター（保健所）に報告する。

香取保健福祉センター（保健所）は、積極的に町の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、町の要請を健康福祉部に報告する。

健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。

## 2 飲料水の安全確保（まちづくり課）

町は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、香取健康福祉センターと協力して被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。

## 3 防疫活動（保健福祉課）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

### （1）防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

### （2）実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、香取健康福祉センター（香取保健所）等の指導を得て、町及び県が実施する。

### （3）災害防疫の実施方法

#### ア 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

#### イ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

#### ウ 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

#### エ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

### （4）患者の入院

香取健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ、入院を勧告する。

### （5）防疫用薬剤の確保

町は、初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図る。

### （6）報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時香取健康福祉センターに報告する。

## 4 死体の捜索処理等（総務課・町民課・保健福祉課）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を捜索し、又は災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等の

ための処理を行い、かつ、死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ 町長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 死体の安置所は、公共建築物等の適当な場所を選定する。ただし、適当な建物がない場合は天幕、幕張り等の設備を設ける。

エ 町のみで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

オ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、町や県が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 町長は、検案医師等（県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等）について、必要に応じて（一社）香取郡市医師会長、（一社）香取匝瑳歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 町外から町に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、町長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせる。

ただし、引き取るいとまのない場合においては、知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、町長が死体の処理を行う。



- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等の関係者に引き渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない。）

(イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) 県警察における計画

ア 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を経て遺族に引き渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、町長と緊密に連絡し、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

ウ 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

5 動物対策（町民課）

町は、香取健康福祉センター及び千葉県動物愛護センターと連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、(公社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害

を加えるおそれがある動物)が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

## 6 清掃及び障害物の除去(町民課・まちづくり課)

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

### (1) 災害廃棄物処理

町は、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針(以下「策定指針」という。)に基づき、町における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

#### ア 実施機関

(ア) 震災時における被害地帯の清掃は、町長が実施するものとする。

(イ) 町は、震災等による大量の廃棄物が発生し、香取広域市町村圏事務組合で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県及び他市町村と相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

(ウ) 町は、必要に応じて、町災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言等を県に求める。

#### イ 廃棄物の収集と処理

##### (ア) 町における組織体制

震災廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、香取広域市町村圏事務組合、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

##### (イ) 震災廃棄物の処理方針

###### a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、再資源化処理を行った後、原則として香取広域市町村圏事務組合の最終処分場で適正に処分することとする。

###### b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

###### c 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

###### d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 発生量の推計方法

各市町村において、原則として策定指針で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 仮置場の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や下水道施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、民間業者の協力を求める等事前に検討しておく。

(2) 障害物の除去

ア 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ、自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(イ) 町のみで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡をとり、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

ウ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、浚せつする。

エ 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

(ア) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

(イ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること。）。

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し、注意喚起や被害防止のための指導を行う。

【資料編：2－1 災害協定一覧】

## 第13節 住宅の応急修理

(まちづくり課・保健福祉課)

震災により住家が半焼若しくは半壊し、自己の資力では応急修理ができない住民又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

なお、町のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

### 1 実施機関

- (1) 住宅の応急修理は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。
- (2) 災害救助法が適用されない場合は、総合的に判断して、やむを得ない事例に対して行うものとする。
- (3) 住宅事業者の団体との連携  
住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

### 【資料編：2-1 災害協定一覧】

### 2 対象世帯

応急修理を行う場合は、民生委員・児童委員の意見を聴取するなど被災者の要件等を十分調査して、次のいずれかに該当する世帯を優先する。

また、必要に応じ委員会を組織して対象世帯の選考を行うものとする。

- (1) 生活保護法の被保護者世帯並びに要保護者世帯
- (2) 特定の資産のない高齢者世帯又は身体障害者のいる世帯
- (3) 特定の資産のない母子世帯又は父子世帯
- (4) 特定の資産のない失業者のいる世帯
- (5) (1) から (4) に準ずる特定の資産のない低所得者世帯

### 3 応急修理の実施

- (1) 応急修理を実施する場合は、避難所への掲示、災害広報紙等を通じて、実施の概要及び申込方法について広報を行う。

申込みの申請は、役場相談窓口で受け付ける。

- (2) 応急修理の施工方法は、原則として工事請負の方法により行う。

## 第14節 応急仮設住宅の提供等

(まちづくり課・町民課)

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借り上げる。

### 1 応急仮設住宅の建設等（まちづくり課）

災害により住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

建設用地は、原則として公有地とし、二次災害の危険性がなく、生活の利便性を考慮して選定する。

#### (1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の建設は、町長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助するものとする。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ 町のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

#### (2) 建設の方法

ア 応急仮設住宅の建設は、原則として工事請負の方法により行う。

イ 応急仮設住宅の建設は、災害救助法の定めにより行うものとし、天候の状況や災害時要援護者などに配慮して、エアコンの設置、段差の排除等をして整備する。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に使用できる施設を建設する。

エ 日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等のサービスを利用しやすい構造となる施設（福祉仮設住宅）の設置に努める。

#### (3) 入居基準等

ア 応急仮設住宅の入居基準は、災害時において神崎町に居住していることが明らかで、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、次に掲げる世帯とする。

また、必要に応じ委員会を組織して、入居世帯の選考を行うものとする。

(ア) 生活保護法の被保護世帯並びに要保護世帯

(イ) 特定の資産のない高齢者世帯又は身体障害者のいる世帯

(ウ) 特定の資産のない母子世帯又は父子世帯

(エ) 特定の資産のない失業者のいる世帯

(オ) (ア) から (エ) に準ずる特定の資産のない低所得者世帯

イ 応急仮設住宅の供与期間は2年以内とする。

ウ 応急仮設住宅の入居の募集は、避難所への掲示、災害広報を通じて行う。

## 2 民間賃貸住宅の借上げ（まちづくり課）

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、町は、県及び関係団体と協力し、応急仮設住宅の建設に代えて、借上げにより民間賃貸住宅を提供できるように努める。

## 3 罹災証明書の交付体制の確立（町民課）

(1) 町は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当課と応急危険度判定担当課との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

(2) 被災時には、町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(3) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

【資料編：2-1 災害協定一覧】

【資料編：8-1 リ災証明書等交付申請書】

【資料編：8-2 罹災証明書】

## 第15節 被災建築物応急危険度判定並びに被災宅地危険度判定

(まちづくり課)

大規模な地震により、被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するものとする。

### 1 被災建築物応急危険度判定の実施（まちづくり課）

町は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、被災建築物応急危険度判定士を確保し、被災建築物の危険度を判定するとともに、必要な措置をとる。

#### (1) 被災建築物応急危険度判定士の確保

町は、次の方法により応急危険度判定のための有資格者を確保する。

- ア 町内及び近隣の建築士会等関係団体への要請
- イ 県、他市町村への要請
- ウ ボランティアの募集

#### (2) 被災建築物の応急危険度判定実施本部の設置

町は、役場内又は神崎ふれあいプラザ内に応急危険度判定実施本部を設置し、次の準備を行う。

- ア 参集した応急危険度判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の分担
- ウ 判定基準等のマニュアルの準備
- エ 判定結果を表示する用紙の準備
- オ 説明会の実施

#### (3) 応急危険度判定実施本部の業務

実施本部は、次のような業務を行う。

- ア 実施本部と県との連絡調整
- イ 災害状況に基づいた判定実施計画の作成
- ウ 判定士及び判定コーディネーターの支援要請
- エ 判定士及び判定コーディネーターの受入れ
- オ 判定用資機材の手配
- カ 判定士の移動手段、宿泊場所等の確保
- キ 判定結果の集計
- ク その他判定に必要な事項
- ケ 住民及び報道機関に対する広報

#### (4) 被災建築物の応急危険度判定の実施

応急危険度判定は、「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、2人以上のチームで目視点検により行い、判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分して、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。



## 2 被災宅地危険度判定支援体制の整備（まちづくり課）

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の被害から生ずる二次災害を軽減、防止し、住民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。

### （1）被災宅地危険度判定の準備

町は、県及び建築士会等関係団体の協力を得て、被災宅地危険度判定士を確保し、被災宅地の危険度を判定するとともに、必要な措置をとる。

### （2）被災宅地危険度判定士の確保

町は、次の方法により被災宅地危険度判定の有資格者を確保する。

- ア 町内及び近隣の建築士会等関係団体への要請
- イ 県、他市町村への要請
- ウ ボランティアの募集

### （3）被災宅地危険度判定実施本部の設置

町は、役場内又は神崎ふれあいプラザ内に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、次の準備を行う。

- ア 参集した被災宅地危険度判定士の名簿づくり
- イ 担当区域の分担
- ウ 判定結果を表示する用紙の準備

### （4）被災宅地危険度判定実施本部の業務

実施本部は、次のような業務を行う。

- ア 実施本部と県との連絡調整
- イ 災害状況に基づいた判定実施計画の作成
- ウ 判定士の支援要請
- エ 判定士の受入れ
- オ 判定用資機材の手配
- カ 判定士の移動手段、宿泊場所等の確保
- キ 判定結果の集計
- ク その他判定に必要な事項
- ケ 住民及び報道機関に対する広報

### （5）被災宅地危険度判定の実施

判定は、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要領」に基づき実施する。

判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、被災宅地危険度結果票を被災宅地内に立看板等により表示する。

## 第16節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

(まちづくり課)

上水道・電気・ガス・通信・工業用水道・交通等のライフライン施設が大震災により液状化などの被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行う。

### 1 水道施設（まちづくり課）

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基つき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

#### (1) 震災時の活動体制

震災時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

#### (2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

##### ア 復旧の優先順位

(ア) 応急給水に必要な水を確保する。

(イ) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(ウ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

##### イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

##### ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

##### エ 被害発生 の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認の上、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

#### (3) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

### 【資料編：2-1 災害協定一覧】

## 2 電気施設

### (1) 震災時の活動体制

災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド（株）は、次により非常災害対策本部を千葉総支社に設置する。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておく。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出勤体制を確立しておく。

### (2) 災害発生直前の措置

東京電力パワーグリッド（株）千葉総支社は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

### (3) 震災時の応急措置

#### ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

#### (ア) 第一線機関等相互の流用

#### (イ) 現地調達

#### (ウ) 支店対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

#### イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

#### ウ 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

### (3) 応急復旧対策

#### ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

#### イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

#### (ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 1回線送電不能の重要線路
- d 1回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 切れた電線や、垂れ下がった電線には絶対に触らないこと。

(イ) 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

(ウ) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(エ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂れ下がり等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。

(オ) 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

エ 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

### 3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、次の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、

あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出動する。

イ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、又は災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。
- (イ) 事業所設備等の点検を行う。
- (ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。
- (エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。
- (オ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

- (ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- (イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 各支部間の流用
- (ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

本社地区に工作車、広報車を保有しており常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車両には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

- (ア) ガス栓を全部閉めること。
- (イ) ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メーターコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。
- イ マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合
  - (ア) グレーのメーターの場合は、マイナスイドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
  - (イ) クリームメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
  - (ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- (ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

#### (4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車両の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、町等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

## 4 通信施設

### (1) 東日本電信電話（株）

ア 震災時の活動体制

#### (ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉支店をはじめ各営業支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、町及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

#### (イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

#### (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検

h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 伝言・取次サービスの実施

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) (株) NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県及び町等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、移動基地局車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検

- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI (株)

KDDI (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) 日本郵便 (株)

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又



は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、日本郵便（株）の災害特別事務取扱、（株）ゆうちょ銀行の非常払及び㈱かんぽ生命保険の非常取扱について、各社から要請があった場合、取り扱う。

## 5 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び町の要請による防災情報の伝達に当たる。

## 6 道路・橋梁（まちづくり課）

地震が発生した場合、道路管理者等は、所管の道路・橋梁について速やかに緊急巡回、緊急点検を行い被害の状況を把握するとともに情報の共有を図るものとする。

道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

また、必要に応じ国土交通省の「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の出動等を要請する。

### ア 道路の啓開

緊急輸送等に必要道路については、障害物の除去等迅速な啓開を行う。

### イ 建設機械及び資材の確保

応急工事を迅速に行うため工事用資材、建設機械等の調達先に緊急確保の措置を講じるものとする。

## 7 交通施設

### （1）災害時の活動体制

#### ア 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

#### イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

### （2）発災時の初動措置

各機関の初動措置は、次のとおり。

ア 運転規制

機関名	運転規制の内容
東日本旅客鉄道（株）	<p>地震が発生した場合の列車の運転取扱は、次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。</li> <li>2 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。</li> <li>3 S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。</li> <li>4 S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。</li> </ol>

イ 乗務員の対応

機関名	乗務員の対応
東日本旅客鉄道（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</li> <li>2 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</li> <li>3 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</li> </ol>

ウ その他の措置

東日本旅客鉄道（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客誘導のための案内放送</li> <li>2 駅員の配置手配</li> <li>3 救出、救護手配</li> <li>4 出火防止</li> <li>5 防災機器の操作</li> <li>6 情報の収集</li> </ol>
------------	--

(3) 乗客の避難誘導

機関名	避難誘導の方法
東日本旅客鉄道（株）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 駅における避難誘導             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。</li> <li>(2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに、町又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。</li> </ol> </li> <li>2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。</li> <li>(2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他やむを得ず乗客を降車させる場合は、次による。                 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。</li> <li>イ 特に高齢者や子ども、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

機関名	避難誘導の方法
	ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

機関名	救護活動
東日本旅客鉄道（株）	災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

8 その他公共施設

地震が発生した場合、河川、都市公園、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 河川管理施設

地震により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 急傾斜地崩壊防止施設

地震により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 都市公園施設

地震により園路・広場、管理施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 第17節 ボランティアの協力

(総務課・保健福祉課・まちづくり課)

町及び県は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

また、発災時に迅速な受入れができるよう県災害ボランティアセンターの開設・受入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、活動の中で行政やボランティア団体・NPO法人等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

なお、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう努める。このため、千葉県災害ボランティアセンター連絡会を中心に常日頃から連携体制の強化に努めるとともに、町における様々な主体による連携体制の構築を促進する。

町災害ボランティアセンターについては、町社会福祉協議会が中心となって運営することが期待されており、被災地と近隣市町社会福祉協議会、県社会福祉協議会において、被災地災害ボランティアセンターなどの運営についてマニュアルが作成されている。また、相互協定の締結もなされており、町及び県はその運営を支援する。

### 【資料編：2-1 災害協定一覧】

#### 1 町災害ボランティアセンターの設置（総務課）

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、町は、被災の状況を踏まえ、必要に応じて、町災害ボランティアセンターを設置し、社会福祉協議会に運営を委託する。

#### 2 ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

##### (1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

##### (2) 一般分野

- ア 避難所の運営

- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の介護
- オ 被災地の清掃、がれきの片付けなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

### 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

#### (1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

#### (2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会
- ウ (公財) ちば国際コンベンションビューロー
- エ (一社) 日本アマチュア無線連盟千葉県支部及び町アマチュア無線クラブ
- オ 神崎町女性の会
- カ 神崎町老人クラブ連合会
- キ その他ボランティア団体・NPO法人等

### 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（総務課・まちづくり課）

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

#### (1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

#### (2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び町に加え、社会福祉協議会、ボランティア団体やNPO法人、近隣市町の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問い合わせを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

## 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総務課）

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、町及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

### (1) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

町災害ボランティアセンターで受入れたボランティアは、町内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

また、町のみでは対応不可能な場合は、近隣市町村災害ボランティアセンター、県ボランティアセンターに派遣要請を行う。

### (2) ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、町災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

町災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にし、情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、町全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

### (3) 各種ボランティア団体との連携

町災害ボランティアセンターは、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携のもとに各種救援救護策を進める。

### (4) 感染症対策について

町災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は町域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

## 6 ボランティア受入体制（総務課）

### (1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

### (2) 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターの活動拠点は、わくわく西の城とする。

### (3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる

町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、社会福祉協議会においても、あらかじめ用意をすることが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

**7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（総務課）**

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要であるため、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入れができるよう、災害ボランティアセンターの開設・受入れ・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 被災者生活安定のための支援

(総務課・保健福祉課・まちづくり課・町民課)

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心を持たせ、もって生活安定の早期回復を図る。

#### 1 被災者生活再建支援金（総務課）

##### (1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

##### (2) 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上）における自然災害

##### (3) 対象世帯

対象世帯は、次のいずれかに該当する世帯とする

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

##### (4) 支給限度額

支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の3/4の額となる。



ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

(5) 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

(6) 被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（公財）都道府県センターが指定されている。

なお、県は、県が行う支給事務に関し支援法人（（公財）都道府県センター）へ委託している。

(7) 支援金支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは交付決定等を行う。

## 2 災害援護資金（保健福祉課）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付を行う。

(1) 貸付対象

ア若しくはイに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

ア 世帯主が療養に要する期間が概ね1月以上である負傷を負った場合

イ 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合

(2) 貸付金額

ア 上記（1）のAの場合	150万円以内
イ 上記（1）のAと家財の損害が重複した場合	250万円以内
ウ 上記（1）のAと住居が半壊した場合	270万円以内

エ 上記（１）のＡと住居が全壊した場合	350万円以内
オ 家財の損害の場合（上記（１）のイの場合）	150万円以内
カ 住居が半壊した場合	170万円以内
キ 住居が全壊した場合（クを除く。）	250万円以内
ク 住居の全体が損壊若しくは流失し又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合	350万円以内

（３）貸付条件

ア 貸付期間	10年（うち据置期間3年）
イ 利子	年3%（据置期間中は無利子）
ウ 保証人	連帯保証人になること

（４）償還方法 年賦償還又は半年賦償還

（５）申込方法 各市町村

### 3 生活福祉資金（保健福祉課）

（１）貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護資金）の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

（２）貸付金額 1世帯150万円以内

（３）貸付条件

ア 据置期間	6月以内
イ 償還期間	据置期間経過後7年以内
ウ 利子	保証人あり 無利子、保証人なし 年1.5%
エ 保証人	

（ア）連帯保証人となること

（イ）原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者

（ウ）生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者

（４）償還方法 年賦、半年賦又は月賦

（５）申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員・児童委員を通じ町社会福祉協議会へ申し込む。

### 4 町税の減免等（町民課）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は神崎町税条例の規定により、町税の申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じる。

（１）申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長する。

ア 災害が広範囲にわたる場合

町長が職権により適用の地域及び期日を指定する。

イ その他の場合

納税義務者等の申請により、災害の止んだ日から納税義務者については2月以内、特別徴収義務者については30日以内において、町長が期日を指定する。

(2) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税義務者等に対し、次により減免を行う。

ア 個人の町民税

個人の町民税については、被災の状況に応じ、減免する。

イ 固定資産税

災害により損壊若しくは滅失した家屋、土地及び償却資産について、被災の状況に応じ減免する。

ウ 軽自動車税

災害により、軽自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ、減免する。

5 生活相談（総務課）

町は被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

6 雇用の維持に向けた事業主への支援（まちづくり課）

雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

7 義援金品の配布（総務課・保健福祉課）

(1) 義援金品の受付

町は、それぞれ義援金品の受付についての計画を策定する。

(2) 義援金品の配分及び輸送

町は、県又は日本赤十字社から送付された義援金品を、日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

(3) 義援品の保管場所

町は、被災者に配分するまでの間、町長の指定する場所に一時的に保管する。

8 中小企業への融資（まちづくり課）

災害により、町内商工業者の経営状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合、県では次のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講じる。

(1) 経営安定資金の融資

ア 市町村認定枠

(ア) 融資対象者

激甚災害により被害を受けた者

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

(イ) 融資使途

設備資金、運転資金

(ウ) 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

(エ) 融資期間

設備資金10年以内、運転資金7年以内

(オ) 融資利率

年1.0%~1.4% (融資期間により異なる。)

イ 一般枠

(ア) 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

(イ) 融資使途

設備資金、運転資金

(ウ) 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

(エ) 融資期間

設備資金10年以内、運転資金7年以内

(オ) 融資利率

年1.1%~1.7%以内 (融資期間により異なる。)

ウ 激甚災害枠

(ア) 融資対象者

激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方

(イ) 融資使途

設備資金、運転資金

(ウ) 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

(エ) 融資期間

設備資金10年以内、運転資金7年以内

(オ) 融資利率

年1.0%~1.4% (融資期間により異なる。)

エ 高度化融資 (災害復旧貸付)

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、又は災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

- (ア) 貸付期間  
最長20年（うち据置期間3年以内）
  - (イ) 貸付金利  
無利子
  - (ウ) 貸付割合  
貸付対象事業費の90%以内
- (2) 利子補給
- 上記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給する。  
(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)

9 農林漁業者への融資（まちづくり課）

令和3年3月現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 きん、薪炭原木、し いたけほだ木、漁具、 稚魚、稚貝、餌料、 漁業用燃油の購入、 漁船の建造又は取 得、共済掛金（農業 共済又は漁業共済） の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家き んの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽 培、家畜・家きんの購 入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害 法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家 畜・家きんの購 入等 原則5 年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家 畜・家きんの購 入等 原則5 年以内)
県単 農業 災 害 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 きん、薪炭原木、し いたけほだ木、菌床、 農業共済掛金、簡易 施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的 な例：被害認定額の80% 以内で300万円以下）	災害の都度決 定（令和元年の 適用例0%）	災害の都度決 定（標準的な 例：5年以内）
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に 要する経費	災害の都度決定（標準的 な例：被害認定額の80% 以内で500万円以下）	災害の都度決 定（令和元年の 適用例0%）	災害の都度決 定（標準的な 例：6年以内 （据置2年以 内））

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県 漁 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、 飼料、燃料、労賃、 漁業共済掛金、簡易 施設復旧資材等	災害の都度決定（標準的 な例：被害認定額の80% 又は300万円）	災害の都度決 定 （令和元年の 適用例0%）	災害の都度決 定（標準的な 例：5年以内）
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の 復旧に要する経費	災害の都度決定（標準的 な例：被害認定額の80% 又は500万円）	災害の都度決 定 （令和元年の 適用例0%）	災害の都度決 定（標準的な 例：6年以内 （据置2年以 内））
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤 整備資金	農地又は牧野の保全 又は利用上必要な施 設の復旧	当該年度に負担する額	変動 （毎月見直し）	25年 （据置10年以 内）
	農林漁業セー フティネット 資金	災害により必要とす る経営再建費、収入 減補填費等	600万円（特認年間経営 費等の3/12以内）		10年 （据置3年以 内）
	林業基盤 整備資金	災害による造林地の 復旧	80～90%以内		30年（据置20 年以内）
		災害による林道の復 旧	80%以内		20年（据置3 年以内）
		災害による樹苗養成 施設の復旧	80%以内		15年（据置5 年以内）
漁業基盤 整備資金	漁港に係る防波堤岸 壁等施設、漁場、水 産種苗生産施設の復 旧	80%以内		20年 （据置3年以 内）	
農林漁業 施設資金 （主務大臣指定施 設）  （共同利用施設）	農業施設、林業施設、 水産施設の復旧、果樹 の改植又は補植	1施設当たり300万円 （特認600万円、漁船1,000 万円～11億円） 又は負担する額の80%の いずれか低い額	変動 （毎月見直し）	15年 （据置3年以内） 果樹の改植補償 は25年 （据置10年） 20年 （据置3年以内）	
	農業施設、林業施設、 水産施設、等共同利用 施設の復旧	80%以内			

## 10 罹災証明書の発行（町民課）

### （1）担当部署

罹災証明書の発行事務は、町民課が担当する。

### （2）発行手続

町民課は、災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「罹災台帳」を作成し、申請者からの「り災証明書等交付申請書」に対して、「罹災者台帳」により確認の上、「罹災証明書」を発行するものとする。

なお、「罹災者台帳」により確認できない場合、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行するものとする。

### （3）証明の範囲

「罹災証明書」の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明するものとする。

ア 住家

全壊（全焼）

流失

半壊（半焼）

床上浸水

床下浸水

イ 人

死亡

行方不明

負傷

(4) その他

罹災証明書の発行については、手数料を徴しない。

**【資料編：8-1 罹災証明書等交付申請書】**

**【資料編：8-2 罹災証明書】**



## 第2節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策

### (まちづくり課)

水道・電気・ガス・通信等の施設、農林業用施設及び道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

#### 1 水道施設（まちづくり課）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

##### (1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。
- エ 町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

##### (2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は、次の点に留意する。

- (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
- (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

#### 2 電気施設

原則として、復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### 3 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### 4 通信施設（東日本電信電話（株）における復旧の順位）

震災により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に従って実施する。

#### 5 農業用施設（まちづくり課）

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

##### ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

##### イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

##### ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

##### エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

#### 6 公共土木施設（まちづくり課）

道路等の公共土木施設は、発災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終了し、社会経済活動が平常に近い状態となった後に本格的な復旧作業を行う。

### 第3節 激甚災害の指定

(総務課)

県及び町は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年9月6日法律第150号)の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

#### 1 激甚災害に関する調査(総務課)

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

県内に大規模な災害が発生した場合、知事は町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けなければならないと思われる事業について、関係課に必要な調査を行わせるものとする。

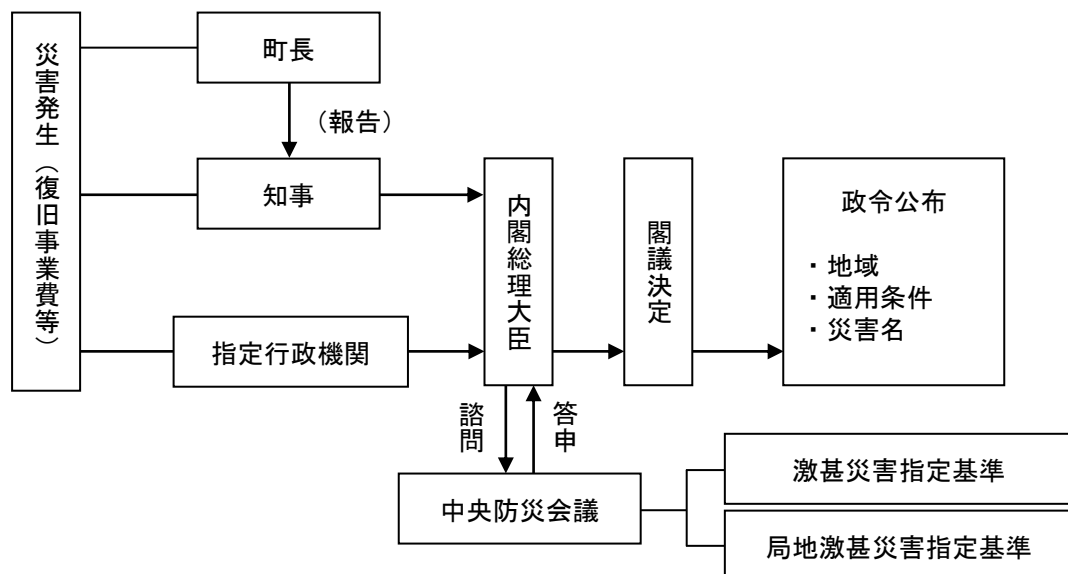
#### 2 特別財政援助額の交付手続等(総務課)

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

#### 3 激甚災害指定の手続(総務課)

町長は、大規模な災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査・把握し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、知事に被害状況を報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

#### 【激甚災害指定の流れ】



## 第4節 災害復興

### 1 災害からの復興に関する基本的な考え方

町などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域のすべての主体が復興に向けて連携すること（共助）など、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

町は、今後起こり得る首都直下地震などの大規模災害に対応するため、「千葉県震災復興旧及び復興に係る指針」を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、町、県、国は、それぞれの役割分担のもと、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

### 2 想定される復興準備計画

復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったより良いものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

#### (1) 暮らしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、すべての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

#### (2) 市街地の復興

壊滅的な被害を受けた市街地の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

#### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

#### (4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活

力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

### 3 復興対策の研究、検討

今後起こり得る大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、次の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

- (1) 防災・危機管理体制の強化
  - ア 防災対策の充実強化
  - イ 関係機関との連携強化
  - ウ 地域コミュニティの活性化
- (2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の充実強化
  - ア 医療提供体制の整備
  - イ 福祉サービス提供体制の整備
  - ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
  - エ 子育て支援サービスの提供体制の整備
- (3) 教育分野における防災体制の充実
  - ア 教育施設の早期耐震化推進
  - イ 防災教育の一層の充実
  - ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実
- (4) 農林水産業の再生と発展
  - ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
  - イ 神崎町産農林水産物の魅力発信
  - ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
  - エ 自然災害対策の推進
- (5) 商工業・観光業等の再生の発展
  - ア 商工業の再生及び成長支援
  - イ 観光業の再生
  - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・液状化等の災害に強いまちづくり
  - ア 安全なまちづくりの推進
  - イ 公共土木施設の防災機能の強化
  - ウ 交通ネットワークの機能強化
  - エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化



## 第3編 風水害編





## 第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的等に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

### 第1節 風水害等対策の基本方針

本町は、過去に北側の水田地帯では利根川などの河川の氾濫、南側では急傾斜地のがけ崩れなどの被害が見られたが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたことから、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化が進展していること、住民の生活様式の変化により電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度が高まっていること、高齢化、国際化の到来による高齢者や外国人など、いわゆる要配慮者が増加していること、住民の相互扶助意識が低下していることなどから、防災面に関する様々な課題が指摘されているところである。

また、本町は、成田国際空港の飛行ルート下にあることから、航空機事故の危険性があり、大規模なこれらの事故に対する対策を講じておく必要がある。

これらの本町の防災環境に的確に対応し、住民生活の安全を守り、本町の持つ諸機能を確保するため、風水害等の各段階に応じた災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策の充実に努めていく。

#### 1 災害予防対策

- (1) 住民への風水害等に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実に努める。
- (2) 災害に強い町土づくりを進めるため、河川の改修、急傾斜地対策、建築物対策などの防災対策を進める。
- (3) 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進める。
- (4) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備を進める。
- (5) 今後の風水害等対策に役立つ各種調査研究を進める。

#### 2 災害応急対策

- (1) 災害時に迅速な対応がとれるよう、町、県及び防災関係機関の応急体制を整える。
- (2) 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- (3) 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助、救護、救援活動の充実に努める。
- (4) 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- (5) 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。

- (6) 水道、電気、ガス等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- (7) 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

### 3 災害復旧対策

- (1) 一般被災者や被災事業者への救護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災意識の向上

(総務課・まちづくり課)

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、LGBTの視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

#### 1 防災教育（全部の課等）

「第2編 第2章 第1節 1 防災教育」を準用する。

#### 2 過去の災害教訓の伝承（総務課・まちづくり課・教育委員会）

「第2編 第2章 第1節 2 過去の災害教訓の伝承」を準用する。

#### 3 防災広報の充実（総務課・まちづくり課）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し、防災広報の充実に努める。

##### (1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、住民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は概ね次のとおりである。

##### ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

(ア) 避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動につい

ての説明

- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (カ) 避難予定場所と経路等
- (キ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ク) 被災世帯の心得ておくべき事項

#### イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、住民に分かりやすい、ハザードマップとなるよう見直しを検討する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として町内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

#### ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

#### エ 町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第5項に基づく「神崎町地域防災計画」の要旨の公表は、神崎町防災会議が地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。

### (2) 実施方法

#### ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

#### イ 広報紙

防災に関しての知識を深めるため、町の広報紙に防災知識に関する事項を掲載する。

#### ウ 防災に関する説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民及び町職員その他関係者を対象として実施する。

#### エ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。また、学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

#### オ インターネットの活用

町ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

## (3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し、協力を依頼する。

【資料編：5-1 防災行政無線【固定局】】

【資料編：5-2 防災行政無線【屋外子局】】

【資料編：6-1 防災備蓄倉庫【役場駐車場】】

【資料編：6-2 防災備蓄倉庫【小学校】】

【資料編：6-3 防災備蓄倉庫【道の駅】】

## 4 自主防災体制の強化（総務課）

「第2編 第2章 第1節 4 自主防災体制の強化」を準用する。

## 5 防災訓練の充実（全部の課等）

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

## (1) 水防訓練

町は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施する。

## ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

## イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

## ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練とあわせて実施する。

## (2) 消防訓練

町は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

## (3) 避難等救助訓練

町その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要であ

る。

(4) 災害対策本部訓練（総務課）

町は、大規模地震と同様に、台風や大雨等の風水害を想定した災害対策本部運営に係る図上訓練を実施し、災害対策本部設置前の活動や災害対策本部の設置（及び災害即応体制からの移行）運営、県・近隣自治体・防災関係機関等との連携及び広域応援等に係る図上訓練を実施する。

(5) 総合防災訓練

町、県及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

## 第2節 水害予防対策

(総務課・まちづくり課)

### 1 農作物等の水害予防対策（まちづくり課）

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して2つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

#### (1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には、次の3つのタイプがある。

##### ア 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが多発する。

##### イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

##### ウ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

#### (2) 水害に対する恒久的な防ぎ方

##### ア 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期を外して栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

##### イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

#### (3) 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して2つとすることができる。第1は水害直前の対策、第2は水害発生中ないし直後の対策である。

##### ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を

築くなどするほか、ポンプ排水を行い、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

イ 水害直後の対策

水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土を持ってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病害虫防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取り片付ける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また、逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

(4) 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

2 河川改修等の治水事業（まちづくり課）

神崎町を流れる河川は、次のとおりである。

指定区分	水系名	河川名	管理者
一級河川	利根川	利根川	国土交通省利根川下流河川事務所
一級河川	利根川	大須賀川	県香取土木事務所
一級河川	利根川	上八間川	県香取土木事務所
準用河川	利根川	浄向川	神崎町
準用河川	利根川	神崎川	神崎町
準用河川	利根川	江口川	神崎町

これまで、国や県の河川改修事業により、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や市街化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。

これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや町の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

(1) 護岸施設、排水施設、樋門等については、老朽度点検・維持管理を行うとともに、国や県に対し、利根川・大須賀川・上八間川の計画的整備を要請する。



### 3 浸水予想区域の把握・周知（総務課）

水害危険区域については、次の状況の把握に努め、国・県管理河川の浸水予想区域図や浸水実績図に基づいて、洪水ハザードマップの公表等により周知する。

#### （1）浸水予想区域の調査

ア 利根川は、利根川下流河川事務所より、水防法に基づく浸水想定区域が示されている。

イ その他の河川については、町は、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

#### （2）地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

#### （3）洪水ハザードマップの作成・更新

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく浸水想定区域を基礎資料とする、洪水ハザードマップの作成・更新を行う。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として浸水情報や避難場所等を記載し、地域住民への公表・周知を図るものである。

#### （4）浸水予想区域の周知

##### ア 住民への周知

町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布等、必要な措置の推進を図る。

（ア）地盤高に応じた浸水危険性

（イ）避難路上の障害物等

（ウ）指定避難所等の配置状況・建設年度

#### （5）浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対応

町は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

【資料編：1－5 浸水予想区域内にある要配慮者施設】

【資料編：4－2 指定避難所】

#### 4 道路災害による事故防止（まちづくり課）

##### （1）現況

神崎町における国道、県道、主要町道は、次のとおりである。

##### ア 国・県道（県香取土木事務所管理）

番号	路線名
1	国道 356 号
2	県道郡停車場大須賀線
3	県道江戸崎神崎線

##### イ 主要町道（1級、2級）

番号	路線名	番号	路線名
1-1	川岸線	2-4	郡・今・高谷線
1-2	本宿・並木・小松線	2-5	並木・郡根岸線
1-3	下総神崎駅・並木線	2-6	大貫・高谷線
1-4	並木・植房・立向線	2-7	大貫 356 号線
1-5	大貫・武田線	2-8	立野・大貫線
1-6	武田・古原線	2-9	植房・立野線
1-7	武田・毛成線	2-10	植房・名木線
1-8	西和田・毛成・柴田線	2-11	武田・村中線
2-1	神社西線	2-12	古山・原宿線
2-2	神宿・松崎線	2-13	古原・名木線
2-3	松崎・小松線	2-14	原宿・村中線

##### （2）道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により、落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について、防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

##### （3）パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

##### （4）異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第 46 条の規定により通行の禁止又は制限を行う。

また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路交通規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

5 気象、河川流量等の観測（総務課・まちづくり課）

次の雨量、河川水位の観測データ等を把握し、水防対策に資する。

(1) 降水量場所の確認

神崎町役場（神崎町神崎本宿）

(2) 河川水位場所の確認

国土交通省 危機管理型水位計（利根川左岸 49.09K 茨城県稲敷市余橋向地先）

### 第3節 土砂災害予防対策

(まちづくり課・総務課)

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)、 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(以下「急傾斜地法」という。)等に基づいた対策に努めるものとする。

#### 1 土砂災害に対する警戒避難体制の整備(まちづくり課・総務課)

##### (1) 土砂災害に関する情報の収集

町及び県は、平常時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測される時は、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

##### (2) 警戒避難体制の整備等

町は、主として次の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア 町は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

イ 町は、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、大雨警報(土砂災害)の危険度分布などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、災害発生情報、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等を発令する。

特に避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、町は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求める。

ウ 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、

町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

エ 町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの区域に分割した上で、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

オ 町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

カ 町は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

## 2 防災知識の普及啓発（まちづくり課・総務課）

(1) 町及び県は、住民に対し、インターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

(2) 県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれのある箇所の基礎調査結果を公表する。

また、町は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

## 3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

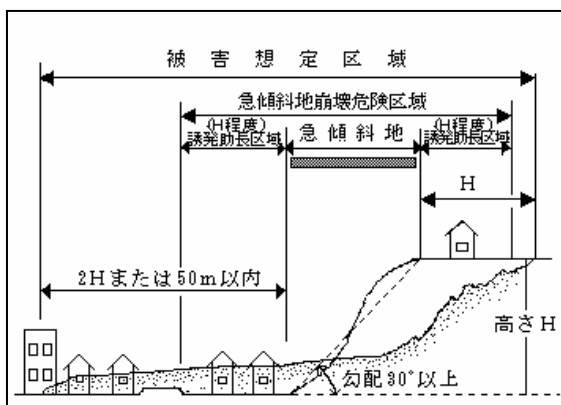
町は、県と協議の上、急傾斜地法第3条の規定により、県が指定する急傾斜地崩壊危険区域の手続を推進する。

なお、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の各号に該当するがけについて、  
知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



(2) 行為の制限

町及び県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(3) 防止工事の実施

町及び県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

4 山地災害対策（まちづくり課・総務課）

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

5 宅地造成地災害対策（まちづくり課）

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等に基づき防災等の措置を講じ、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

なお、県の工事の許可又は確認に準じ、次の事項に留意する。

- (1) 災害危険区域（建築基準法第39条）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- (2) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(3) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

【資料編：1-1 急傾斜地崩壊危険区域指定地】

【資料編：1-2 急傾斜地崩壊危険箇所】

【資料編：1-3 山地災害危険地区】

【資料編：1-4 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域】

【資料編：1-5 浸水予想区域内にある要配慮者施設】

## 第4節 風害予防計画

(総務課・まちづくり課)

台風や冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、本町における農業生産の重要性に鑑み、農作物等の風害を防止又は軽減し、あわせて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（総務課）

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、次の普及啓発を図る。

#### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心がけること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は、次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、雹、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発



気象情報	内容
	<p>生確度ナウキャストで確認することができる。</p> <p>また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。</p> <p>この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>
竜巻発生確度ナウキャスト	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分ごとに発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>

## （2）身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心がけ、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

### ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- （ア）真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- （イ）雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- （ウ）ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- （エ）大粒の雨や雹が降り出す。

### イ 発生時に屋内にいる場合

- （ア）窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。
- （イ）雨戸・シャッターを閉める。
- （ウ）1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- （エ）頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

### ウ 発生時に屋外にいる場合

- （ア）車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。
- （イ）橋や陸橋の下に行かない。
- （ウ）近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- （エ）電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

## 2 農業用施設等の風害防止対策（まちづくり課）

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農業用施設等への被害を防止するため、次の予防対策を推進する。

### （1）事前対策

ビニールハウス、作業所等の出入口を施錠し、周辺に飛ばされるおそれのあるものを片付けるといった対策を行い、被害を軽減する。

### （2）事後対策

台風通過後に被害が確認された場合は、被害状況を調査し、まちづくり課に報告する。

## 3 風害の恒久的対策（まちづくり課）

### （1）防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、また、できるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

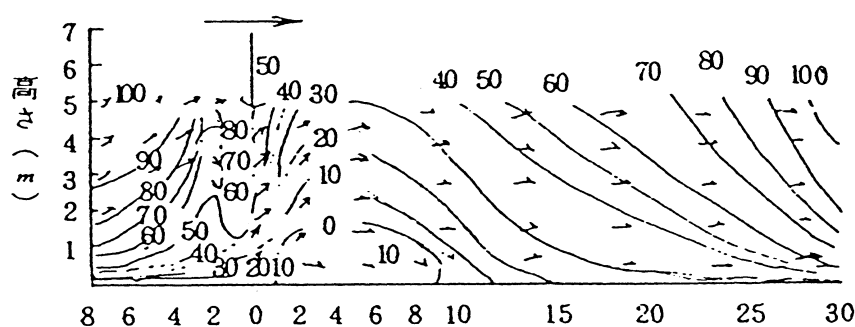
### （2）防風垣の設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。

なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため、栽植距離その他管理に万全をつくすこと。



垣高倍数

防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）

### （3）多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでな

く、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

## 第5節 雪害予防対策

(まちづくり課・総務課)

本町は積雪量が少ないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などによる社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることなどに鑑み、これらの被害の防止又は軽減のための対策を行う。

### 1 道路雪害防止対策（まちづくり課）

#### (1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

#### (2) 除雪作業等

除雪作業等は、次の各号により実施する。

除雪路線については、地域並びに気象条件を考え、主要町道、通学路を優先とし、まちづくり課において決定する。

##### ア 除雪作業

神崎町建設業社等除雪委託業者の協力を得てグレーダー、ショベル等を使用して除雪を実施する。

##### イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備える。

また、路面凍結が予想される場合は、気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

### 2 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの5つに分けることができる。なお、このほかに間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水の涵養によって生ずる冷水害などがあげられる。

#### (1) 野菜について

##### ア 事前対策

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補

強し、倒壊の防止に努める。

- (イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具の設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

#### イ 事後対策

- (ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受けやすいので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって発育の回復を早めるようにする。

### (2) 果樹について

#### ア 事前対策

- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。

また、「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。

また、幼木の被覆は、1 樹 1 束とする。

#### イ 事後対策

- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋まった幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害を受けるので注意する。

- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こりやすいので溝を掘って排水をよくする。

- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切り戻し、切り口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

### (3) 花きについて

#### ア 事前対策

- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

- (イ) ハウス屋根の積雪は 20cm を超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

- (ウ) 暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。

- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

#### イ 事後対策

- (ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。

融雪の際は、湿害に注意し、二次的な病害から守る。

(イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、あわせて湿害から守る。

## 第6節 火災予防対策

(総務課・消防本部・教育委員会)

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、消防に関する事務等は、平成18年3月27日より成田市へ委託していることから、その指導推進に当たっては、成田市の計画により実施していくものとする。

### 1 火災予防に係る立入検査（総務課・消防本部）

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条及び第16条の5の規定により防火対象物及び危険物施設の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物及び危険物施設に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

#### (1) 立入検査の主眼点

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。  
また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置及び維持管理されているかどうか。
- イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、成田市火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、成田市火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- エ 公衆集合場所での裸火の使用等について、成田市火災予防条例に違反していないかどうか。
- オ 危険物施設、指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、消防法及び成田市火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

### 2 住宅防火対策（総務課・消防本部）

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、住宅用防災機器の普及促進や住宅防火意識の普及啓発を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内すべての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

### 3 消防組織及び施設の整備充実（総務課）

#### （1）消防組織

町は、消防団員の確保を推進し、消防組織の充実強化を図る。

#### （2）消防施設等の整備充実

町は、消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

### 4 火災予防についての啓発（総務課・消防本部）

#### （1）火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため、次のような啓発活動を実施する。

- ア 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防署、消防団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- イ 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- ウ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- エ 商店街、小中学校、保育所、病院等の消火・避難訓練

### 5 文化財の防火対策（教育委員会）

本町には、歴史的、学術的価値の高い貴重な文化財が残され、指定文化財として保護されている。

文化財を経年の老朽から守るため保存修理を実施し、後世に受け継がれるよう保護対策を講じているが、文化財建造物は木造建築が主流であり、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な防火予防に関する努力が必要である。

このため、火災の発生を未然に防ぐため、日頃から適切な防火管理を行う。

管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うほか、環境の整備と危険箇所の点検を消防機関の指導を受け、適切に行う。

日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、消火訓練計画等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため、初期消火活動を行い、消防機関への通報を速やかに行うような体制を整えておく。



### **第7節 消防計画**

「第2編 第2章 第6節 消防計画」を準用する。

### **第8節 防災施設の整備**

「第2編 第2章 第7節 防災施設の整備」を準用する。

### **第9節 情報連絡体制の整備**

「第2編 第2章 第8節 情報連絡体制の整備」を準用する。

### **第10節 要配慮者の安全確保のための体制整備**

「第2編 第2章 第9節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」を準用する。

### **第11節 備蓄・物流計画**

「第2編 第2章 第10節 備蓄・物流計画」を準用する。

## 第12節 帰宅困難者等対策

(総務課・まちづくり課・教育委員会)

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

### 1 一斉帰宅の抑制（総務課・まちづくり課）

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨がが続いている場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組みを実施していく。

### 2 情報連絡体制の整備（総務課・まちづくり課）

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨がが続いている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

### 3 帰宅困難者等への情報提供（総務課・まちづくり課・教育委員会）

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動をとるためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防

災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段の整備を図る。

#### 4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み（まちづくり課）

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

### 第13節 防災体制の整備

「第2編 第2章 第12節 防災体制の整備」を準用する。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部活動

(全部の課等)

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災やがけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町、県及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

#### 1 町の活動体制

町は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県及び防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、神崎町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において千葉県災害対策本部等が設置されたときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、神崎町災害対策本部条例の定めるところによる。

#### 2 災害対策本部設置前の初動対応

「第2編 第3章 第1節 2 災害対策本部設置前の初動対応」を準用する。

#### 3 災害対策本部

「第2編 第3章 第1節 3 災害対策本部」を準用する。

#### 4 配備体制の区分・基準

配備区分に基づきあらかじめ各課で定めてある動員区分に従い、災害応急活動を実施する。

なお、動員区分の適用は、被害の程度により弾力的に行う。

【風水害対策等配備区分・基準】

区分		基準	決定者
本部設置前	注意配備	① 次の注意報の1つ以上が県北東部（香取・海匝）に発表され、災害の発生が予想される時。 大雨注意報、強風注意報、洪水注意報、竜巻注意情報	総務課長が決定
	警戒配備	① 次の警報の1つ以上が県北東部（香取・海匝）に発表され、災害の発生が予想される時。 大雨警報、暴風警報、洪水警報 ② 各種警報等が発表されている状況下で、台風が通過する可能性がある時。 ③ 避難準備・高齢者等避難開始の発令が検討される災害の発生が予想される時。	
災害対策本部	第1配備	① 災害の危機が増大した時。 ② 局地災害が発生し、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある時。 ③ 避難勧告の発令が検討される災害の発生が予想される時。	町長が決定
	第2配備	① 災害の危険が極めて増大した時。 ② 数地区で災害が発生し、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある時。 ③ 避難指示（緊急）の発令が検討される災害の発生が予想される時。	

【体制内容・動員区分】

区分	体制内容・処理事項	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備 ① 総務課・まちづくり課職員で情報収集をする。 ② 警戒配備に移行する際の招集連絡を確認する。	① 総務課・まちづくり課のうち定められた職員 ② 警戒配備担当課は常時連絡がとれる体制とする。
	警戒配備 ① 関係課の少数の人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行える体制をとる。 ② 災害対策本部の設置に備える。	① 次の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、保健福祉課、町民課、教育委員会
災害対策本部	第1配備 ① 災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報収集及び連絡活動並びに応急措置を実施する。 ② 状況により第2配備に移行し得る体制とする。	① すべての課の定められた職員
	第2配備 ① 災害対策本部全員をもって対処する体制とし、職員は全員防災業務に従事する。	① 災害対策本部全員による組織配置 ② 職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

5 動員配備の方法

町内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、職員の動員を行い、必要に応じ、関

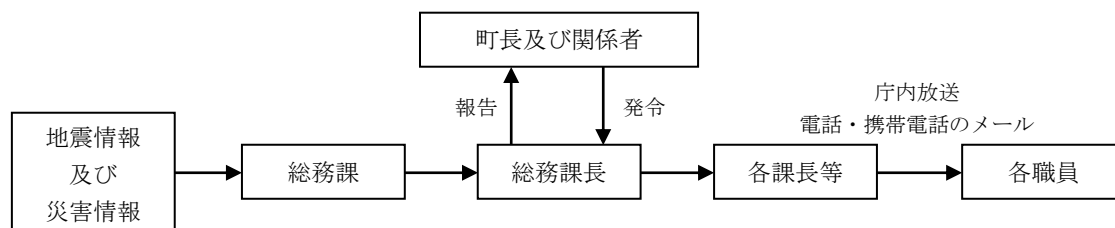
係機関職員の出動を要請する。

(1) 動員の伝達系統及び方法

① 平常勤務時の伝達及び系統	総務課長は、災害対策本部が設置された場合（初動体制の場合も同じ。）、本部長（町長）の指示に従い、各課長等に対し、決定した配備体制を指令する。 各課長等は、直ちに所属職員に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。
② 休日又は退庁後の伝達	日直者及び連絡担当者は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに総務課長・総務課庶務係長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じ、関係課長に連絡する。 ・ 気象警報が発令されたとき。 ・ 災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

(2) 連絡の方法

災害対策本部の設置、配備体制の決定及び動員通知は、庁内放送、電話・携帯電話のメール等を併用し、最も迅速・確実な方法で行う。



6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携（総務課）

「第2編 第3章 第1節 6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携」を準用する。

7 県への応援要請（総務課）

「第2編 第3章 第1節 7 県への応援要請」を準用する。

8 大規模停電発生時の措置（総務課・保健福祉課）

「第2編 第3章 第1節 8 大規模停電発生時の措置」を準用する。

9 災害救助法の適用手続等（全部の課等）

「第2編 第3章 第1節 9 災害救助法の適用手続等」を準用する。

## 第2節 情報の収集・伝達活動

(総務課・まちづくり課)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

### 1 通信体制（総務課）

「第2編 第3章 第2節 1 通信体制」を準用する。

### 2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備（総務課）

#### (1) 注意報・警報等の伝達体制の確立

注意報・警報等伝達体制を確立し、関係者に対し、迅速かつ正確に伝達されるよう努める。また、県防災情報システムにより注意報、警報等が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。

#### (2) 気象注意報・警報・情報の発表及び伝達

気象注意報・警報は、県防災行政無線電話、県防災情報システム、一般加入電話等で町に通報される。

住民に対する広報は、防災行政無線及び広報車、町ホームページにより行うとともに、必要に応じ、消防団等に通知し、出動の準備を要請する。

【資料編：5-1 防災行政無線【固定局】】

【資料編：5-2 防災行政無線【屋外子局】】

#### (3) 異常現象発見の際の手続

ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町

(ウ) 香取地域振興事務所、香取土木事務所及び香取警察署

#### (4) 気象業務組織

本町の予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村等をまとめた 地域の区域名	二次細分区域名
千葉県 (銚子地方気象台)	北東部	香取・海匝	神崎町

※ 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

### 3 気象に関する情報

#### (1) 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

#### 【特別警報・警報・注意報の概要】

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報



【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が既に発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	高潮警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

## (2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし、時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

## (3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## (4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

## (5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。）を特

定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(7) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防止危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

（注）基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m/s以上）

(8) 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

ア 気象警報

イ 気象注意報

ウ 気象情報

エ 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

ア 鉄道気象観測報

イ 鉄道災害報

(9) 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合わせ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

ア 雷雨に関する情報

イ 台風、大雨等気象現象に関する情報

ウ 雨及び雪に関する情報

エ その他必要とする事項

を通報するものである。

千葉県は、通報担当官署は、気象庁本庁である。

(10) 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

ア 大気汚染気象予報

イ スモッグ気象情報

(11) 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報を行う。本県に関係ある河川は、次のとおりであり、氾濫後の水位情報等についても同様である。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

ア 利根川

イ 江戸川

ウ 小貝川

エ 常陸利根川

オ 霞ヶ浦

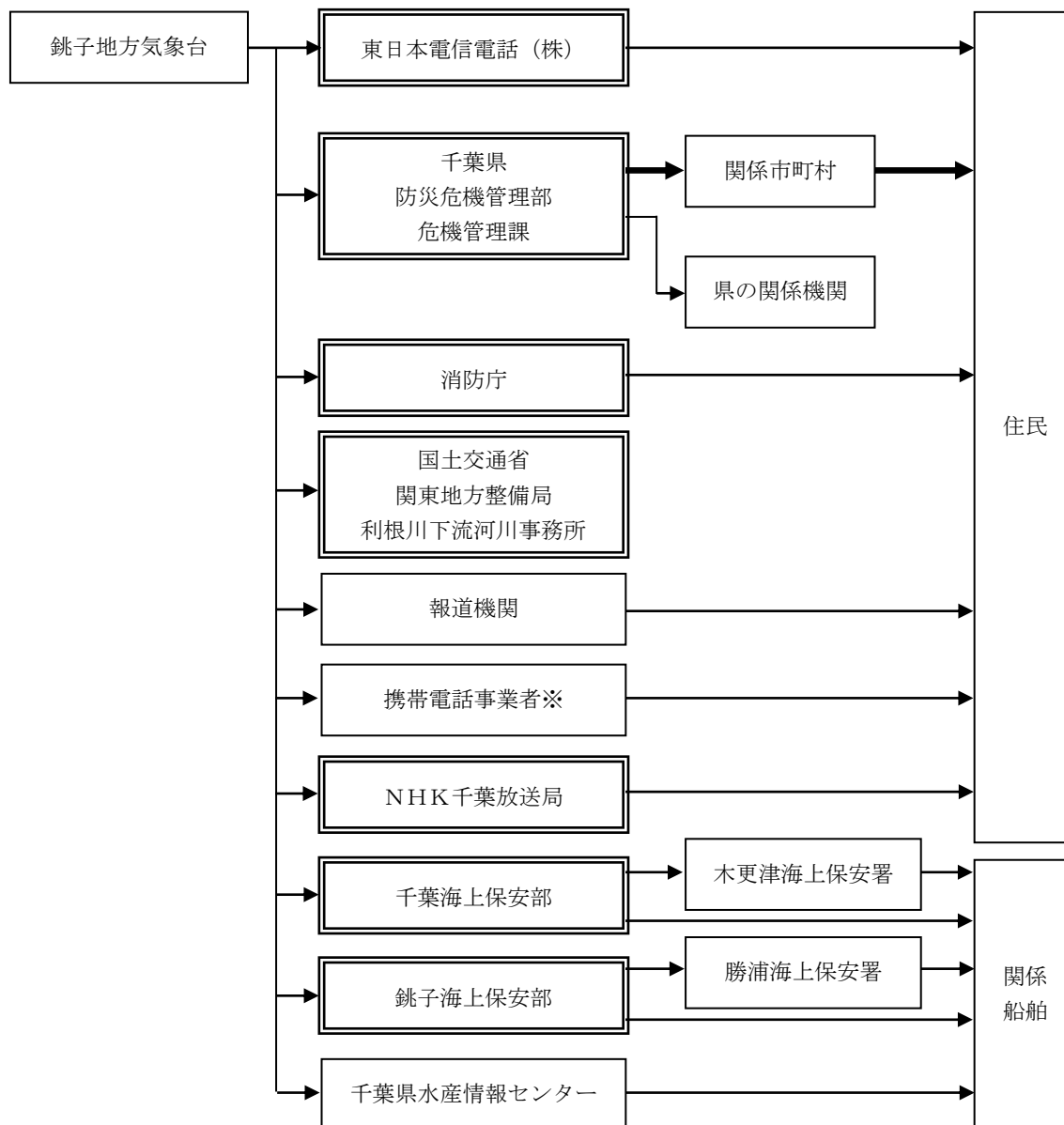
カ 北浦

キ 鱒川

※1 小貝川については、洪水予報のみ関東地方整備局下館河川事務所と水戸地方気象台及び宇都宮地方気象台が共同で行う。

※2 霞ヶ浦・北浦については、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で行う。

(12) 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
  - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
  - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
  - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- ※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

#### 4 被害情報等収集・報告

「第2編 第3章 第2節 5 被害情報等収集・報告」を準用する。

**5 県への連絡方法**

「第2編 第3章 第2節 6 県への連絡方法」を準用する。

**6 総務省消防庁への連絡方法**

「第2編 第3章 第2節 7 総務省消防庁への連絡方法」を準用する。

**7 災害時の広報**

「第2編 第3章 第2節 8 災害時の広報」を準用する。

### 第3節 水防計画

(まちづくり課・総務課)

#### 1 水防の目的

町は、洪水のおそれがある一級河川利根川、大須賀川、上八間川及び準用河川浄向川、神崎川、江口川を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、近隣水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

#### 2 水防の責任

##### (1) 町（水防管理団体）

水防管理団体である町は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

##### (2) 県

県は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

##### (3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

##### (4) 住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

#### 3 安全配慮

洪水においても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

##### (1) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

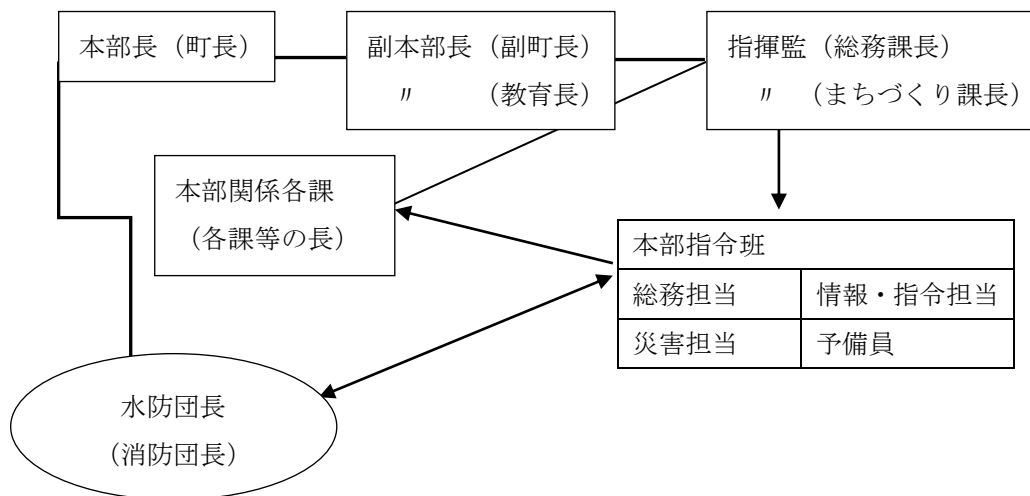
ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ 水防活動は、原則として複数人で行う。



#### 4 水防本部の組織

##### (1) 組織系統



##### (2) 水防本部の事務分掌

###### 水防本部構成員の事務分掌

構成員名	事務分掌
本部長 (町長)	水防本部の事務を総括する。
副本部長 (副町長) " (教育長)	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 本部長に事故あるときは、その職務を代行する。 なお、その職務を記述の順に代行する。
指揮監 (総務課長) " (まちづくり課長)	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を 掌理し、水防本部指令班を指揮監督する。 なお、副本部長に事故あるときは、その職務を代行する。 また、代行は、記述の順とする。
本部関係各課 出納室長 議会事務局長 町民課長 保健福祉課長 教育委員会課長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐する。 なお、指揮監に事故あるときは、その職務を記述の順に代 行する。

##### (3) 各班の事務分掌は、次のとおりとする。

班名	事務分掌
<b>本部指令班</b> (総務課・まちづくり課)	
	本部指令班は、総務担当、情報・指令担当、災害担当、予備員から構成され、迅速かつ的確な水防活動が図られるよう水防体制への移行に向けた気象情報、水位情報等を整理し、指揮監へ報告し、その指示を仰ぐものとする。

<p>なお、本部指令班には、班長を置き、各担当を総括するとともに、水防団と連携して水防業務に当たるものとする。</p>	
<p>総務担当</p>	<p>①水防本部要員の決定招集に関すること。                  ②水防事務の諸経理に関すること。                  ③緊急自動車の確保、配車に関すること。                  ④水防資機材の確保、幹旋に関すること。                  ⑤自衛隊の出動要請に関すること。                  ⑥警察、各関係機関、報道機関との連絡及び広報に関すること。                  ⑦県又は国への報告及び連絡に関すること。                  ⑧水防団員及び水防本部員の給食に関すること。                  ⑨他班の所掌に属さない事務に関すること。</p>
<p>情報・指令担当</p>	<p>①雨量、水位、流量等の資料の収集、整理に関すること。                  ②テレビ、ラジオ、その他諸情報の収集整理に関すること。                  ③防災行政無線等の整備、点検に関すること。                  ④状況の把握及び判定、水防指令の立案に関すること。                  ⑤気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受診、記録及び伝達に関すること。                  ⑥災害対策本部との連絡及び各課等との連絡調整に関すること。</p>
<p>災害担当</p>	<p>①水防工法の指導に関すること。                  ②水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関すること。                  ③水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関すること。                  ④公共土木施設の被害状況の収集、整理に関すること。                  ⑤災害状況、水防活動状況記録の整理、保存、指導に関すること。</p>
<p>予備員</p>	<p>①水防本部予備員として待機し、必要に応じて各担当を応援する。</p>

## 5 水防本部の配備体制と活動内容

### (1) 水防配備

#### ア 水防本部水防配備指令による配備

水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。

ただし、状況により緊急の場合は、現地の水防団長がその配備体制をとることができる。

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は、本部長及び副本部長に報告するものとする。

#### イ 水防警報発令による配備

水防法に基づき知事が水防警報を行う指定河川において、水防警報を発令した場合には、その管内の配備体制をとることとする。

ウ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報による自動配備

水防法に基づき知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川において、氾濫危険情報の通知を受けた際には、町長（水防管理者）は、确实迅速に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。

(2) 水防配備体制

本部長は、次の5つの配備体制による配備を行う。

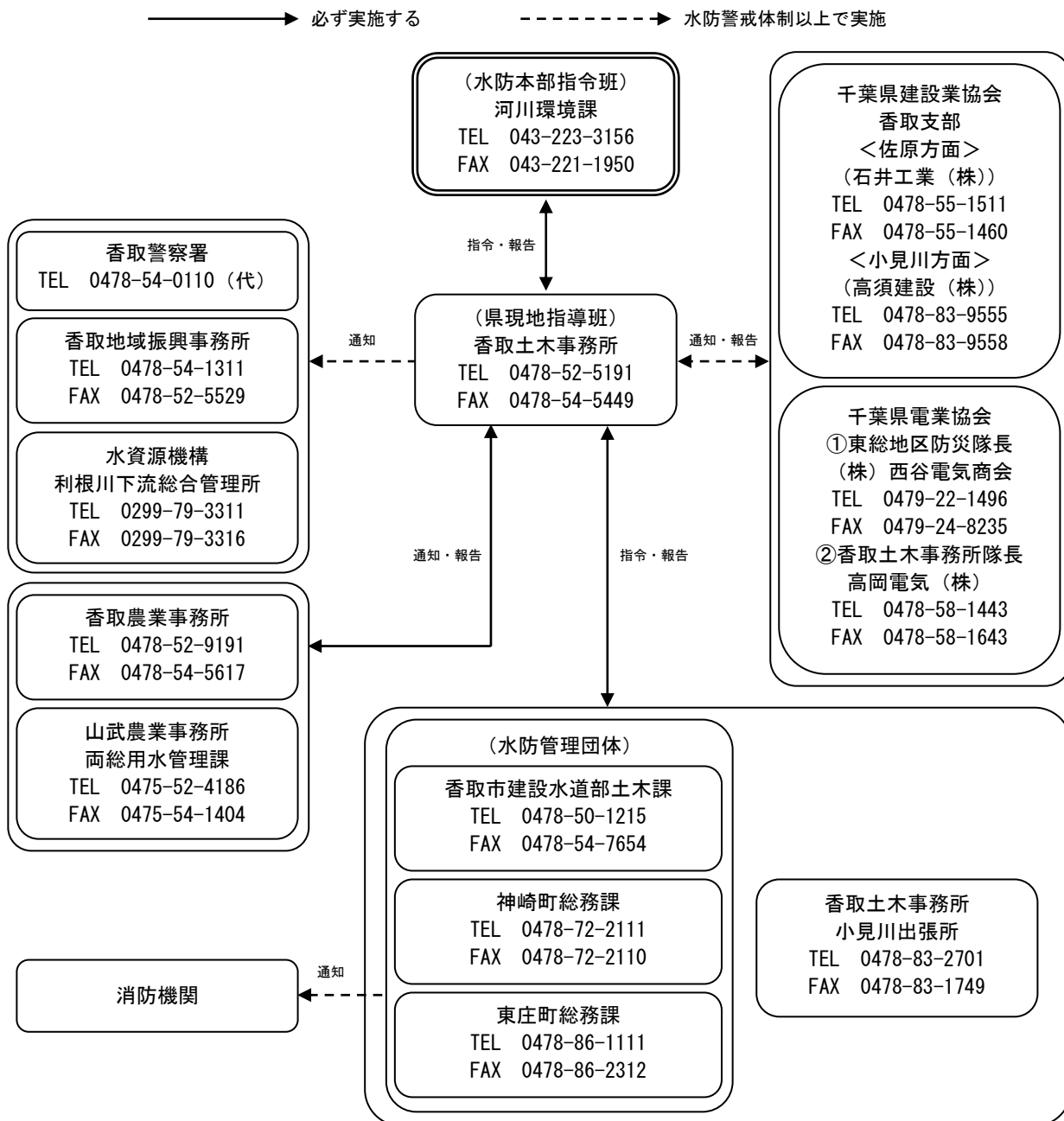
編成・配備 基準 配備体制	編成	配備基準
水防準備体制	2名で水防事務に当たる。	① 県北東部に大雨、洪水注意報が発表され、本部長が必要と認めたとき。
水防注意体制	6名の人員で水防事務に当たる。	① 県北東部に大雨、洪水警報が発表され、本部長が必要と認めたとき。
水防警戒体制	10名の人員で水防事務に当たる。	① 県北東部に大雨、洪水警報が発表され、本部長が必要と認めたとき。 ② 水位情報周知河川において、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき（自動配備）。
水防非常配備 第1体制	30名の人員で水防事務及び水防活動に当たる。また、半数の水防団員が出動する。	① 台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生するおそれがあり、県北東部の一部に相当な被害が発生した場合で本部長が指示したとき。 ② 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第1配備体制にあるとき。
水防非常配備 第2体制	全員で水防事務及び水防活動に当たる。	① 台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で本部長が指示したとき。 ② 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、本部第2配備体制以上にあるとき。

(留意事項)

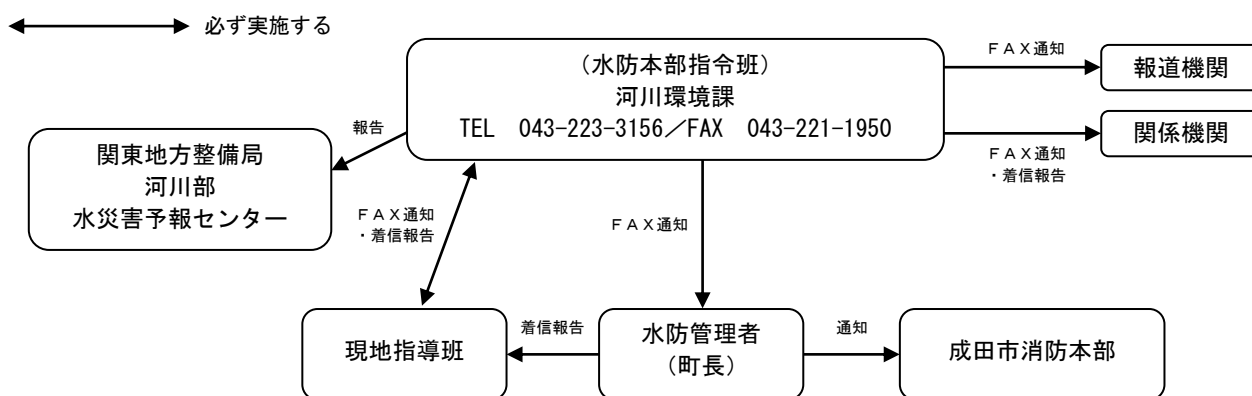
- 1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防指令の発令が予測されるとは、情報収集を行い、出動準備を心がけるものとする。
- 2 水防配備発令後は不急の外出は避け、勤務場所に待機しなければならない。
- 3 水防非常配備発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行わなければならない。

6 連絡系統

【水防本部水防指令情報伝達系統 香取土木事務所】



【氾濫危険情報の伝達系統】



7 水防配備の解除

(1) 県の水防配備の解除

水防本部長（知事）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

(2) 水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者（町長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班を通じ、水防本部指令班（県河川環境課）に報告するものとする。

※ 水防管理者：水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者又は長、並びに水害予防組合の管理者をいう。

【資料編：6－4 神崎本宿水防倉庫】

#### **第4節 避難計画**

「第2編 第3章 第3節 地震・火災避難計画」を準用する。

#### **第5節 要配慮者等の安全確保対策**

「第2編 第3章 第4節 要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

#### **第6節 救急救助・医療救護活動**

「第2編 第3章 第5節 消防・救急救助・医療救護活動」を準用する。

## 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

(総務課・まちづくり課)

### 1 災害警備計画

「第2編 第3章 第6節 1 災害警備計画」を準用する。

### 2 被災施設の応急対策方法

#### (1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

#### (2) 調査及び報告

町は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告するものとする。

ア 町は、町道について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を本部長（町長）に報告する。

イ 本部長（町長）は上記アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに香取土木事務所、県警察、関係機関の長に報告する。

### 3 交通規制計画

「第2編 第3章 第6節 2 交通規制計画」を準用する。

### 4 交通規制の指針

「第2編 第3章 第6節 3 交通規制の指針」を準用する。

### 5 緊急輸送の実施

「第2編 第3章 第6節 4 緊急輸送の実施」を準用する。

### 6 緊急通行車両の確認等

「第2編 第3章 第6節 5 緊急通行車両の確認等」を準用する。

### 7 道路啓開

「第2編 第3章 第6節 8 道路啓開」を準用する。

### **第8節 救援物資供給活動**

「第2編 第3章 第7節 救援物資供給活動」を準用する。

### **第9節 広域応援の要請及び県外支援**

「第2編 第3章 第8節 広域応援の要請及び県外支援」を準用する。

### **第10節 自衛隊への災害派遣要請**

「第2編 第3章 第9節 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

### **第11節 学校等における児童生徒の安全対策・文化財の保護**

「第2編 第3章 第10節 学校等の児童生徒の安全対策・文化財の保護」を準用する。

### **第12節 帰宅困難者等対策**

「第2編 第3章 第11節 帰宅困難者等対策」を準用する。

### **第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策**

「第2編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

### **第14節 住宅の応急修理**

「第2編 第3章 第13節 住宅の応急修理」を準用する。

### **第15節 応急仮設住宅の提供等**

「第2編 第3章 第14節 応急仮設住宅の提供等」を準用する。



## 第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧

「第2編 第3章 第16節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」を準用する。

## 第17節 ボランティアの協力

「第2編 第3章 第17節 ボランティアの協力」を準用する。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 被災者生活安定のための支援

「第2編 第4章 第1節 被災者生活安定のための支援」を準用する。

### 第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

「第2編 第4章 第2節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策」を準用する。

### 第3節 激甚災害の指定

「第2編 第4章 第3節 激甚災害の指定」を準用する。

### 第4節 災害復興

「第2編 第4章 第4節 災害復興」を準用する。

## 第 4 編 大規模事故等災害編



## 第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方にに基づき、大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機事故、鉄道事故、道路事故について対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

この計画に定めのないものについては、「第2編 地震編」の規定に準ずるものとする。  
なお、これらの災害が発生した場合における本町の配備基準は、次のようになっている。

### 1 応急活動体制

- (1) 町は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (2) 町は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。
- (3) 町における配備基準は、次表のとおりとする。

#### 【大規模事故等配備区分・基準】

区分		基準	決定者	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備	対象とする大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機事故、鉄道事故、道路事故等により災害が発生又は発生が予想される場合で、総務課長が必要と認めたとき。	総務課長が決定	① 総務課・まちづくり課のうち定められた職員 ② 警戒配備担当課は常時連絡がとれる体制とする。
	警戒配備			① 次の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、保健福祉課、町民課、教育委員会
災害対策本部	第1配備	対象とする大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機事故、鉄道事故、道路事故等により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたとき。	町長が決定	① すべての課の定められた職員
	第2配備			① 災害対策本部全員による組織配置 ② 職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

### 2 災害対策本部設置前の初動対応

【大規模事故等配備区分・基準】に該当する場合、総務課長は状況を総合的に判断し、注意配備又は警戒配備をとる。

### 3 災害対策本部

大規模事故等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、「災害対策基本法第23条の2第1項」及び「神崎町災害対策本部条例」により、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

また、町長が不在や事故等により業務が遂行できない場合は、副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長の順でその業務を代理する。

#### 4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害対策本部、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速かつ機動的に実施する。

#### 5 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

町は、災害の状況に応じ、災害対策本部会議に県職員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県において災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

災害の現場において、県との連携を図りつつ、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置する。

#### 【資料編：7-2 神崎町災害対策本部条例】

## 第2章 大規模火災対策

(総務課・消防本部・まちづくり課・教育委員会・保健福祉課)

### 第1節 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救急救助活動や避難誘導等の応急対策について定める。

### 第2節 予防計画

#### 1 防災空間の整備・拡大（まちづくり課）

「第2編 第2章 第5節 2 防災空間の整備・拡大」を準用する。

#### 2 火災予防に係る立入検査の強化指導（総務課・消防本部）

「第2編 第2章 第5節 1 (1)ウ 火災予防に係る立入検査の強化指導」を準用する。

#### 3 住宅防火対策（総務課・消防本部）

「第3編 第2章 第6節 2 住宅防火対策」を準用する。

#### 4 多数の者を収容する建築物の防火対策（総務課・消防本部）

##### (1) 防火管理者及び消防計画

町及び消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく次の事項を遵守させる。

ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ 消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ 従業員等に対する防災教育の実施

##### (2) 防火対象物の点検及び報告

町及び消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

#### 5 文化財の防火対策（教育委員会）

本町には、歴史的、学術的価値の高い貴重な文化財が残され、指定文化財として保護されている。

文化財を経年の老朽から守るため保存修理を実施し、後世に受け継がれるよう保護対

策を講じているが、文化財建造物は木造建築が主流であり、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な防火予防に関する努力が必要である。

このため、火災の発生を未然に防ぐため、日頃から適切な防火管理を行う。

管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うほか、環境の整備と危険箇所の点検を消防機関の指導を受け、適切に行う。

日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、消火訓練計画等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

火災が発生した場合には、その被害を最小限にとどめるため、初期消火活動を行い、消防機関への通報を速やかに行うような体制を整えておく。

## 6 消防組織及び施設の整備充実（総務課）

### (1) 消防組織

町は、消防団員の確保を推進し、消防組織の充実強化を図る。

### (2) 消防施設等の整備充実

町は、消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

## 第3節 応急対策計画

### 1 応急活動体制（総務課・消防本部）

(1) 町及び消防本部は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(2) 町及び消防本部は、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

### 2 情報収集・伝達体制（総務課・消防本部）

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

### 3 災害救助法の適用（全部の課等）

「第2編 第3章 第1節 9 災害救助法の適用手続等」を準用する。

### 4 消防活動（総務課・消防本部）

(1) 消防本部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。

(2) 町長又は消防本部長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。

(3) 発災現場が町以外の場合で、発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」



並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防本部と連携して応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

**【資料編：2-1 災害協定一覧】**

**5 救急救助計画（総務課・消防本部）**

- (1) 町及び消防本部は、救急救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県、防災関係機関に応援を要請する。
- (2) 町及び消防本部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救急救助活動のための資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し、医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

**6 交通規制計画**

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

**7 避難計画（総務課）**

- (1) 町及び消防本部は、発災時には県警察等と協力し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。

**8 救援・救護計画（総務課・まちづくり課・保健福祉課）**

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、「第2編 第3章 第5節 消防・救急救助・医療救護活動」及び「第2編 第3章 第7節 救援物資供給活動」を準用する。

## 第3章 林野火災対策

(総務課・まちづくり課・消防本部)

### 第1節 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も増加傾向にある。

また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策を定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

### 第2節 予防計画

#### 1 広報宣伝（総務課・消防本部）

##### (1) 広報などによる注意

町及び消防本部は、町防災行政無線、広報こうざき、町ホームページ等を利用し、住民の注意を喚起する。

##### (2) 学校教育による指導

町及び消防本部は、小中学校児童生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

##### (3) 山火事予防運動の実施

町、消防本部及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

【資料編：5-1 防災行政無線【固定局】】

【資料編：5-2 防災行政無線【屋外子局】】

#### 2 法令による規制（まちづくり課・消防本部）

##### (1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町及び消防本部は、住民に対し、火災警報発令下における成田市火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

##### (2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町及び消防本部は、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

##### (3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町及び消防本部は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳

守させる。

### 3 予防施設の設置（まちづくり課）

#### （1）すいがら入れの保持

町、消防本部及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

#### （2）立看板等の設置

町及び消防本部は、公園等の人の集まるところに立看板等を設置する。

### 4 消火施設の設置（まちづくり課）

#### （1）水槽の設置（自然水利の活用）

町、消防本部及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

### 5 林野等の整備（まちづくり課）

#### （1）林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

#### （2）林道

町及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

#### （3）防火線

町、消防本部及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

## 第3節 応急対策計画

### 1 消防計画の樹立（総務課・まちづくり課・消防本部）

#### （1）地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町及び消防本部は、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

#### （2）消防の出動と配分図

町及び消防本部は、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ近隣市町と協議しておく。

#### （3）重点地域の指定

町及び消防本部は、特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し、体制の確立を図る。

#### （4）モデル地区の設置

町及び消防本部は、モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

#### （5）消防計画図の作成

成田市消防本部の消防計画の中に、林野火災消防計画図を取り入れる。

## 2 総合的消防体制の確立（総務課・まちづくり課・消防本部）

### （1）警報連絡体制の確立

町及び消防本部は、火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

### （2）大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

### （3）防ぎよ機器等の整備

町及び消防本部は、林野火災の消火に必要な各種防ぎよ機器等を整備し、点検しておく。

### （4）地域自衛組織の育成

町及び消防本部は、森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

### （5）防災訓練の実施

町及び消防本部は、機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

### （6）広域応援体制の確立

町及び消防本部は、初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

### （7）航空機による空中消火体制の整備

町及び消防本部は空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

管理委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場
自衛隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場

### （8）救護体制の確立

町及び消防本部は、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動その他医療救護体制の確立を図る。

## 3 情報収集・伝達体制（総務課・消防本部）

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

4 避難計画（総務課・消防本部）

町及び消防本部は、警察と協力し、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

## 第4章 危険物等災害対策

(総務課・消防本部)

### 第1節 基本方針

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第4編 第7章 道路事故災害対策」を準用する。

#### 1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### 2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

### 第2節 予防計画

#### 1 危険物（総務課・消防本部）

##### (1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

##### (ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

##### (イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

##### (ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 町及び消防本部

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、近隣市町との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

### 【資料編：2-1 災害協定一覧】

## 2 高圧ガス（総務課・消防本部）

(1) 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び

順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

1つの事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し、定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

町、消防本部及びその他関係機関は協力し、次の対策を実施する。

ア 防災資機材の整備

(ア) 町及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 町及び消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

町及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

町及び関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう、定期的に総合防災訓練を実施する。

### 第3節 応急対策計画

#### 1 危険物（総務課・消防本部）

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制



- (ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- (イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防本部へ通報する。

#### イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方策をとる。

#### ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

### (2) 町、消防本部、その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに、次の応急対策を実施する。

#### ア 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、町、県、その他関係機関に災害発生速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

#### イ 救急医療

当該事業所、消防本部、町、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、その他関係機関はこれに協力する。

#### ウ 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

#### エ 避難

町は、県警察と協力し、避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

#### オ 警備

県警察は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

#### カ 交通対策

道路管理者、県警察は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

#### キ 原因の究明

町、消防本部、県、学識経験者等は、災害の発生原因の究明に当たる。

## 2 高圧ガス（総務課・消防本部）

### (1) 事業所等

#### ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(2) 町、消防本部、その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

(ア) 町及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 県警察、消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し、事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 町は、必要に応じ、避難の勧告又は指示を行う。

オ 原因の究明

町、消防本部、県、学識経験者等は、災害の発生原因の究明に当たる。

## 第5章 航空機事故災害対策

(総務課・まちづくり課・保健福祉課・消防本部)

### 第1節 基本方針

航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める。

### 第2節 予防計画

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備（総務課・まちづくり課）

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

#### 2 協力・応援体制の整備（総務課・まちづくり課）

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

#### 3 消火救難、救急救助及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄（総務課・保健福祉課・消防本部）

関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

#### 4 防災訓練（総務課・まちづくり課）

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

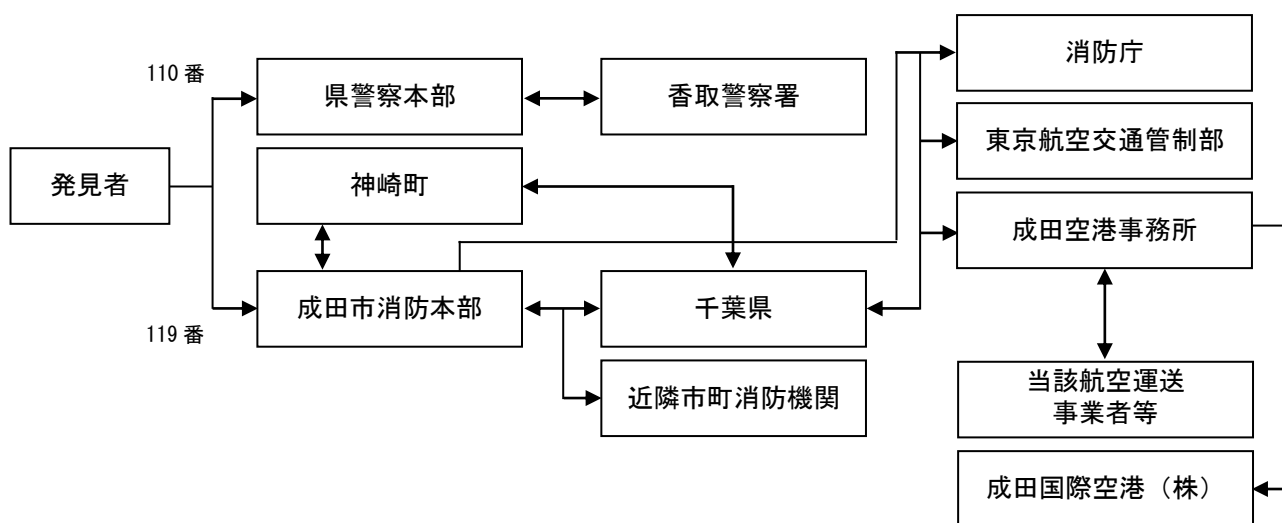
### 第3節 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図る。

#### 1 情報の収集（総務課・まちづくり課）

初動体制を早期に確立するため、関係機関は次のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

【情報受伝達ルート】



2 応急対策（全部の課等）

航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

(1) 消防活動

町及び消防本部は、県、近隣市町消防機関、警察と協力し、消防活動に当たる。

ア 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ 航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び消防本部の職員は、住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ 災害の規模等が大きく、町及び消防本部のみでは対応不可能な場合は、近隣市町消防機関等の応援を得て実施する。

(2) 救出救護活動

当該航空運送事業者、町、消防本部、警察、県は、日本赤十字社千葉県支部、(一社)香取郡市医師会、(一社)香取匝瑳歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会等の協力を得て救出救護活動に当たる。

ア 負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部、災害拠点病院等の協力機関が編成する医療チームの派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

イ 重軽傷者の救護は、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(ア) 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(イ) 医療チームの派遣

医療チームは、日本赤十字社千葉県支部、(一社)香取郡市医師会、(一社)香取匝瑳歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、災害拠点病院等の協力機関が編成する。

(ウ) 救護所の開設

重軽傷者の救護は、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(3) 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者を、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(4) 死体の収容

町が、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

(5) 交通規制

県警察は、災害地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(6) 広報

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して、次のとおり広報を行う。

ア 町及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ そのほか必要な事項

(7) 防疫及び清掃

防疫及び事故現場の清掃については、「第2編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

**3 応援体制（総務課）**

被災地に早急に必要人員及び物資の派遣及び調達をするため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。

## 第6章 鉄道事故災害対策

(総務課・まちづくり課・消防本部)

### 第1節 基本方針

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

### 第2節 予防計画

#### 1 事業者による予防対策（総務課・まちづくり課）

東日本旅客鉄道（株）千葉支社（以下「鉄道事業者」という。）は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

#### 2 行政等による予防対策（総務課・まちづくり課）

- (1) 国、公共機関、県、町及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 国、県及び町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 国、県、町、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

### 第3節 応急・復旧計画

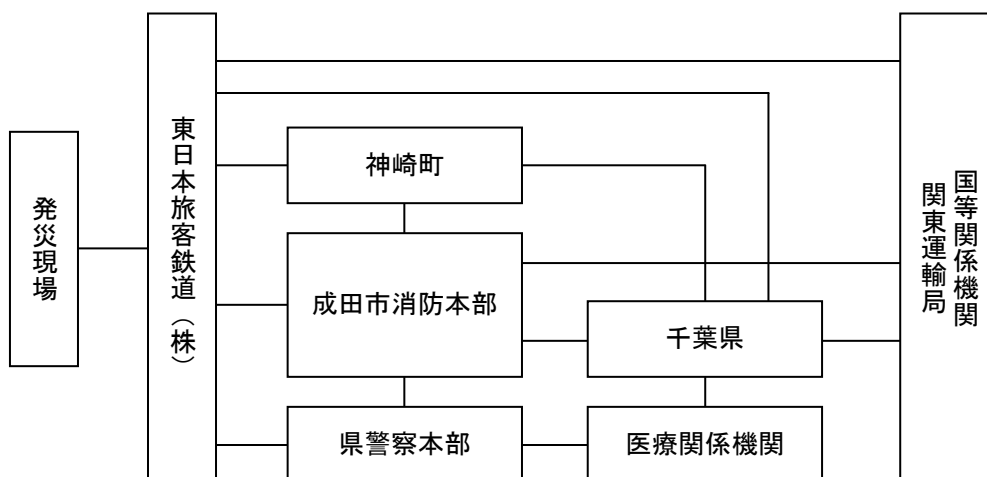
#### 1 行政等による応急活動体制

町及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

#### 2 情報収集・伝達体制（総務課・まちづくり課）

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。

【情報受伝達ルート】



【関係機関連絡先】

関東運輸局	NTT 電話	NTT FAX
総務部総務課	045-211-7269	045-212-2017

※ 鉄道事業者の大規模事故災害時の連絡先は、関東運輸局安全指導課（NTT 電話 045-211-7240）

鉄道事業者	防災担当課	県防災行政無線		一般加入電話	
		防災無線 電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-225-9857	043-225-4886

3 相互協力・派遣要請計画（総務課・まちづくり課）

- (1) 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (3) 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、町は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動（総務課・まちづくり課・消防本部）

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救急救助計画（総務課・まちづくり課）

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急救助活動を行うとともに、必要に応じて救急救助活動を実施機関に協力要請する。
- (2) 国、県及び町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救急救助活動のための資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者等に対し、医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

7 避難計画（総務課）

- (1) 発災時には、町及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- (3) 町は、必要に応じて避難所を開設する。



## 第7章 道路事故災害対策

(まちづくり課・消防本部)

### 第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

#### 【計画の対象となる道路災害】

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物の流出等

### 第2節 予防計画

#### 1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処（まちづくり課）

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において、次の措置を講ずる。

##### (1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行う。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行う。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより、すべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し、監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	神崎町	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p> <p>また、町道の計画、建設及び改良に当たっては、県から道路構造物の被災の防止に係る技術指導を受ける。</p>

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておく。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

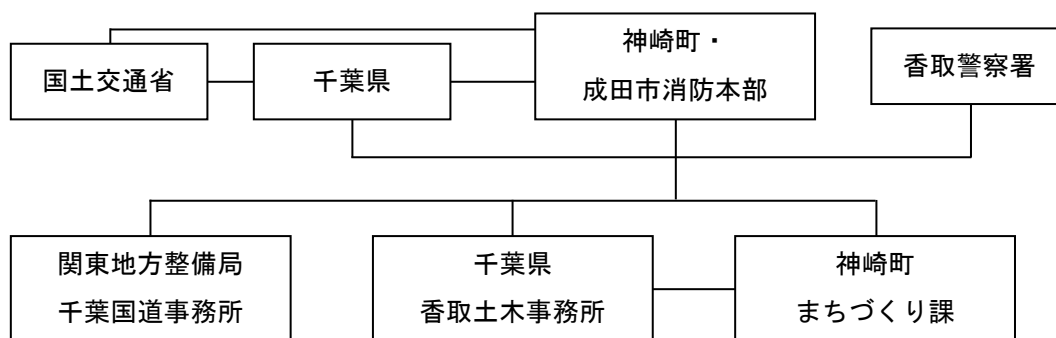
第3節 応急対策計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処（まちづくり課・消防本部）

(1) 情報収集・伝達体制

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

【情報連絡系統】



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な次の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は、必要な体制をとるものとする。

また、町は、必要に応じ、災害対策本部等の体制をとる。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は、次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 警察署	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては、被災原因を究明し、再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	神崎町 及び 消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとる。 災害の規模が大きく、町及び消防本部のみでは十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防機関及び市町に応援を求める。また、県に対し、災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	警察署	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防本部等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

## 2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

### (1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防本部に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

### (2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

### (3) 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

### (4) 避難

町及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

### (5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。